



Title	北海道の知的障害児教育実践史研究：第二次大戦前における劣等児等の特別教育(Ⅱ)
Author(s)	市澤, 豊
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 87, 93-155
Issue Date	2002-12
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.87.93
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28871
Type	departmental bulletin paper
File Information	87_P93-155.pdf



北海道の知的障害児教育実践史研究

— 第二次大戦前における劣等児等の特別教育 (II) —

市 澤 豊*

A Study on the History of Educational Practices for Children with Intellectual Disabilities in Hokkaido : Special Education for Underachievers and Mentally Retarded Children prior to World War II

Yutaka ICHISAWA

【要旨】本稿は、北海道における知的障害児の教育実践史研究の戦前編としてまとめたものの第II報である。本研究科紀要第86号掲載の第I報では、北海道の初等通常教育の拓地殖民教育の特質を明らかにして、劣等児等（学業成績不良児・劣等児並びに低能児・精神遅滞児を統括した用語）の特別教育との関連性を検討した。第II報は、劣等児等の特別教育の成立過程と特質について、以下の三点から論考した。第一点は、北海道における就学督責と就学猶予・免除規定と実態についてである。第二点は、劣等児等の特別教育形態をA型（特別学級）とB型（通常学級等指導）に類別して、A型六事例・B1型（授業時間内配慮指導）一事例・B2,3型（授業時間内・外特別指導）一事例の教育概要を整理した。このうちのA型については、第III報で教育実践の特質を詳報する予定である。第三点は、特別教育に関する50編の論文・記録等を検討して、北海道の特別教育論を明らかにした。

【キーワード】劣等児等，就学督責，就学猶予・免除，特別教育形態，教育実践

第3章 北海道における劣等児等の特別教育の成立

戦前期の北海道及び北海道に関わる劣等児等の特別教育についての史的先行研究等は、木村謙二の「学業不振児および精神薄弱児等の教育（『北海道教育史全道編三』1963.3.）」、大井清吉の「戦前の師範学校における劣等児あるいは精神薄弱児を対象とする特別学級の設置と廃止の状況について（『精神薄弱問題史研究紀要』17. 1975.3.）」、特殊教育百年北海道記念会による『北海道の特殊教育（1978.9.）』、戸崎敬子の『特別学級史研究（1993.2.）』、前多亜衣の「戦前のわが国における〔特別学級〕の性格と北海道における事例研究（1998.2.）」がある。その中で、北海道における特別教育史として体系的に論述されたものとしては、木村謙二と前多亜衣の両氏によるもののみである。

木村謙二論文は、主に北海道札幌師範学校附属小学校関係資料と北海道教育会機関誌『北海道教育会雑誌（後継誌は、「北海道教育雑誌（1892.9.）」「北海之教育（1907.5.）」、「北海道教

* 北海道大学大学院教育学研究科博士課程，日本福祉学院教員

「第二次大戦前の特別教育・特別学級年表」

国内の主な特別教育関係	北海道の特別教育関係
1872 年 「学制」に廃人学校規定	1872 年12月 開拓使「奨学告諭」布達 1873 年 7 月 文部省答議「北海道開拓の特殊性を認め普通教育の特例認可」
1875 年 楽善会（東京訓盲所設立目的）組織 ・京都第十九番小学校瘖啞教場開設	1877 年12月 函館鶴岡学校（貧民、孤児、低能児教育）開設 1878 年 6 月 対雁土人教育所開設（変則簡易教育） 1879 年 2 月 函館支庁「教師心得（記憶乏シキ者、愚鈍不良者ノ教育法）」表記 1883 年 2～5 月 札幌函館根室三県「就学督責規則」規定 1887 年 4 月 北海道庁令第 16 号「小学校規則及小学簡易科教則（拓殖教育推進のため、教育財政の緊縮、教育内容、教育方法のダンピング）」
1889 年 長野尋常小学校新入生能力別編成 1890 年 松本尋常小学校「落第生」組開設 ・「改正教育令・盲啞学校の設置廃止に関する事項（就学猶予、免除規定）」 1891 年 石井亮一孤女学院創設 ・文部省令第 12 号「学級編制等ニ関スル規則（特別学級等設置根拠）」	1893 年 7 月 岩谷英太郎「あいぬ教育ノ方法」（アイヌ教育を盲啞教育方法と同一視点で論述） 1895 年 3 月 北海道庁令第 14 号「児童生徒出席停止規程」 4 月 私立北盲学校創設（大澤銀之助） ・函館訓盲会発足（マイラ・エニード・ヘブン・ドレバー。1901 年訓盲院開設、1902 年「啞生部」附設） 10月 「北海道十年計画（1901 年実施）」 12月 北海道庁令第 117 号「学齢児童就学ニ関スル規則」制定
1896 年 長野尋常小学校「鈍児学級（1901 年晩熟児学級）」開設 1899 年 長野県「尋常小学校特別学級規程」制定 1900 年 埼玉県「特別教授ニ関スル規程」制定 ・文部省「小学校令改正（就学義務の免除・猶予規定の厳正化と対象を分化）」	1899 年 3 月 「北海道旧土人保護法（法律第 27 号）」公布（国費による小学校設置）
1903 年 大分県「尋常小学校特別学級規定」制定	1901 年 3 月 北海道庁令第 42 号「旧土人教育規程」 5 月 北海道庁訓令第 43 号「旧土人児童教育規程施行上ノ注意」（別学、簡易教育） 1902 年 9 月 北海道庁訓令第 111 号「年長児童児守児童ノ学級編制及ヒ其ノ教授法」規定 1903 年 2 月 北海道庁令第 13 号別冊「普通教育ニ関スル注意事項」通知 4 月 小樽量徳小学校聾児三名入学（1905 年 10 月小林軍平「盲啞塾」に発展） 12月 北海道庁令第 117 号「特別教育規程」（庁訓令第 111 号廃止。特別教育施設設置、教育内容、教育方法のダンピング） ・北海道庁令第 116 号「学齢児童就学ニ関スル規則」制定
1906 年 文部省普通学務局第三課長服部教一「目下独逸ニ行ハルル新小学校編制	1905 年10月 北村衛也「劣等生に就いて（教授論）」 1906 年 9 月 井野長司「書き方教授に於ける劣等生取扱法（実践研究）」

(つづく)

(つづき)

国内の主な特別教育関係	北海道の特別教育関係
法」(官報に「マンハイムシステム」紹介) ・大阪府師範附属小学校「特別教室(劣等児, 担任鈴木治太郎)」開設 1907年 文部省訓令第6号「師範学校規程制定ノ要旨及施行上注意」特別学級開設奨励 ・岩手師範附属小学校「特別学級(劣等児・低能児)」開設 ・鈴木治太郎「小学校児童取扱方実施報告」官報7249 1908年 福岡女子, 長野, 和歌山県師範附属小学校に「特別学級」開設 ・東京高等師範附属小学校に「特別学級(低能児)」開設 ・乙武岩造「低能児教育法」 1909年 東京府立巢鴨病院「修養学院」治療教育開始 1911年 文部省「特殊児童教育調査」実施 1912年 低能児等調査実施(大阪市, 群馬県, 新潟県, 広島県, 岡山県) 1913年 大日本学校衛生協会設立 1914年 文部省「学校衛生講習会」開催 1919年 文部省普通学務局第四課(特殊教育所掌, 1929年社会教育課と改組)組織 1920年 東京市太平小学校「補助学級」, 東京市林町小学校「促進学級」開設 ・文部省普通学務局「就学児童保護施設講習会」開催 1922年 文部省「第一回劣等児教育講習会」開催 1923年 文部省学校衛生課「特別学級編制に関する調査」10月実施(学級編制学校190校, 学級数383学級, 児童数16,271名) ・文部省第四課「全国特殊教育状況調査」年末実施(特別学級開設校235校, 学級数463学級, 児童数18,654名) 1925年 文部省社会教育課「全国特殊教育状況調査」年末実施(学級編制校138校, 学級数232学級, 児童数6,298名) 1926年 文部省学校衛生課「特別学級編制に関する調査」3月実施(学級編制校175	1907年5月 十倉都「如何にして劣等生を教育すべきか(教授論)」 10月 北海道師範附属小学校で盲啞児二名を教育(漸次5名, 二か月から一年六か月間教育, 1909年に廃止) 1909年2月 『北海道師範学校附属小学校内規』第三章第八に「低能児取扱」記載 4月 北海道師範代用附属円山小学校「複式特別学級(比較的智力ノ劣レル児童)」編成 1910年5月 北海道教育会「劣等児の為特別学級を設くるの可否」帝国教育大会で討議提起 10月 空知郡幌内小学校「劣等児特別指導」着手 11月 土井壮良「特殊児童の教育法如何(特殊児童論紹介)」 1912年12月 函館市立東川小学校教育上の困難等として「劣等取扱」を報告 1913年7月 第二伏古尋常小学校長三野経太郎「教授主義ノ方針」に優秀児童取扱法, 劣等児童取扱法を明示 1917年6月 社団法人函館慈恵院附属大森小学校(貧窮児童の教育以後約10年間)開始 1919年12月 「小学校教科目教授ノ程度及教授時数等ニ関スル規程(庁令第84号)」訓令 1920年頃 幌別郡幌別鉦山小学校で「特別教育」実践 1921年3月 服部教一北海道庁内務部長となる(1924年10月退官) 1923年4月 札幌師範附属小学校「特別補助学級」(北海道庁内務部長服部教一指導による皇太子来道記念事業。精神薄弱児対象。無認可。7月授業開始。)開設 6月 ヘレンケラー来道 10月 北海道の「特別学級」状況(学校数4校, 学級数17学級, 児童数723名) 1924年7月 札幌師範附属小学校「特別学級編制学校の状況」 1925年12月 函館師範附属小学校「成績不良児童の教育方法(実践)」 1926年3月 北海道の「特別学級」状況(学校数2校, 学級数3学級, 児童数85名)

(つづく)

(つづき)

国内の主な特別教育関係	北海道の特別教育関係
校、学級数 363 学級、児童数 13,394 名)	5 月 久保英良「樺太に於けるアイヌ児童と日本人児童との比較」
	1927 年 4 月 函館師範代用附属亀田小学校「特別学級」開設
	7 月 北海道庁「就学猶予・免除、休退学並ニ休職者ニ関スル件」通知
	9 月 中村弥四郎「拓かれゆく力に基づいてこの子一人の教育」
	1928 年 4 月 小樽市色内小学校「遅進児学級」開設
	1929 年 1 月 島太郎「精神薄弱児童の身体状況」
1930 年 小金井治療教育所開設(1932.10. 奥田三郎経営)	
1931 年 文部省体育課「第一回精神薄弱児童養護施設講習会」開催 ・精神薄弱児養護施設協議会「精神薄弱児童養護施設に関する方策」策定	1931 年 4 月 函館市東川小学校(現大森小学校)「養護学級」開設 11 月 北川能光「精神薄弱児童養護学級の現在(実践記録)」
	1932 年 8 月 石橋俊實・内村祐之外「アイヌ学童の智能検査」実施
	1933 年 1 月 黙雷生「低脳児教育の理論と実際(札幌師範附属小学校補助学級の教育論と実践)」
	1935 年 5 月 室蘭市立天澤小学校「特別学級」存続 ・遠藤勲「天澤校に於ける特別学級の教育の実際(実践記録)」
1938 年 衆議院「小学校ニ於ケル精神薄弱児童ノ為特別教育施設ニ関スル建議」決議	
1941 年 「国民学校施行規則(文部省令第 4 号)」、「国民学校施行令規則第 53 条ノ規程ニ依ル学級又ハ学校ノ編制ニ関スル規程(省令第 55 号)」施行	1939 年 8 月 田中寛一「アイヌ児童の智能」

育(北海道聯合教育会, 1918.7.)」と誌名が改訂された²⁴⁾』を原資料として、「劣等児・低能児教育方法の研究と啓蒙, 劣等児・低能児教育の実践, 虚弱児の養護」について論述したものである。本論文は、北海道の特別教育史として体系づけた最初のものであり、北海道の特別教育の教育研究と教育実践をまとめた原典としての価値がある。その成果は、大井清吉、戸崎敬子、前多亜衣らの研究の原文献として引用されている。

前多亜衣論文は、1997 年度北海道教育大学教育学部旭川校での学士論文で、大崎功雄教授の指導によるものである。その研究手法は、主に戸崎敬子の論著をもとにしているが、函館、室蘭、札幌への現地踏査と聴き取りによる資料発掘があり、先行研究を超えるオリジナリティーが認められる。論文構成は、「特別学級」の成立と教育制度の変遷、大正末期から昭和初期における「特別学級」の展開、戦前の北海道における「特別学級」の実態となっている。本論文は、前段で戦前の我が国の「特別学級」の成立と、特別学級の性格を政治・経済の動向を背景に史的に概観している。後段では、我が国の「特別学級」と北海道における「特別学級」を比較して、北海道の「特別学級」の性格づけを検討している。

本章は、これらの先行研究をふまえながら、北海道における劣等児等の特別教育の全体像について、1. 就学猶予・免除規定の変遷とその実態、2. 特別教育に関する実践事例、3. 劣等児等の特別教育に係わる関係論文等から論述する。また、本章のまとめとして、第 2 章の北海道初等教育の特質について劣等児等の特別教育の視点から検討する。本稿の論述の指標として、

上掲「第二次大戦前の特別教育・特別学級年表」を作成した。

3.1. 北海道における就学猶予・免除規定と実態

3.1.1. 就学督責と就学猶予・免除規定

我が国における就学猶予・免除の規定については、すでに、1.1.1.において概説した。我が国の就学猶予・免除規定は、国が強力にすすめた就学義務制の実施を徹底する過程で、明確化されていった。その明確化は、貧窮保護者の子女、僻地の子女、劣等児等に対する義務教育の機会を猶予・免除することで顕現化していったと結論づけた。

本節では、国の義務教育制度の例外規定施策の下にすすめられていた北海道教育行政施策は、「就学猶予・免除」規定をどのような取り扱ったのかを論述する。

北海道開拓使開墾局は、「学制」の趣旨をふまえて、1872年11月18日に子弟の入学督促を主意とする「奨学告諭^{註2}」を発した。開拓使は、義務教育就学に関する学事事務に本腰を入れるための教育行政組織をかためた。それは、1874年12月に本庁に「督学課」を、1875年3月には各支庁に「学務係」を設けて、学校設立・学事奨励・学校監督などに当たさせたのである。根室支庁は、1874年5月に「根室支庁奨学告諭^{註3}」を、相次いで函館支庁も1875年3月に「函館支庁奨学告諭^{註4}」をそれぞれ布達した。

1880年12月の第二次教育令によって、地方長官の普通教育に関する権限が強化されることとなり、学務委員薦挙規則・就学督責規則等の認可が府知事県令の権限となった。これを受けて、「学務委員薦挙規則」の布達は、函館支庁^{註5}、札幌本庁^{註6}、根室支庁^{註7}がそれぞれ1883年に行っている。この「学務委員薦挙規則」の第二条には、委員撰挙人の資格として、20歳以上の男子などの外「瘋癲白痴ノ者、懲役一年以上及禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレテル者但満期後七年ヲ経タル者ハ此ノ限ニ非ス」と記されている。瘋癲白痴の者は、社会的権利を有しない者と規定されていたのである。次いで、1881年1月には文部省通達第2号「学務委員薦挙規則心得」、同第3号「就学督責規則起草心得」が通達された。北海道は三県時代に入り、各県はそれぞれ「学務委員薦挙規則」、「就学督責規則」を制定した。そのなかの「就学督責規則（札幌県は「学齢児童就学督責規則」）」について、三県の内容を検討する。

三県の各規則は、文部省通達第3号「就学督責規則起草心得（輪郭附）」に基づいて規定され、各県令名で文部卿福岡孝弟に相伺したものである。従って、北海道三県の規定内容には、後述するように青森県や千葉県のような独自性は見られない。しかし、各三県の規則の中には、北海道における最初の「就学猶予・免除規定」として「疾病の者」、「廃疾者」が対象者として明記されたのである。各三県は、「就学督責規則」実施後の就学状況について、それぞれの『学事報告^{註8}』により公開しているが、劣等児・低能児等の就学状況や就学猶予・免除の実態については記載されていない。「学務委員薦挙規則」は、学齢簿等に就学猶予・免除に関する記録について規定されていたことから、その実態を把握することは可能であった。それにもかかわらず、報告書等にその内訳の記載は見られないのは、次のようなことが考えられる。すなわち、廃疾者を規定する概念形成がなされて得ず、就学猶予・免除規定の趣旨が周知されていなかったこと、その診断法が未熟であったこと、そして、就学歩合は9.2%（1886年度）と低いこと、瘋癲・廃疾者等は当初から就学事務の対象から除外されていたこと、就学事務の結果の報告義務が緩和されていたことなどである。

青森県は、1881年から1882年当時、全国でも有数の低就学歩合県であった。1881年11月7

「三県の就学督責規則（札幌県「学齡児童就学督責規則」）抄」

根室県（1883年2月制定）	函館県（1883年4月制定）	札幌県（1883年5月制定）
第一条 教育令第十三条第十四条ノ旨趣タル凡児童六年ヨリ十四年ニ至ルハケ年ヲ以テ学齡トシ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ受ケシムルハ父母後見人等ノ責任ナリ故ニ就学督責規則ヲ設クル次条ノ如シ 第二条 学齡児童就学督責ノ事務ハ学務委員之ヲ掌理シ郡長之ヲ総管スルモノトスル 第三条 学務委員ハ毎年ノ終ニ於テ其学区内ノ児童翌年学齡ニ在リ左ノ項々ニ該当スルモノヲ區別シ就学調査簿ヲ製シテ郡長ニ出スヘシ 第一項 未小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサル事故アルモノ 第二項 未小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スルヲ得ルモノ 第三項 既ニ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサル理由アルモノ 第四項 既ニ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル得ルモノ 右第一項ノ事故及第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ依テ児童毎ニ之ヲ記載シ当否ノ意見ヲ付シテ郡長ノ認可ヲ經ヘシ 第四条 郡長ハ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ左ノ第一ヨリ第四マテノ事故アルモノ及ヒ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ左ノ第一ヨリ第六マテノ理由アルモノハ尚事実ヲ調査シ不就学ヲ適当ト認ムルトキハ認可ス可シ 第一 疾病ニ罹ルモノ 第二 親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキモノ 第三 廃疾ノモノ 第四 一家貧乏ノモノ 第五 他学科ヲ修ムルモノ 第六 職業ニ就クモノ 第五条以下第十一条まで（省略）	第壹条 学齡児童就学督責ノ事務ハ事務委員之ヲ掌理シ郡区長之ヲ総管スルモノトス 第貳条 学務委員ハ学事表簿様式乙号第一式ノ如ク学齡簿ヲ編製シ就学不就学ノ事故理由ヲ記載シ又毎年十一月戸長役場ノ戸籍ニ就キ翌年中学齡ニ入ル児童ヲ調査シテ順次編入シ学齡ヲ終ルモノ及他ノ学区内へ転籍寄留又死去等ノ者アレハ其都度事由ヲ記載スヘシ 但他学区内ヨリ寄留ノ者ハ別冊ニ之ヲ編入スヘシ 第三条（省略） 第四条 町村人民ハ毎年十二月十日前ニ於テ翌年学齡ニ当ル児童ノ就学スルヲ得ルト否トヲ学務委員ニ届出ヘシ其就学スル能ハサルモノハ其事故ト理由ヲ具スヘシ 但シ学齡委員ニ於テ父母後見人等ノ申出ノ事故及ヒ理由確實ナラサルカ又適当ナラスト認ムルトキハ勉テ就学セシムヘシ 第五条 学務委員ハ毎年十二月廿日前ニ於テ父母後見人等ノ届出ヲ学齡簿ニ照ラシ其学区内ノ児童翌年学齡ニアリテ就学スルヲ得ルモノト得サルモノトノ帳簿ヲ異ニシ且左ニ項々ニ該当スルモノヲ區別シ学事表簿様式乙号第二式甲ノ如ク就学調査簿ヲ製シ之ヲ郡区長ニ出スヘシ 第一項 未小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサル事故アル者 第二項 未小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スルヲ得ル者 第三項 既ニ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサル理由アル者 第四項 既ニ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル得ル者 右第一項ノ事故及ヒ第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ依リ児童毎ニ之ヲ記載シ当否ノ意見ヲ付シテ郡区長ノ認可ヲ經ヘ	第一条 学齡児童就学督責ノ事務ハ学務委員之ヲ掌理シ郡区長之ヲ監督ス 第二条 学務委員ハ毎年十二月其町村戸籍（本籍寄留）簿ニ就キ学区内ノ児童翌年学齡ニ在テ左ノ項々ニ該当スル者ヲ區別シ就学調査簿ヲ製シテ之ヲ郡区長ニ出スヘシ 第一項 未小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサルノ事故アル者 第二項 未小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ其年就学スルヲ得ル者 第三項 既ニ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル能ハサルノ理由アル者 第四項 既ニ小学科三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル学齡児童ニシテ其年就学スル得ル者 右第一項ノ事故及第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ由リ児童毎ニ之ヲ記載シ当否ノ意見ヲ付シテ郡区長ノ認可ヲ經ヘシ 第三条 学務委員ハ第二条ノ第一項及第三項ニ付郡区長ノ認可經タル後ハ其第二項及第四項ニ該当スル児童ニシテ小学校ニ入ルヘキモノト巡回授業ニ依ルヘキノトヲ區別シタル名簿ヲ製シ該当小学教員又ハ巡回授業教員ニ回付シ且其名簿中ニ載セタル児童中ニ就キ父母後見人等ノ申出ヲ採用セサル分ニ限り其旨ヲ該父母後見人等ニ示諭スヘシ 第四条から第七条まで（省略） 第八条 未小学科三ケ年課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ就学スル能ハサル事故アリト認ムヘキ者左ノ如シ 一 疾病ニ罹ル者 一 親戚疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者 一 廃疾ノ者 一 一家貧乏ノ者 但此等ノ者ヲ待ツヘキ学校等ノ設備ナキ場合ニ限ル 第九条（省略）

(つづき)

根室県 (1883 年 2 月制定)	函館県 (1883 年 4 月制定)	札幌県 (1883 年 5 月制定)
	シ尤モ第二項及ヒ第四項ニ該当スルモノノ中巡回授業又ハ家庭教育ヲ受ヘキ者アルトキハ之ヲ明記シヘシ 第七条から第十条まで (省略) 第十一条 未タ小学科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘサル学齡児童ニシテ就学スル能ハサルノ事故アリト認ムヘキ者ハ概子 (ママ) 左ノ如シ - 一 疾病ニ罹ル者 - 一 親戚疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者 - 一 廃疾ノ者 - 一 一家貧乏ニシテ其児童ナケレハ生活シ難キ者 第十二条から第十三条まで (省略) 第十四条 郡区長ハ家庭ニ於テ普通教育ヲ受クル児童ノ学業ヲ毎年二回其町村小学校ニ於テ試験セシムヘシ 但其教育不完全ト認ムルトキハ更ニ小学校に就学セシムヘシ	

日に制定している青森県の就学督責規則^{註9}には、小学科三か年課程未修了児童の不就学要件 (起草心得第八条) について、「瘋癲白痴」・「盲啞聾瘂」・「篤疾」, 「親族中ノ重病人」・「居住ノ地方人家稀疎殆ント無煙ノ僻郷ニシテ就学ノ方便ナキ者」・「学区ニ於テ貧生特別ノ就学設立セサル際」などの独自の方策をもちこんでいる。

1886 年 4 月, 勅令第 14 号により公布された「小学校令」は, 義務教育制度を明確に打ち出した。北海道庁は, 1887 年 4 月には庁令第 23 号により「学齡児童就学規則」を通定した。本規則では, 就学猶予の対象が就学督責規則より一層明確になったことと, それまでの不就学の条件が「申出」制が「届出」制に変更されたことがあげられる。

「学齡児童就学規則 (抄)」

第一条 (就学事務の掌理・総管)

第二条 (学齡名簿編製)

第三条 (「入校票」交付), 第四条 (「入校票」の差出)

第五条 父母後見人ニ於テ児童ヲ入学セシムル能ハサルモノハ入校票ヲ受ケタル時若クハ事故ノ生シタル時其旨ヲ戸長ニ申出ヘシ

第六条 戸長ハ前条ノ申出ヲ正当ト認ムルトキハ相当ノ期限ヲ定メ之ヲ猶シ又ハ其ノ児童ノ父母後見人ニ入校票ヲ発スルコトアルヘシ

第七条 (入学説諭)

第八条 (長期欠席ノ取扱)

第九条 (私立学校入学)

第十条 就学猶豫ヲ与フルモノハ概ネ左ノ如シ

- 一 疾病ニ罹ル者

- 一 親戚疾病ニ罹リ他ニ看護人ナキ者
- 一 廃疾ノ者
- 一 就学スヘキ場所ナキ者
- 一 家計ヲ助クル為メ就学スヘキ時間ナキ者

文部省は、第一次小学校令の施行に伴う関連法令として、「地方学年通則（1890.10.）」、「市町村制ヲ施行セサル地方ノ学務委員ニ関スル規定（1894.2.）」を公布し学務委員制度の強化をはかった。これを受けて、北海道庁は1895年3月に庁令第14号「学齢児童出席停止規程」を、5月には庁令第46号で「学務委員規則」を令達した。「学齢児童出席停止規程」には、性行不良者の出席停止規定として次のような内容があげられている。すなわち、「学齢児童中伝染病患者性行不良ニシテ教誨誠飾ノ効ナキ者精神錯乱又ハ身体強弱ニシテ学習ニ耐ヘサル者ニ対シテ出席停止ヲ命スルコト」と規定され、精神病者や身体虚弱者を初等教育から除外している。

北海道庁は、1899年11月「就学督励ニ関スル件（訓令第679号）」により区町村長戸長に対して就学に関する精確な調査の実施と就学歩合85%達成を要請した。同年12月には、就学義務を厳重に規定した第三次小学校令を受けた北海道庁は、1899年11月に就学出席の特例方法を徹底するために、就学歩合を90%に引き上げることが盛り込んだ「学齢児童就学ニ関スル規則（庁令第117号）」を改正し、1900年1月より実施した。同時に、1901年8月は「学齢児童就学ニ関スル細則（庁令第31号）」により区長村長戸長への行政指導を強化した。この改正規定には、小学校令による猶予・免除を与える場合として、「児童ノ疾病不具廃疾身体發育ノ不全」と「貧窮者等」をあげている。ここで、新に就学猶予・免除の対象者として「不具」、「發育の不全」の身体に障害のある児童を加えたのである。「細則」には、第一条で「学齢簿」の編製とその様式「第一号表」を示している。その様式は下表の内容である。

「学齢簿様式（第一号表）」

氏名			住所 生年月日 学齡ヲ終ル 年月日		保護者	氏名 住所 職業 児童トノ関係	
就学	入学シタ学校又ハ授業者氏名						
	就学シタル年月日						
	尋常小学校ノ教科ヲ了リタル年月						
不就学	猶豫	年月日			免除	年月日	
		事 由					
		期 間				事 由	
備考							

第三次小学校令第33条に加えて、第34条には「教育事務の委託に関する事務を免除された地域の就学児童の就学義務を免除」することが規定された。この規定は、北海道の地域主義に合致するものとなり、就学免除処分の事由として「疾病」・「貧窮」の他に、新しく行政上の当然の免除が設けられたのである

1903年2月に北海道庁は、義務教育行政の徹底を、特に就学歩合成績向上を意図して、普通教育の事務及びその技術に従事する人々への参考に応じ、注意を促すための「普通教育ニ関スル注意事項（北海道庁訓令第13号別冊）¹¹⁰」を『殖民公報（1903.3, 5.）』に掲示した。その「第三 就学事務ニ関ハル事¹¹¹」には、就学事務は精確な学齢簿を編纂して行うよう詳説して、「法令ニ照ラシテ一定ノ豫猶又ハ免除ノ処分ヲ為シタモノ」は就学事務から除外して進めるよう指導している。更に、不就学の場合については、「今日ノ實際ノ有様ニツイテ見レハ、不就学者ハ貧窮ナトノ子供、就中女ノ子供テアツテ、其年齢モ十歳位ヨリ以上ノモノカ多イ」と、不就学児童は障害をもつ児童以外の児童であるとの認識をしている。このことから明らかなように、障害をもつ児童については、「到底猶豫免除ノ処分ヲ要スルモノ」として就学事務から除外して措置していったのである。

北海道庁は、小学校令第34条を適用するために、1903年12月5日には庁令第116号により「学齢児童就学ニ関スル規則」を制定した。この規則の第三条では、就学猶予対象者と免除対象者を明確に区分された。すなわち、就学免除対象者は「癡癲、白痴、不具、廢疾」の障害の重い者であり、猶予者は「疾病、發育不全」の軽度障害者と「貧困」の者として、障害の程度により区分する法制理念を北海道に浸透させていった。この就学猶予・免除規定は、「貧困条項」を除き、1941年3月の「国民学校令」、「国民学校令施行規則」へ引き継がれた。更に、「国民学校令」の就学猶予・免除条項は、1947年3月の「学校教育法」に取り込まれ、21世紀の今日に至ってもなお、法制として存続しているのである。

北海道庁令第116号規則は、その前文に「明治二十五年四月勅令第四十号ニ依リ特別処分ノ為文部大臣ノ許可ヲ受ケ学齢児童就学ニ関スル規則左ノ通定ム」とした。又、附則第二十二條には、「小学校令第三十三條第三十四條及小学校令施行規則第三章ハ本道ニ之ヲ適用セス（傍点は筆者）」とした。そして、その趣旨を徹底するために、北海道庁は1903年12月5日の前日の4日付で、「学齢児童就学ニ関スル規則制定ノ理由（内教第4207号）」を内務部長名で各支区長へ同時に通牒した。その第二条には、「第二項ハ督責実行上ニ見ハルル問題ニシテ特ニ本道ノ如キ開拓地ニ在リテハ戸籍上ノ異動甚タ多キカ為之ヲ特設スル必要アリ（以下略）」と、第二条第二項の規程設定の理由を述べている。この規程により、市町村制をとらない北海道の特殊性により、就学事務及び就学指導全般を例外的に進めることを明記しているのである。特に、学齢簿の編製に特別処分による加除訂正と就学猶予・免除の規程について例外的に容認している。そして、第二十四条で「北海道庁令第31号細則」を廃止した。その関係規程である第一条、第二条、第三条及び第四条並びに附則第二十二條の条文を次ぎに転記する。

「学齢児童就学ニ関スル規則（北海道庁令第116号）」

- 第一条 区町村戸長ハ毎年三月二十日マテニ其ノ区町村内ニ現住ノ学齢児童（例ヘハ明治三十七年次ニ在リテハ明治二十三年四月二日生ヨリ明治三十一年四月一日生マテノ者ヲ云フ次年次以下之ニ倣フ）ヲ第二条ニ依リ調査シ第一号表ノ様式ニ依リ学齢簿ヲ編制スヘシ
- 第二条 学齢児童ノ調査ハ左ノ様式ニ依ルヘシ
- 一 前年編制ノ学齢簿ヲ現在ノ戸籍簿及寄留簿ニ照合シ学齢ヲ終リタル者、転住ノ者及死亡ノ者ヲ除キ来住ノ者及其ノ年学齢ニ達スル者（例ヘハ明治三十七年次ニ在リテハ明治三十年四月二日生ヨリ明治三十一年四月一日生マテノ者ヲ云フ次年次以下之ニ倣フ）ヲ加フルコト
 - 二 前号ノ外実地ノ調査ヲ為シ其ノ公簿ニ漏レタル現住ノ者ヲ加ヘ及不在ノ者ヲ除クコト但シ不在ノ者トハ届出ナクシテ転住ノ者、死亡ノ者及居所不明ノ者ヲ云フ
 - 三 以上各号ノ外様式ニ照シ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ之ヲ加除訂正スルコト

第三条 小学校設置区域及小学校ノ位置指定ニ関スル規則第三条ニ依リ尋常小学校ノ設置又ハ児童教育事務ノ委託ニ関スル義務ヲ免セラレタル区域内ノ学齡児童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレテルモノトス

第四条 学齡児童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ区町村長戸長ハ其ノ就学ヲ免除スルコトヲ得

学齡児童病弱又ハ發育不完全ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ区町村長戸長ハ其就学ヲ猶豫スルコトヲ得

区町村長戸長ニ於テ学齡児童保護者貧窮ノ為其ノ児童ヲ就学スルコトヲ能ハスト認メタルトキハ亦前二項ニ準ス但シ支庁長ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ処分ニ関シ猶豫メ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

附則

第二十二條 小学校令第三十三條第三十四條及小学校令施行規則第三章ハ本道ニ之ヲ適用セス

次に、「学齡就学児童ニ関スル規則制定ノ理由」前文を摘記する。

「学齡就学児童ニ関スル規則制定ノ理由ノ前文（摘記）」

本道ハ、六千余方里ノ面積内ニ、人口ハ僅カニ百余万人シカ住ンテイナイ。然モ北海道ノ周囲ト内部ニ散布シテイル。人口ノ移動ハ年々七八万人カ出寄留スルノニ對シテ入寄留者ガ三十二三万人ト多イノカ他府県ト異ナルトコロテアル。從ッテ、本道ノ学齡児童就学ニ関スル規則ハ、他府県ト同一ニ小学校令ノ旨ニヨルコトハ困難テアル。故ニ本道從來ノ就学行政ハ往々適実ヲ欠クモノ少カラス、今回規則改正スル所以ナリ。改正ノ要點ハ、(一)学齡児童ノ実数ヲ得ルニ誤ニナカラシメ、(二)煩細ニ過キテ却テ効力乏キ手数ヲ省キ、(三)以テ就学ノ実効ヲ取メンコトヲ期スルニ在リ。故ニ仮令小学校令ニ規程セラレテル事項ト雖トモ苟モ本道ニ實際ニ適合セスト認ムルモノハ其ノ特例ヲ許サルル範圍ニ對テ特例ノ処分規程ヲ設ケタリ

本規程により編製した学齡簿は、町村長戸長は第五号表様式「何区町村（何戸長役場内）明治何年度学齡児童就学成績表（五月一日調べ）」により毎年五月十日迄に支庁長宛に報告し、支庁長は第六号表様式「何支庁（区）明治何年度学齡児童就学成績表（五月一日調べ）」により毎年五月二十日迄に北海道長官に報告されるよう規定されている。しかし、両様式の不就学項目の猶豫、免除欄には、「瘋癲、白痴、不具、廢疾」の文言はない^{註12}。猶豫欄には、「疾病」と「貧窮」が、免除欄には「疾病」、「貧窮」、「其他」となっている。更に、不就学項目には、「校舍狹隘若ハ遠距離等ノ為不就学ノ者」を書き込む欄が設けられている。しかも、「疾病」は、就学猶豫と免除の各欄に亘っているため「瘋癲、白痴」と「不具、廢疾」の区別はされていない。これらのことから、就学事務においては、「瘋癲、白痴、不具、廢疾」の鑑別は一樣に「疾病」として処分した精確を著しく欠くものとなる。各区市町村は、北海道庁が「就学歩合の向上」を意図する「学齡児童就学成績表」と表記された書類により就学事務の取り扱いを求められていった。この「学齡児童就学成績表」報告書は、義務教育の就学歩合成績の向上のための書類であり、適正な就学指導を進める為のものとは趣を異にするものであったことから、就学歩合を競う弊害が一層派生していったと考える^{註13}。それは、後述するように、各区町村の「学齡児童就学成績表」の内容には、数字合わせの矛盾が露出していることから伺われる。

北海道における就学猶豫・免除規定は、北海道の特殊性を理由にしてすすめられていた初等通常教育施策の特例規程のもとで、特例処分による簡便で安易な就学事務により実施されていたのである。この特例処分による就学指導行政は、就学猶豫・免除の就学事務の簡便化と安易さを許容したことにより、児守児童・年長児・被傭児・居留児・遠距離居住児等により就学できない児童の教育の保障を怠ったのである。加えて「簡易教育規程」、「特別教育規程」は、他府県のように就学猶豫・免除児童に教育の機会を与える規定的性格ではなく、教育グンピングを促進する規定として運用したのである。従って、特例規定による教育施策は劣等児等の特別

教育の成立の萌芽を摘み取るものであったと指摘できる。就学猶予・免除規定の対象外児童と劣等児等の適正就学を排除する就学事務は、国の教育法制を北海道の特殊性を理由に特例処分として法制化して、その浸透化を図る役割を果たしたものである。北海道庁は、「国民学校令」を受けて関連規定を改定・新設したが、国民学校令第五十三条の特別学級・特別学校編成規定による「特別教育」の実施関連規定については、一言も触れることはなかった。

北海道庁学務部教育兵事課が編集発行した『昭和四年四月 北海道教育要覧(1926.6.)』、『昭和六年三月 学校衛生ニ関スル研究調査集(1931.9.)』の各学校衛生欄には、養護に関して「監察ヲ要スルモノ」として「児童身体虚弱者、精神薄弱者」をあげている。そして、1938年度より各地で「児童生徒疾病調査」研究を進めていること、「臨時学校衛生相談所」を設け、学校と家庭が協力して養護の実績をあげる試みがなされていることが報告されている。北海道においては、劣等児等への処遇は「特別教育」として学校教育を保障する発想からだけではなく、医療分野である学校衛生の「養護教育」から取り組まれているのが注目される。このことから、学校衛生関係分野における史資料の発掘と検討が課題である。

1927年4月、北海道庁は、徴兵検査の資料を得る目的で、学務部長名で各支庁長・市長宛に「壮丁教育調査ニ関スル件(丑学第520号)」を通達した。調査の内容は、1.教育の程度、2.学力調査、3.尋常小学校ヲ卒業セサル者ノ不就学及中途退学ノ原因別人員調査、4.壮丁ノ年齢調査、5.壮丁ノ居住関係調査である。その中の3.の不就学と中途退学を(1)瘋癲、白痴、(2)不具、癱失、(3)病弱、發育不全、(4)学業不振、学校嫌忌、(5)家事ノ手伝、(6)雇用、徒弟、(7)出稼、船乗、(8)其ノ他の八種類に区分している。この時期になると、心身の障害を、精神遅滞、肢体不自由、身体虚弱に区分しており、学業不振の外に学校嫌忌が加わっているのが注目される。

1927年7月には、学校衛生上の参考資料を得る目的で、北海道庁学務部長名で各支庁長・市町村長・中学校長宛に「就学猶豫及免除、休退学並ニ休退職者ニ関スル件」を通達して、7月15日までに報告を求めている。この調査では、就学猶予・免除中の内訳を「疾病」と「結核性疾患」の別枠として取り扱っている。

「一 学齢児童の就学猶豫並免除者数調(4月末日現在)」

支長市名						
年 度	就学猶豫児童			就学免除児童		
	総数	同上中疾病ニ 依ルノノ数	同上中結核性 疾患ニ依ルモ ノ数	総数	同上中疾病ニ 依ルノノ数	同上中結核性 疾患ニ依ルモ ノ数
昭和 九年度 同 十年度 同十一年度 計						

以上のことから、北海道における就学猶予・免除規定は、北海道の特殊性を理由に精確・適正を欠くことを容認する極めて独自性の強いものであったと指摘できよう。そして、「学齢児童就学ニ関スル規則」の制定と施行は、北海道における劣等児等の特別教育の顕現化の希薄さと遅れをもたらす法制的要因であったと指摘できる。北海道の初等通常教育の総体としては、就

学猶予・免除対象とされる児童への適正な就学指導に基づく特別教授や特別教育は実施されることなく、学校教育から排除することを法制化していた。かかる就学行政のもとでは、就学対象者は拓地殖民の人材となる者を標準としていた。従って、障害の比較的軽度の「劣等児・低能児」等のうちの限定された者は就学の機会があったものの、障害の程度が重い「瘋癲、白痴」等の児童は、就学規定と粗雑な就学事務により就学の機会は与えられなかったのである。

3.1.2. 就学猶予・免除の実態

3.1.2.1. 教育統計資料から見た就学猶予・免除の実態

北海道の就学猶予・免除の実態に関する資料は、整っていない。わずかに、各年度の『北海道庁統計書』、『日本帝国文部省年報』、『文部省統計書』、道内各支庁・区市町の『学事一覧』等の統計資料があるだけで、その実態の内容を把握することには限界がある。又、前述したように、北海道における就学指導事務の簡便化、安易化、ないしは統計書等の印刷の誤植等により統計資料の数字は不整合な箇所があって、信憑性の疑わしいものもある。

就学猶予・免除の実態の内容を分析・検討するためには、その内訳の「疾病」の明確な概念規定と分類に基づいた精確な統計結果が求められる。しかし、その厳密さを戦前期の統計資料に求めることは至難である。更に、精確な結果から、「疾病」の出現率が算定されていることも必要であるが、それは得るべくもない。次に、北海道における就学猶予・免除の実態を検討する意図から、年度別に実態の推移をあらわした表1、4、5、6、及び比較対象県として岩手県(表2.)と宮城県(表3.)の年度別実態を掲示した。又、函館、札幌、小樽などは、比較的早くから開けて都市形成された地域である。これに対して、多くの簡易初等教育施設があり、しかも、単級複式編制教育を実施している地方における就学猶予・免除の実態を把握するために、明治期(表7-(1),(2))、大正・昭和期(表8-(1),(2))を作表して掲げた。

各年度の選定は、以下の事由によったが、統計資料が不揃いであったり、同年度の資料中に記載がないものもあったために、近接年度を取り上げている。以下に、年度選定の事由を述べる。[1]. 1881~1883年度は、国は「就学督責ノ規則」制定を各府県に指示して、北海道の三県が制定した時期である。[2]. 1886~1887年度は、第一次小校令の第3条、第4条に初めて「就学猶予」が規定され、北海道は庁令第23号「学齢児童就学規則」を制定した時期である。[3]. 1890~1899年度は、第二次小学校令第21条に「就学免除」が規定され、北海道庁は就学指導に関する庁令第14号、第46号、第117号を訓令した時期である。[4]. 1900~1903年度は、第三次小学校令が公布され、北海道は就学指導の特例規則である庁令第31号、第116号、訓令第13号別冊を布達した時期である。1903年には北海道に就学歩合は88.7%に迫り上昇している。[5]. 1905~1908年度は、1907年に師範学校令に特別学校・学級の設置奨励が附記され、北海道の就学歩合が1905年に94.7%に達し、更に1908年に97.9%となった時期である。[6]. 1919年度は、北海道の就学歩合が99.4%に達したと統計されている時期である。[7]. 1930年度は、北海道の就学歩合は99.7%に達した。[8]. 1935年度は、北海道の就学歩合は99.8%に達した。[9]. 1940~1943年度は、国民学校令に「就学猶予・免除」規程のほか、「特別学校・特別学級」の設置規程が盛られた時期である。[10]. 1948年度は、大戦後の近接の資料として取り上げた。

北海道における就学猶予・免除のなかの「疾病」の内訳は、上記の統計資料及び教育関係資料から見出すことは出来なかった。岩手県と宮城県は、精確な就学事務と指導により瘋癲白痴と不具廃失を単年度であるが統計して記載している。ここにも、北海道の就学事務の疎漏な執

表 1. 「北海道における就学猶予・免除の実態」

(%)

年度	就学 児童数	不就学児数内訳					合 計	就学 歩合	
		猶 豫		免 除					不就学 児童計
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
1883 年 (明治 16)	19,240						27,914 (59.20)	47,154	40.80
1886 年 (明治 19)	17,488						29,666 (62.91)	47,154	37.09
1893 年 (明治 26)	48,282	疾病 1,039 (1.17)		貧窮 2,969 (3.35)		其他 29,214 (40.99)	40,327 (45.51)	88,609	54.49
1904 年 (明治 37)	122,952	1,113 (0.83)	9,246 (6.87)	414 (0.31)	474 (0.35)	443 (0.33)	11,693 (8.68)	134,645	91.31
1910 年 (明治 43)	242,275	1,307 (0.53)	2,280 (0.93)	315 (0.13)	68 (0.03)	19 (0.01)	3,989 (1.62)	246,264	98.39
1912 年 (大正元)	248,350	1,085 (0.43)	1,630 (0.68)	337 (0.13)	45 (0.02)	138 (0.05)	3,752 (1.29)	252,102	98.51
1919 年 (大正 8)	423,057	1,678 (0.39)		568 (0.13)			2,246 (0.53)	425,303	99.47
1925 年 (大正 14)	491,422	871 (0.18)		419 (0.09)			1,290 (0.26)	492,712	99.74
1942 年 (昭和 17)	509,734	1,993 (0.39)		147 (0.03)			2,140 (0.42)	511,874	99.58
1948 年 (昭和 23)	582,351	1,340 (0.23)		101 (0.02)		89 (0.02)	1,530 (0.26)	583,881	99.74

表 2. 「岩手県における就学猶予・免除の実態」

(%)

年度	區別 就学 児童数	不就学児数内訳					合 計	就学 歩合	
		猶 豫		免 除					不就学 児童計
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
1883 年 (明治 16)	49,424						37,001 (42.81)	86,425	57.18
1884 年 (明治 17)	52,981						38,688 (42.20)	91,669	58.00
1893 年 (明治 26)	96,961						47,951 (33.10)	144,912	66.91
1903 年 (明治 36)	98,025	2,834 (2.58)	8,215 (7.47)	394 (0.36)	477 (0.43)	100 (0.09)	12,020 (10.42)	110,045	98.10
1909 年 (明治 42)	115,612	732 (0.62)	1,008 (0.85)	408 (0.35)	310 (0.26)	95 (0.08)	2,544 (2.15)	118,156	97.85
1913 年 (大正 2)	115,073	884 (0.76)	癲癇白痴 30 不具廃疾 352 貧困他 258 (0.03) (0.24) (0.22)				1,524 (1.31)	116,597	98.69
1919 年 (大正 8)	134,309	575 (0.42)	癲癇白痴 31 不具廃疾 357 貧困他 60 (0.02) (0.26) (0.04)				1,023 (0.76)	135,330	99.24
1925 年 (大正 14)	146,528	354 (0.24)		425 (0.29)			779 (0.53)	147,307	99.47
1940 年 (昭和 15)	197,252	417 (0.21)	癲癇白痴 49 (0.03)	不具廃疾 156 貧困他 20 (0.08) (0.01)			642 (0.33)	197,894	99.69
1948 年 (昭和 23)	—	173		598			771	—	—

表 3. 「宮城県における就学猶予・免除の実態」

(%)

区別 年度	就学 児童数	不就学児数内訳						合 計	就学 歩合
		猶 豫		免 除			不就学 児童計		
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
1883 年 (明治 16)	52,469						52,475 (50.00)	104,944	50.00
1884 年 (明治 17)	54,188						54,077 (49.95)	108,264	50.05
1893 年 (明治 26)	96,961						47,951 (33.10)	144,912	66.91
1905 年 (明治 38)	129,543	189 (0.14)	3,217 (2.39)	535 (0.40)	1,188 (0.88)	112 (0.08)	5,241 (3.89)	134,783	95.97
1910 年 (明治 43)	132,778	926 (0.60)		487 (0.32)			1,413 (0.92)	153,274	98.95
1919 年 (大正 8)	155,440	192 (0.12)		201 (0.13)			393 (0.25)	155,803	99.62
1925 年 (大正 14)	175,448	184 (0.10)		269 (0.15)			453 (0.26)	175,901	99.71
1935 年 (昭和 10)	224,963	236 (0.11)	—	癲癇白痴 72 (0.03)	不具 223 (0.10)		531 (0.24)	225,494	99.76

表 4. 「函館区・函館市における就学猶予・免除の実態」

(%)

年度	就学 児童数	不就学児数内訳						合 計	就学 歩合
		猶 豫		免 除			不就学 児童計		
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
1904 年 (明治 37)	10,152	198 (1.74)	876 (7.71)	41 (0.36)	99 (0.87)	0	1,212 (8.90)	11,364	89.33
1906 年 (明治 39)	10,872	34 (0.31)	50 (0.45)	58 (0.53)	0	0	142 (1.29)	11,014	98.72
1907 年 (明治 40)	12,055	37 (0.28)	19 (0.12)	51 (0.39)	0	0	107 (0.82)	13,062	99.18
1912 年 (大正 2)	13,458	131 (0.96)		13 (0.10)			144 (1.06)	13,602	98.94
1919 年 (大正 8)	18,459	72 (0.39)		36 (0.19)			108 (0.58)	18,673	99.23
1925 年 (大正 14)	22,342	79 (0.35)		21 (0.09)			100 (0.45)	22,442	99.55
1943 年 (昭和 18)	28,107	205 (0.73)		3 (0.01)			208 (0.74)	28,315	99.26

表 5. 「札幌区・札幌市における就学猶予・免除の実態 (1893 度分は石狩)」 (%)

年度 區別	就学 児童数	不就学児数内訳						合 計	就学 歩合
		猶 豫		免 除			不就学 児童計		
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
1893 年 (明治 26)	9,663	疾病 187 (1.09)	貧窮 953 (5.56)	其他 3,303 (19.28)	不詳 3,029 (17.68)	7,472 (43.61)	17,135	56.39	
1904 年 (明治 37)	6,491	24 (0.36)	110 (1.66)	1	1	0	136 (2.05)	6,629	97.94
1913 年 (大正 2)	9,702	47 (0.48)		6 (0.06)			53 (0.54)	9,755	99.46
1919 年 (大正 8)	18,232	81 (0.44)		29 (0.16)			110 (0.60)	18,342	99.40
1925 年 (大正 14)	21,557	91 (0.42)		32 (0.15)			123 (0.57)	21,680	99.43
1930 年 (昭和 5)	28,503	50 (0.17)		20 (0.07)			70 (0.24)	28,580	99.73
1936 年 (昭和 11)	32,585	216 (0.66)		23 (0.07)			239 (0.73)	32,824	96.67
1940 年 (昭和 15)	35,761	112 (0.31)		26 (0.07)			138 (0.38)	35,899	99.63
1943 年 (昭和 18)	38,922	81 (0.20)		35 (0.09)			116 (0.29)	39,610	99.71
1948 年 (昭和 23)	31,131	98 (0.31)		19 (0.06)			117 (0.37)	31,248	99.63

表 6. 「小樽区・小樽市における就学猶予・免除の実態」 (%)

年度 區別	就学 児童数	不就学児数内訳						合 計	就学 歩合
		猶 豫		免 除			不就学 児童計		
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
1901 年 (明治 34)	7,726	7 (0.08)	5 (0.06)	12 (0.14)	23 (0.26)	967 (11.06)	1,014 (11.60)	8,740	88.40
1904 年 (明治 37)	6,979	105 (1.40)	505 (6.63)	29 (0.38)	0	0	641 (8.41)	7,620	91.59
1913 年 (大正 2)	10,480	651 (5.83)		32 (0.29)			683 (6.12)	11,163	93.88
1919 年 (大正 8)	14,106	266 (1.85)		21 (0.15)			287 (1.98)	14,393	98.01
1925 年 (大正 14)	19,038	18 (0.09)		4 (0.02)			22 (0.12)	19,060	99.88
1929 年 (昭和 4)	24,028	19 (0.08)		5 (0.02)			24 (0.10)	24,052	99.90
1936 年 (昭和 11)	25,143	95 (0.38)		9 (0.04)			104 (0.42)	25,247	99.59
1948 年 (昭和 23)	21,583	41 (0.19)		0			41 (0.19)	21,624	99.81

表 7. 「明治期（1893, 1904 年）の北海道地方別の就学猶予・免除の実態」

(1) 1893（明治 26）年度

区别 地域	就学 児童数	不就学児数内訳					合　計	就学 歩合
		疾病	貧窮	其他	不詳	不就学 児童計		
渡　島	16,397	421 (2.61)	665 (4.13)	13,130 (40.37)	1,905 (11.82)	16,121 (49.58)	32,518	50.42
胆　振	2,727	36 (1.91)	679 (14.72)	1,172 (25.41)	2	1,889 (40.87)	4,612	59.13
十　勝	139	1	9 (2.70)	168 (50.45)	16 (4.80)	194 (58.26)	333	41.74
根　室	2,002	10 (0.36)	11 (0.36)	401 (14.58)	321 (11.85)	748 (27.20)	2,750	72.80
手　塩	1,371	144 (6.01)	10 (0.42)	777 (32.43)	94 (3.92)	1,025 (42.78)	2,396	57.22

(2) 1904 (明治 37) 年度 (%)

区别 地域	就学 児童数	不就学児数内訳						合 計	就学 歩合
		猶 豫		免 除			不就学 児童計		
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
空 知	16,237	41 (0.22)	2,159 (11.68)	36 (0.19)	5 (0.03)	0	2,241 (12.13)	18,478	88.41
上 川	7,926	46 (0.53)	497 (5.74)	32 (0.37)	157 (1.81)	0	732 (8.45)	8,658	91.55
室 蘭	6,195	179 (2.47)	478 (6.61)	51 (0.71)	61 (0.84)	270 (3.73)	1,039 (13.36)	7,234	85.64
河 西	5,105	36 (0.59)	943 (15.46)	13 (0.21)	2 (0.03)	0	994 (16.30)	6,099	83.70
釧 路	2,852	6 (0.18)	489 (14.54)	3 (0.09)	0	13 (0.39)	511 (15.19)	3,363	84.81
宗 谷	4,461	26 (0.53)	390 (7.98)	6 (0.12)	0	6 (0.12)	428 (8.75)	4,884	91.25

表 8. 「大正末期、終戦直後の北海道地方別の就学猶予・免除の実態」

(1) 1925 年度 (%)

区别 地域	就学 児童数	不就学児数内訳					合 計	就学 歩合	
		猶 豫		免 除					不就学 児童計
		疾病	貧窮	疾病	貧窮	其他			
空 知	71,440	109 (0.15)		45 (0.06)			154 (0.22)	71,594	99.78
上 川	50,519	70 (0.14)		23 (0.05)			93 (0.18)	50,612	99.82
桧 山	14,600	41 (0.28)		33 (0.22)			74 (0.50)	14,674	99.49
網 走	46,185	50 (0.11)		19 (0.04)			69 (0.15)	46,245	99.87
留 萌	15,832	13 (0.08)		26 (0.16)			39 (0.25)	15,871	99.75

(2) 1948 年度

(%)

地域 區別	就学 児童数	不就学児数内訳				合 計	就学 歩合	
		猶 豫		免 除				不就学 児童計
		疾病	貧窮	疾病	貧窮 其他			
空 知	84,090	263 (0.31)		5 (0.01)	4	272 (0.32)	84,362	99.68
旭 川 市	14,199	52 (0.36)		1	0	53 (0.37)	14,252	99.63
釧 路 市	8,820	20 (0.23)		8 (0.09)	11 (0.12)	39 (0.44)	8,859	99.56
十 勝	35,105	81 (0.23)		6 (0.02)	4 (0.01)	91 (0.26)	35,196	99.74
宗 谷	15,045	20 (0.13)		2 (0.01)	0	22 (0.15)	15,067	98.85

行が現れている。

3.1.2.2. 就学猶予・免除の実態に関する研究資料

本項でとりあげた研究資料は、就学猶予・免除の実態を検討するために整理したものである。

乙竹岩造(1913.5.^{註14})によれば、文部省普通学務局は、1911年4月1日現在の特殊児童の実数、取扱法及特殊児童のために編成する学級数の実態調査を実施した。又、同年10月1日現在の在学児童中の特殊児童(低能児、白痴児、癡癲児、不具児)の実数及び低能児の取扱法の調査を行っている。その二つの調査結果について、杉浦守邦の『山形県特殊教育史(pp.44-47. 1978.3.)』から一部分を引用する。

「就学免除及び猶予児童の種別・実数」

就学免除・猶予児	種別	盲 児	3,839 人
		啞 聾 児	5,611
		白 痴 児	3,431
		癡 癲 児	564
		不 具 児	4,894
		其外特殊ノ事情 (合計)	75,601 (免除 10,822 人, 猶予 64,779 人)
		計	93,940 人

(1911 年 4 月 1 日現在)

「在学児童中の特殊児童の種別・実数」

在学児	種別	低 能 児	130,904 人
		白 痴 児	4,771
		癡 癲 児	2,343
		不 具 児	20,725
		計	158,743 人

(1911 年 10 月 1 日現在)

これによると、1911年当時、我が国の小学校には、就学猶予・免除の理由である「疾病」をもつ児童の不就学者数を上回る、相当数の劣等児等が就学していたことになる。在学児童のうちの82%が低能児であるが、白痴や癡癲と名づけられた児童が0.1%以上も就学していることが注目される。それは、1900年の第三次小学校令で就学免除の対象となった白痴児・癡癲児が就学しているからである。果たして、調査上で白痴児や癡癲児として扱われた児童らは、専門医による医学的・心理学的な診断によるものなのかどうか、又、その児童らが就学対象となった経緯などが明らかでないことから疑問が残る。

一方、1912年1月から4月まで刊行された『児童研究』誌には、大阪市、新潟市、広島県、呉市、新潟県、群馬県、岡山県の特種児童数が報告されている。次表は、杉浦守邦(1978.3.)

が整理したものを参考にして作成した。これによれば、特殊児童の判別基準は明らかにされていないが、特殊児童の在学実態を大まかに理解することが出来る。いわゆる、劣等児等（低能児、白痴児、瘋癲児）が約2%前後就学していたことになる。

「各県における特殊児童数割合（明治44年10月1日現在）」 (%)

区分	就学児童総数	低能児	白痴児	瘋癲児	不具児	平均%
新潟県	242,640 人	5,768(2.38)	191(0.08)	71(0.03)	758(0.31)	0.70
群馬県	124,265	2,851(2.29)	88(0.07)	32(0.03)	454(0.37)	0.60
岡山県	153,040	2,550(1.67)	130(0.08)	60(0.04)	299(0.20)	0.50
広島県	201,887	3,991(1.98)	146(0.07)	61(0.03)	664(0.33)	0.60
平均%		2.08	0.08	0.03	0.31	0.61

奥田三郎は、「精神薄弱児の教育問題（『教育』5-3. pp.23-34. 1937.3.）」の中で、文部省社会教育局の『壮丁教育調査概況（1932～1935年）』を基本資料として、「精神薄弱児の数」を算出している。奥田は、当論文で精神薄弱児の正確な統計は存在しないとして、教育行政当局が精神薄弱児の教育を問題外として顧みないことが、逆の意味で問題外であると指摘している。奥田は、前記統計資料から、表一「壮丁中不就学者及び尋常小学校半途退学者数」、表二「全国壮丁の不就学及尋常小学校半途退学者原因別統計」、表三「壮丁数と瘋癲白痴、病弱発育不完全、学業不振学校嫌忌者数の比率」を作成して、不就学の原因と内訳を明らかにしている。この表一中の不就学者の割合は、1932（昭和7）年に0.6%、1933年0.6%、1934年0.5%、1935年0.5%である。その不就学者の内訳は、表二「全国壮丁の不就学及尋常小学校半途退学者原因別統計」に示されているので引用して再掲する。

「全国壮丁の不就学及尋常小学校半途退学者原因別統計」 (%)

年度	原因 教育 程度	瘋癲 白痴	病弱 発育 不完全	学業 不振 学校 嫌忌	不具 廃失	家業 手伝	雇用 徒弟	出稼 乗船	其 の 他	計 実数
1932	不就学者	15.0	6.7	2.3	17.0	24.3	20.0	7.7	7.0	4,125 人
	半途退学	1.6	4.9	4.3	1.6	38.9	36.4	6.9	5.4	26,770
1933	不就学者	15.7	7.1	1.6	19.0	23.7	17.6	7.7	7.6	3,729
	半途退学	1.6	4.9	4.2	1.8	38.6	36.8	6.9	5.2	23,578
1934	不就学者	17.7	7.0	1.9	23.8	18.2	16.6	7.0	7.9	3,554
	半途退学	2.1	5.0	4.4	2.2	38.2	36.0	7.2	4.9	20,373
1935	不就学者	19.2	7.5	1.4	24.1	18.8	14.0	7.2	7.8	3,138
	半途退学	2.1	5.0	4.0	2.2	37.0	36.6	8.4	4.7	17,878

「壮丁数と瘋癲白痴、病弱發育不完全、学業不振学校嫌忌者の比率」 (%)

原因 年度	瘋 癲 白 痴		病弱發育不完全		学業不振学校嫌忌		壮 丁 全人数	壮丁中尋 常小学校 未卒業者
	不 就 学	半途退学	不 就 学	半途退学	不 就 学	半途退学		
1932	0.097	0.068	0.043	0.208	0.015	0.182	634,759 人	4.9
1933	0.090	0.068	0.041	0.177	0.009	0.152	649,246	4.2
1934	0.096	0.065	0.038	0.157	0.011	0.137	654,263	3.6
1935	0.094	0.060	0.037	0.139	0.007	0.112	639,417	5.5
平均	0.094	0.063	0.040	0.170	0.011	0.146	644,451	—

3.1.2.3. 北海道における就学猶予・免除の実態の検討

北海道及び道内各地の就学猶予・免除の理由である「疾病」の割合は、奥田の調査統計資料の「瘋癲白痴」・「病弱發育不全」・「学業不振学校嫌忌」・「不具廃失」による不就学者の割合に該当するとみなして、北海道の就学猶予・免除の実態を検討する。

劣等児等の出現率と就学猶予・免除に関係づけた論考はほとんど見あたらない。精神薄弱児童養護施設協議会(1931.5.)は、小学校児童中約20%の児童は、IQ 90以下の精神薄弱児童がおり、その中の2%はIQ 70以下の「甚しく学習能力の遅滞著しく劣等なるもの」と述べている。奥田三郎(1937.3.)は、低能児童の出現率について、当時の研究者があげる数値(児玉昌0.05%、青木誠四郎2.05%、定説2.0%、山形県2.93%)をもとに、2.0%と推定している。しかし、「精神薄弱(『教育学辞典Ⅲ』p.1403. 1938.5.)」には、3.3%(白痴0.15、重症痴愚0.25、軽度痴愚・重症魯鈍3.05)と異なる数値をあげている。石川七五三二「わが国の精神薄弱児教育に関する調査(『教育調査第八集 わが国及各国の特殊教育に関する調査』pp.21-22. 1948.12.)」は、精神薄弱児童の出現率は約2%であるとしている。その手続きは、1947年に東京帝国大学脳研究室が全国20,187名の児童を対象に、ビネー式個別的智能検査の実施による統計処理である。その結果、智能指数60-69の劣等智2.41%、49以下極めて劣等智0.17%、全体2.58%の数値を算出している。宮部正夫『精神遅滞児の教育(p.14. 1950.6.)』は、東京都の調査資料から心身障害児の出現率を3.66%として、その内訳を次のように表示している。難聴児0.15%、弱視児0.30%、虚弱児0.55%、肢体不自由児0.27%、低能児2.14%、吃音児0.30%。文部省『特殊児童判別基準とその解説(p.105. 1953.6.)』は、精神薄弱児の出現率について、IQ 70以下のものが2~3%として、東京が2.29%、大阪が2.76%の数値を示している。

これらのことから、本節では、劣等児等の出現率を2.0%程度とし、就学免除・猶予規程にある「疾病」を「心身障害児」とみなして、その出現率を約3.0%とおさえる。

次に、就学児童数中の就学猶予・免除の対象に該当する「疾病」を持っている児童の割合は、前述の1911年文部省学務局の調査結果を参考にして約50%とおさえる。又、就学猶予・免除による不就学児童数中、「疾病」による児童数については、奥田の研究から0.56%(瘋癲白痴・病弱發育不完全・学業不振学校嫌忌0.15%+不具廃失0.41%)とおさえる。

以上のことから、前掲の統計資料から作表した各「就学猶予・免除の実態」を比較検討するために、表中の数値の一部を操作推計して、次表を作成した。

北海道の就学猶予・免除(以下「不就学」とする)児童の割合は、就学歩合成績が向上するにつれて減少している。「特別教育規程」制定による就学歩合向上への影響は、1910年に至って

「就学猶予・免除（不就学）の割合とその中に占める疾病の割合（一部操作推計）」

岩手県		宮城県		北海道		函館区・市		札幌区・市		小樽区・市	
不就学	疾病	不就学	疾病	不就学	疾病	不就学	疾病	不就学	疾病	不就学	疾病
10.42	3.94	3.89	0.54	8.68	1.14	8.90	2.10	2.05	0.36	8.41	1.78
1903 年		1905 年		1904 年		1904 年		1904 年		1904 年	
2.15	0.97	0.92	0.30	1.62	0.66	0.82	0.67	—		—	
1909 年		1910 年		1910 年		1907 年					
1.31	1.03	—		1.29	0.56	1.06	0.53	0.54	0.27	6.12	3.06
1913 年				1912 年		1912 年		1913 年		1913 年	
0.76	0.70	0.25	0.13	0.53	0.26	0.53	0.27	0.60	0.30	1.48	0.99
1919 年		1919 年		1919 年		1919 年		1919 年		1919 年	
0.53	0.27	0.26	0.13	0.42	0.21	0.45	0.23	0.57	0.29	0.12	0.06
1925 年		1925 年		1925 年		1925 年		1925 年		1925 年	
—		0.24	0.24	0.26	0.13	0.74	0.37	0.29	0.15	0.19	0.10
		1935 年		1942 年		1943 年		1943 年		1943 年	

（空欄及び掲示年度が不揃いなのは、該当年度の統計資料に記載がないか、資料が欠けていることによる）

表れたと考えられる。各年度ごとの不就学児童の割合は、岩手県と比較すれば少ないが、宮城県と比較すれば多い実態にある。しかも、「疾病」による不就学児童の割合は、劣等児等の出現率約2%、「疾病」の出現率約3%として比較すれば、いずれの年度においても不就学児童の割合は明らかに低い実態にある。そして、就学歩合成績の割合が低い時期には、不就学児童中の「疾病」の割合は出現率に近い数値を示しているが、就学歩合成績が高くなるにつれて「疾病」の割合が減少している。又、1930年前半の「壮丁教育調査」結果から算出した不就学児童中「疾病」の割合0.56%と比較すると、三分の一以下の低い数値となっている。このことは、就学督責行政が厳格化する過程において、就学指導事務は「疾病」の程度により就学指導対象児童と就学事務対象から排除する児童に選別していたと考えられる。すなわち、「疾病」の程度が中度以上の重度・重複障害児等は、最初から就学指導事務の対象とせずに放置していたのである。しかしながら、教育事務関係当局は、就学義務を一層厳格に進めて就学歩合成績を上げなければならないことから、次第に「疾病」の程度が軽・中度の児童を就学指導対象に組み入れていったと考えるのが妥当であろう。

1911年の「疾病」をもつ就学児童の割合は、本州の四県の平均数値が0.61%に対して、北海道が0.66%とほぼ同数値である。岩手県は、0.96%で新潟県よりも高く、宮城県は他府県の半分の0.30%と低い割合を示している。従って、劣等児等の「特別学級」開設興隆期には、北海

道の初等教育の「通常学級」には相当数の劣等児等が在学していたと認めることができる。

次に、不就学児童の割合の変遷について検討する。不就学児童の割合、特に「疾病」による不就学児童数の割合が経年的に減少傾向にあることは、前述の通りである。

統計数字によるものであるが、北海道並びに岩手県と宮城県に共通に見られる三つの特徴的時期がある。第一の時期は、1909年から1910年時で、北海道と宮城県は半減しており、岩手県は四分の一に減少している。第二の時期である1919年から1920年時には、北海道と宮城県が半減しており、岩手県は約三分の一に減少している。第三の時期である1925年時には、北海道も宮城県も減少傾向は少ないものの、岩手県は約四分の一に減少している。これらの「疾病」のある児童の不就学割合の減少の時期的特徴は、就学の行政指導の強化により就学歩合成績が向上したことによるほかにも、何らかの要因が存在していたと思われる。その要因についての説明は、実証資料が乏しいために確定できない。北海道に関しては、次のようなことが直接的・間接的な要因となると考える。第一の時期は、1900年の第三次小学校令、それを受けた北海道庁令第31号、同第116号による就学猶予・免除規定と就学事務の執行には、北海道「特例規程」が適用されていた。しかし、授業料不徴収の原則の浸透、旧土人教育施設の増設、1907年の北海道庁令による学齢簿の精確な編製への指導、1908年の「特別教育規程」による傍系の簡易教育所の拡大、などにより教育環境が整えをみせたことから、就学歩合成績の向上施策がようやく機能して就学歩合が88.7%から90%を超えた時期である。第二の時期は、1916年の北海道庁令「特別教育規程」が改正され、1919年に「市町村義務教育費国庫負担法」が公布されたことにより、北海道民の学校教育費負担への不安を和らげた。1922年には、宮尾舜治北海道長官と服部教一内務部長による北海道教育革新の教育方針が採られた。その手始めに、教育に関する庁令・訓令その他令規等の改廃が行われた。宮尾長官の後任である佐上信一長官は、それまでの北海道「特例規程」による教育政策を改め、「教育尊重の大義」をスローガンにして教育優先の施策を実現しようとした。又、官制により教育行政組織の改正が図られ、社会教育主事、視学制度の整備により、地方教育にまで教育行政指導が行き届くようになった。視学の職務事項として、本来業務に加えて「学齢簿の整備方、壮丁教育調査、児童保護施設」があり、就学指導行政と就学歩合成績の向上に一役を担っていた。一方、1920年の文部省令「学生生徒身体検査規程」に見られるように、学校衛生思想が興隆して、児童の養護教育や疾病問題に関心が高まる時期である。この時期には、就学歩合は、99.4%に達している。第三期は、大正末期で就学歩合は99.7%に到達した時期である。1925、1926年と相次いで「北海道庁官制」中改正がなされ、教育行政組織は戦時教育体制を固めながら、就学指導行政を厳密に推進している。北海道庁は、1927年に「壮丁教育調査ニ関スル件」、「就学猶予・免除、休退学並ニ休職者ニ関スル件」を通知して、就学猶予・免除規定とその運用を国家社会への貢献性による基準として進めるようになった。

次に、函館、札幌、小樽の不就学児童の割合について検討する。1904年時の実態では、函館と小樽の不就学の割合は全道のそれに近いが、札幌は2.05%と全道平均値の四分の一と低い。「疾病」を理由とする不就学児童の実態では、函館と小樽がともに全道平均値の約二倍近い実態にあり、札幌は四分の一と低い状況にある。これを、札幌地区の教育要求の高さなのか、就学督責の成果なのか、或いは就学事務の粗雑さによるものなのかは確定できない。三地区の不就学児童の実態の経年的変遷については、函館は全道平均に近似した傾向を示しており、札幌も1919年時までは同様の傾向である。それに対して、小樽の減少傾向は、1919年時迄はゆるやか

で、1925 に至って激減している。三地区の実態の特徴は、それぞれの地域性を反映しているのであろうが、分析・検討する資料は整っていない。函館地区は、北海道においては教育先進地区であり、1917 年当時から劣等児等への配慮した教育や「特別学級」による教育が展開されていたことが、要因の一つとして考えられる。小樽地区が、1925 年時に激減したのは、色内小学校の「特別学級」開設の気運の影響が考えられるが、推測の域を出ない。

最後に、前項 3.1.2.1. の表 7、8 により、北海道内各地の就学猶予・免除の特徴を検討する。

表 7-1) 1893 年度 北海道庁令「小学校規則及小学簡易科規則」により傍系教育体系が成立する時期である。全道の就学歩合成績率は、57.4% (全国 58.7) であった。根室地区が突出して 72.80% と高く、十勝と渡島は平均を下回っている。五地域の「疾病」による不就学児童の平均割合は、2.72% で全国平均数値の 0.56% より相当高い実態にある。根室は、不就学の割合、「疾病」による不就学割合共に低いのが目立っている。道北の天塩は、「疾病」による不就学の割合が渡島のほぼ 2.5 倍の高さである。当時の北海道の地方においては、根室を除き相対的に就学歩合は低く、「疾病」を理由とする不就学児童が相当数居たことが分かる。すなわち、就学児童の割合に比例するように「疾病」を理由とする不就学児童も多いのである。

表 7-2) 1904 年度 北海道庁令「特別教育規程」の制定により傍系教育体系が形成・発展する時期であり、一方で就学義務行政が厳格化を増した時期である。全道の就学歩合は、92.6% (全国 94.4.) に達している。全道平均値に近い 91% を超えている地域は、上川と宗谷で、道東の河西、釧路は平均を下回っている。不就学児童中「疾病」による児童数の割合は、平均 1.01% で、全道平均は 0.66% であることから、室蘭の際立って高い割合と空知・釧路の低い実態が目立っている。室蘭の不就学児童中「疾病」を理由とする高い割合となっている要因は不明である。この表からは、室蘭のように不就学の割合も「疾病」の割合も高い地域もあるが、他の四地域には不就学の割合と「疾病」の割合の関係はみられない。この実態からも、「特別教育規程」の施行による劣等児等の就学状況は、地方により差異があったことが明らかである

表 8-1) 1925 年度 全道の就学歩合は 99.6% で、全国の 99.43% を超えている。そして、五つの総ての地方において全道の平均値を上回っており、就学歩合からすれば地方性は認められない状況にある。不就学児童中「疾病」の平均値は、0.13% で、全道の平均値が 0.21% である。全国、全道より高い地域は檜山の 0.50% で、低い地域は網走の 0.25% である。道南と道東では 50% の開きがみられる。僻遠の地に単級複式編制学校が多い檜山は、不就学児童中の「疾病」による不就学児童の割合が高いのである。この要因を明らかにするためには、地域の開拓状況や人口分布、学校数と規模、通学区域、疾病率などの資料に基づく分析・検討が求められる。

表 8-2) 1848 年度 この時期になると、戦後の新教育が発足していることから、就学歩合の高低による比較検討は意味をなさないであろう。終戦直後には、不就学の割合も、不就学児童中「疾病」による割合も、1925 年時より一様に高くなっていることが注目される。この現象は、北海道全体の実態でもある。就学猶予・免除規定条項は、国民学校令から学校教育法になっても変わらなかったことから、引き揚げ者の移住・入植による就学児童の増加、戦後教育の混乱と教育体制の未整備、などによるものであろう。北海道においては、明治期から第二次世界大戦直後まで、的確な就学事務による就学猶予・免除の執行問題と不就学児童等への特別教育の実施問題は、ほとんど未解決のままであった。

3.2. 劣等児等の特別教育の実態 — 実践事例の概況 —

第二次世界大戦前の北海道における劣等児・低能児等の特別教育に関する先行研究は既述したとおりである。それらの研究では、北海道における劣等児・低能児等の「特別学級」を開設して特別教育を実施した学校については、北海道師範学校代用附属円山小学校、札幌師範学校附属小学校、函館師範学校代用附属亀田小学校、函館市東川小学校、室蘭市天澤小学校の五校となっている。

文部省は、劣等児等の教育振興策をすすめる目的で全国の特殊教育の実態調査を実施している。その中で、2002年3月の時点で公的調査資料として残されているものは、A：文部省大臣官房学校衛生課『特別学級編制に関する調査（1923年10月18日調査，1924.7.刊行）』，B：文部省普通学務課『全国特殊教育状況 社会教育叢書第八輯（1924.11.）』，C：文部省普通学務課『全国特殊教育状況 社会教育叢書第十五輯（1927.1.）』，D：文部省大臣官房学校衛生課『調査報告 特別学級に関する調査（1926年3月調査）『学校衛生第7巻』pp.392-400. 1927.2.』の四資料がある。A：には、事例として北海道札幌師範学校附属小学校補助学級が取り上げられているが^{註15}，その他の資料には北海道関係の学校名等の記載はなく，統計数字だけである。四資料の他に、文部省によるものではないが、1935年12月末調査結果として、E：東京市関口台町尋常小学校訓導喜田正春（促進学級担当）『喜田正春遺稿集（pp.8-99, 1986.）』とF：文部省調査普通局調査課『教育調査資料第八集 わが国及び各国の特殊教育（p.61, 1948.12.）』がある。以上の六つの資料の中から、北海道に関する特別教育実施の内容を選び出してまとめたものが次表である。先行研究と公開されている史資料から明らかにされた特別教育実施校は七校となる。

「1923年から1935年における北海道の特別学級設置状況（文部省等の調査報告書より作成）」

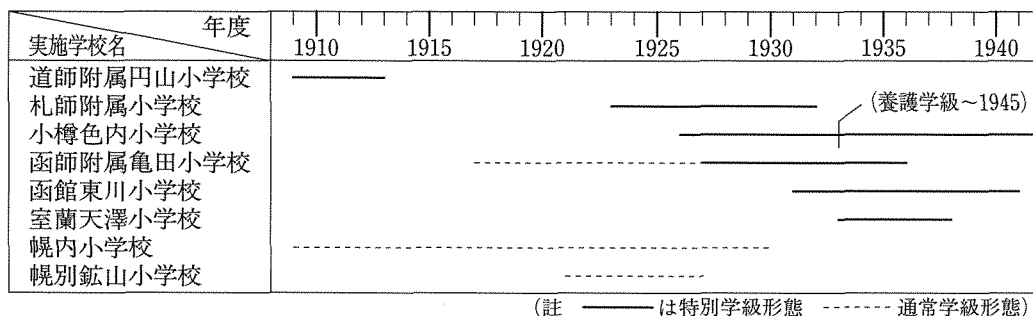
報告，調査年月	設置学校数	学級数	児 童 数	平均人数	附 記（筆者）
調査A 1923年10月	4	17	729（男373， 女356）	43	札幌師範附小，函館師範附小， 幌内小，幌別鉦山小
調査B 1923年12月末	2	5	225	45	札幌師範附小，幌内小， 幌別鉦山小
調査C 1925年12月末	1	1	10	10	札幌師範附小
調査D 1926年3月	2	3	85（男49， 女36） 担任教員数3	23	札幌師範附小
資料E 1931年6月	1	1	9	9	函館師範代用附亀田小
資料F 1935年12月末	1	1	23	函館東川養護学級1931年4月設置	

しかし、設置状況は、設置学校数と学級数が先行研究の結果とは整合しない。文部省の調査は、実施機関が学校衛生課と普通学務課と異なっているが、実施期日は同一年の1923年10月と12月の僅かに二か月の間にもかかわらず、数値に大きな相違があり比較できない。このような差異が生じた原因には、調査実施の問題や特別学級の性格づけの問題などが考えられる。調査実施上の問題としては、実施機関が異なる上に、特別教育の対象児童である劣等児，低能児，

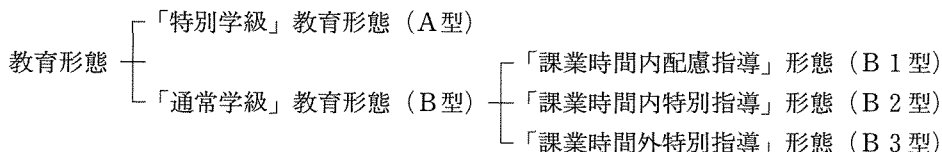
学業不振児などについて厳密な概念規定がなされていないことがあげられる。特別学級に関しては、学級の性格が促進学級、補助学級、特殊学級など多様であり、しかも、短期間の実験的試行としての開設や学級設置が認可や届出制でなかったことなど、成立基盤の弱さがあげられる。特別学級の性格と規模に関しては、第1章1.2.で考察したとおりである。

「特別教育」実施学校名と実施期間は、先行研究と筆者の蒐集した資料から特定できたものに限定すると下図のようになる。戦前期における「特別教育」実施校は、北海道師範学校代用附属円山小学校、北海道札幌師範学校附属小学校、函館師範学校代用附属亀田小学校、函館市立東川小学校、室蘭市立天澤小学校、空知郡幌内小学校、幌別郡幌別鉦山小学校、小樽市立色内尋常高等小学校の八校である。我が国の特別教育の実施形態は、「特別学級」によるものが主である。その「特別学級」開設興隆期の時期は、第1章1.2.で概観したように1908年前後の明治後期と1922年から1925年を中心とする大正末期の二期である。北海道における開設時期は、1910年に一校、1923年の大正後期に三校、1926年から1935年間に四校の計八校である。本稿においては、この八校を対象として論証する。北海道における特別教育の実施時期は、全国の開設期と比べると数年の遅れがあった。又、実施校数は極めて限られて少ない。

「北海道における特別教育実施学校の実施期間図」



北海道における「劣等児等」の特別教育の教育形態には、特別学級を編成して教育する「特別学級」教育形態と通常学級における特別な配慮等による「通常学級」教育形態があった。「通常学級」教育形態には、課業内配慮指導形態と課業内特別指導形態及び課業時間外特別指導形態の三つの形態があった。課外時間外特別指導形態には、復習を主とした補習指導で、毎日始業前・放課後数十分間の補習指導による方法と冬季間等の長期休業日期间中に十日間20時間程度の休暇中補習指導による方法が実践されている(後述)。



A型とB3型は、通常の児童から分離・別学にした形態であり、B1型とB2型は統合・一体の形態とみなすことが出来る。

幌内小学校と幌別鉦山小学校は、「通常学級」教育形態による実践校である。小樽市色内小学

校は、「特別学級」教育形態による促進学級としての実践である。他の五校は、「特別学級」教育形態による実践校である。本節では、上記八校の特別教育は実践事例として、その教育概要を論述する。各五校の「特別学級」等の成立状況と教育の概要は、附属小学校と公立学校に分けて、開設年次順により学校名及び学級名称、1. 開設理由・目的、2. 開設期間、3. 閉設の事由、4. 対象児童、5. 学級編制形態、6. 教育目標、7. 内容・方法、8. 学級担任等名、9. 教育の結果、10. 附記事項により以下にまとめる。又、第4章において教育実践内容を詳述する。幌内小学校と幌別鉦山小学校及び小樽色内小学校「特別学級」の特別教育の概要は、本章において通史的に論述する。

「本研究対象事例の学校・学級名及び教育形態」

劣等児等の特別教育事例学校名	学級等の名称	教育形態	対象児童
事例1 北海道師範学校代用附属円山小学校	複式・特別学級	A	劣等児
事例2 北海道札幌師範学校附属小学校	特別・補助学級	A	低能児，精神薄弱
事例3 北海道函館師範学校代用附属亀田小学校	特別学級，劣等児学級	A	劣等児
事例4 函館市立東川小学校（大森小学校）	養護学級	A	精神薄弱
事例5 室蘭市立天澤小学校	特別学級	A	劣等児
事例6 空知郡三笠村幌内尋常高等小学校		B 2 B 3	劣等児
事例7 幌別群幌別村幌別鉦山尋常小学校		B 1	劣等児
事例8 小樽市立色内尋常高等小学校	特別学級，養護学級	A	遅進児

事例1．北海道師範学校代用附属円山小学校「複式特別学級」（以下「円山小学校」と略称する）

北海道師範学校は、その前身は1880年の教育令改正により設置された仮師範学校（札幌県立創成学校内附設師範速成科）である。名称は、1886年に北海道庁札幌師範学校となり同年9月に北海道師範学校に、1887年から1898年までは北海道尋常師範学校、1898年から1914年までは北海道師範学校と改称され、以後1914年まで北海道札幌師範学校となっている。

円山小学校における特別学級の成立に関する資料は、北海道師範学校『北海道師範学校一覧他 明治43年（1911.7.）』、北海道札幌師範学校『創立満四十年記念録（1926.9.）』、札幌市立円山小学校『学校沿革誌摘要（1950.）』、『人事関係沿革史（～1977.3.）』、札幌師範学校附属小学校『創立五十年回顧録（1936.7.）』、北海道札幌師範学校『北海道札幌師範学校五十年史（1936.7.）』、北海道学芸大学附属札幌小中学校『付属校の歩み（1956.10.）』、『学校日誌』を参照した。又、2001年6月に現地踏査を実施した。

学校が所在する札幌円山地区の開拓は、1870年山形県からの農民30戸90人の集団入植に始まる。その後も移民は次々に増加して開墾がすすみ、穀物を主栽培とする農業地域として開けていった。1872年には、札幌・小樽間の国道が完成するなど社会生活環境も整えをみせはじめていた。大正期の円山地区は、札幌の中心部に極めて近いという地理的環境条件もあり食糧供給地として豊かな農村として安定していくのである。

円山小学校の前身は、村民有志による教育所設置要求を背景として1875年10月に圓山第10番地の田中吉四郎所有の家屋に開設された簡易教育所である。教育所は、開拓使から年額36円の補助を受け、教員は荻野影範が担任となり、児童数10（男子7，女子3）名の単級学校として開始された。1882年には、開拓使からの教育費の補助がうち切られたのを機に、有志による

学校維持体制を組織して、円山小学校と改称した。学校維持体制は、「学田^{#16}」により教育費を捻出するという方法である。学田は、名前のとおり学校を維持するための費用を生みだすための田畑・山林のことである。円山地区の農民は、手稲村の土地を国から教育所の農耕地とする許可を得て、その土地を自ら開墾して学田とした。そして、その学田を小作人に貸与して小作料を取り、それを教育維持費に充てたのである。当時の北海道開拓使による教育行政制度では、教育費は受益者負担が原則であったことから、それまでの教育所の維持には補助金と村民の寄附金などを充当していたのである。円山小学校は、学田による維持体制により、村民負担の教育費は軽減され、教材なども豊富に揃えることができる学校となった。1895年4月には、公立円山尋常小学校となり、1904年には単級一学級と複式学級二部教授を編成して実施した。1908年4月には、向こう6か年の契約で北海道師範学校代用附属小学校となった。円山小学校は、「農村児童の教育研究」の必要から全児童を折半し、教授組織を六学年単級複式編制と六学年複式編制による二部教授を編成して、教授法の実験研究と教生指導にあたった。そして、単級学級と六学年二部教授との教授法の比較研究の結果を「附属小学校代用円山小学校二部学級状況（『北海之教育』220. 1911.5.）^{#17}」,「北海道師範学校附属小学校代用円山尋常小学校単級設置状況（『北海之教育』223. 1911.8.）^{#18}」として発表した。劣等児等の特別教育は、その一環として実施されたことになる。

北海道師範学校附属小学校の前身は、1883年に設立された札幌県師範学校附属創成小学校（1898年4月北海道師範学校附属小学校と改称）である。1907年には、義務教育年限が四年から六年に延長された。そして、附属小学校は、教室不足を二部授業や単級授業で凌いでいたが、校舎面積が狭く教室の増設は困難な状況であった。そこで、北海道師範学校は、「本校や附属との距離校舎設備部落民の人情風俗等の点に於いて、比較的師範学校の要求に適応した札幌郡円山尋常小学校を代用校」に選定したのである。円山小学校は、「（地域の）児童の義務教育所として、他の一面に於いては教育研究所師範生徒教育実習所として」の二つの役割を担うこととなったのである。それまで、円山小学校は、児童数80名で四学年を二学級に編成して授業をしていた。代用附属小学校となり、児童数は136名に急増した。学級編制は、全校児童の学力を調査して二つに分け、それぞれ六学年の二部編制、単級編制とした。この時の検査法や選別基準等の記録は発掘できないため、それぞれの学級における教育内容・方法は不明である。ここで、明らかなことは、児童数が急増したことで、学力を基準として学級編制がなされたことである。この児童数の急増と文部省訓令第6号の師範学校における「特別学級」開設奨励が、1909年の「特別学級」の開設に影響を与えたと考えられる。前掲の『創立五十年回顧録』には、次のように記されている。すなわち、「明治四十二年四月からは、児童が増加したので、劣等児救済の目的で別に尋常科四年迄の一学級を編制し、之を特別教授と称して師範学校訓導竹内金作（筆者註）1909年師範学校訓導兼任）が担当することとなった。（中略）大正二年四月から児童増加のため学級増設の要に迫られ、特別教授を解散して更に六ヶ学年を一、五、六、と二、三、四、の三ヶ学年の複式学級二つを以て組織とする尋常小学校の理論及實際を研究することとした」とある。担任となったのは、1909年3月に北海道師範学校を出たばかりの竹内金作である。竹内は、1911年3月は函館師範学校へ転任し、後任には岩間賢輝（後に「岡田」姓となる）が着任した。1915年4月の学級編制は、一・六学年級、二・五学年級、三・四学年級と単級の4学級となっている。円山小学校の「特別教授」は、劣等児救済のための「特別学級」であった。わずか四年間のという短期間の実践は、複式教授と同様の教育実験校としての課題研究のため

ものであった。その実践に関する記録、研究の成果などは、執筆時点で発掘できないため不明な点が多い。円山小学校は、1926年4月に3か年の再契約をしたのちの1933年3月に代用附属小学校としての契約を解除された。

1. 開設理由・目的	就学児童の増加に伴う劣等児救済のための教育研究の必要から特別教授（特別ノ取扱）を開始した
2. 開設期間	1909年4月～1913年3月（単級は1926年4月まで）
3. 閉設の事由	就学児童の増加に伴う学級増設への対応
4. 対象児童	「心身ノ發育劣リ普通児童ト歩趨ヲ共ニシ難キ所謂弱キ児童」
5. 学級編制形態	A型。尋常科4年生まで（一，二，三学年）の単級・複式学級，分離・別学形態
6. 教育目標	学力促進と救済（実験学級）
7. 教育内容・方法	適切ナル教養ノ方法ヲ研究セリ
8. 学級担任名等	竹内金作(1909.4.－1912.3.)，岩間(岡田)賢輝(1912.4.－1915.3.)，伊藤安松(1915.4.－1917.3.)
9. 教育の結果	「成績ハ良好ニシテ，今後更ニ之ヲ実施研究ヲ継続スル価値アルヲ認ム」
10. 附記事項	(1)開設期間については資料により異なる。1910年開設は、『北海道師範学校一覽他明治43年(p.23. 1911.7.)』による。1909年4月開設1913年4月閉設は，札幌師範学校附属小学校『創立五十年回顧録(pp.15-16. 1926.7.)』による。 (2)学級担任は，学級組織の名称が単級式と劣等式等があり，判然としない。『学校沿革誌摘要』には，大正4年度の欄に，「四月八日訓導岡田賢輝兼任を解かれるを以て劣等式を伊藤安松本校訓導に命ぜられたるを以て披露式を挙ぐ。学級編成を左の如く改定す 一・六学年級，二・五学年級，三・四学年級，単級」とある。すなわち，単級は劣等式と同じである。大正15年度には，「四月八日単級を廃す」とあるが，劣等児対象の単級が廃止された時期は特定できない。 (3)対象児童については，木村謙二論文は「比較的智力ノ劣レル児童」としているが，その論拠は示されていない。先行研究は木村謙二説(1963.3.)を採用していると思われる。

事例2. 北海道札幌師範学校附属小学校「特別補助学級」（以下「札幌小学校」と略称する）

札幌小学校に関する資料は，文部大臣官房学校衛生課『大正十三年六月 特別学級編制に関する調査(1924.7.)』，北海道師範学校『北海道師範学校一覽他 明治43年(1911.7.)』，北海道札幌師範学校『創立満四十年記念録(1926.9.)』，黙雷生「低脳児教育の理論と実際(1)～(4) (北海道教育会『北海道教育(1933.1.～1933.5.)』)」，札幌師範学校附属小学校『創立五十年回顧録(1936.7.)』，北海道札幌師範学校『北海道札幌師範学校五十年史(1936.7.)』，北海道学芸大学附属札幌小中学校『付属校の歩み(1956.10.)』を参照した。2001年6月に実地踏査を実施した。

札幌小学校の校舎は，1884年2月に札幌北一条西三丁目に新築された。北海道師範学校の『北海道師範学校一覽他 明治43年(1911.7.)』によれば，同校の特別教育は，1907年10月15日に「盲啞児童の教育に着手し啞生二名入学せしむ」のが本校の創始である。この盲啞教育は1909年に廃止された。その状況を次のように記述している。

明治四十年十月二名ノ啞兒童ヲ入学セシメテ之カ教育ヲ開始シ漸次入学者増加シテ男三名女二名ノ兒童ヲ得永キハ一年半短キハ二ヶ月ノ教育ヲ実施セリ然レトモ入退学者頻繁ニシテ一ノ兒童ハ片仮名ニテ简单ナル単語単句ヲ書き取り不完全ナカラ単語ノ発音ヲナシ得ル程度ニ至リタレト是亦小樽盲啞学校ニ転校シ本年度ニ至リ全ク退学セリ（『北海道師範学校一覽他 明治43年』p.23, 1911.7.）

とある。このことにより、盲啞教育は、実験的試行の域を出なかったと考えられる。

札幌小学校の特別教育を開始した事情は、先行研究が文部省の調査報告書を根拠にした「北海道庁による特殊教育の計画」説¹⁹がとられているが、これに「皇太子学校参観記念事業」説を加えなければならない。札幌小学校は、1922年7月12日に皇太子の「台臨」を畏服のうちに送迎している。そして、皇太子から職員生徒に「御菓子料」として金一封を下賜された光栄の喜びを記念事業として残すことにした。その記念事業一つが、「精神薄弱児」の特殊教育の実施であった。その経緯については、次の通りである。

大正十二年四月より、大正十一年の、皇太子殿下本道行啓記念事業として、精神薄弱児童を收容して特殊教育を施行することとなり、当附属の一室を之に充て児童十名を收容し現在に及べり現在（筆者）1926年）同じく十名なり。十二月二日、始めて保護者を組織し、同日総会を開きて規約を定む

（『北海道札幌師範学校創立四十年記念録』p.21, 1926.9.）

文部省の報告書の「特別学級沿革概要」には、次のような報告内容が記されている。

北海道庁内務部長服部教一氏欧米に於ける白痴低能の教育の効果著しきに鑑み本道に於ける之カ教育の計画を立て当校に附設する事とせり、依りて本年（筆者）1924年）三月廿日担任教員を任命し東京市に於ける特殊教育の視察をなさしめ七月に全道に対して生徒を募集し同月十六日初めて授業を開始せり

（『大正十三年六月 特別学級編制に関する調査』p.14, 1924.7.）

ここで史的に解明しなければならないことは、この当時の北海道において白痴・低能児童の特別教育の実施計画が企画されていたという説の検討である。しかし、この時期の北海道においては、本校の「特別学級」の外に開設の事実が見当たらないことから、「特別教育の実施計画」の有無の実証は課題として残される。ただし、1925年8月に開催された「北海道聯合教育会第七回代議会」において、釧路教育会から提議された「特別学校を設置若しくは特別学級を設置した場合は其の経費の五割以上を国庫より負担せられんことを其筋に建議する件」²⁰が賛成多数で採択されていることから、「特別学級」設置につて、教育行政サイドからの働きかけがあると推測される。その裏づけはとれない。

学級担任については、先行研究（木村1963.3.）では、柳橋末吉、小田代辰六、浅井盛人が交替したとされているが、上掲資料には担任名の記録はない。当時の『北海道教育関係職員録』により、三名の札幌小学校在勤の記録を確認すると次のようになる。柳橋末吉は、1923年4月から1925年3月までである。小田代辰六は、1926年4月に赴任し1930年3月まで在勤している、浅井盛人は、1926年4月に赴任し1932年4月の時点でも在勤している。いずれにしても、札幌小学校の特別教育は、劣等児・低能児教育について学校内部からの自発的意向により開始されたものではなかった。補助学級による特別教育は、全道から入級した児童を教室兼寄宿舎に收容して、担任が生活を共にしながら、1931年まで特別学級で継続して実践された²¹。その教育実践は、黙雷生の実践報告論文により大綱が把握できるので、本論文の（Ⅲ）中の3.3.及び4.1.2.で詳述する。

1. 開設理由・目的	大正 11 年の皇太子行啓記念事業として北海道庁内務部長服部教一の発意と指導(「欧米に於ける白痴低能の教育の効果著しきに鑑み本道に於ける之か教育の計画をたて当校に附設する事とせり」)により開設した。
2. 開設期間	1923 年 4 月 (7 月 16 日授業開始), 1924 年 4 月再開~1933 年 3 月
3. 閉設の事由	無認可であったことから, 教員の定数確保が困難となったと推定される (調査中)
4. 対象児童	1923 年次 低能児のうち「他人と共同生活をなし難き素質なく而して教育の可能性があると認めた者」を全道より募集した。 学年は学科の能力の平均点により認定した 1924 年次 精神薄弱児 1923 年次 一, 二, 三学年七 (男六, 女一名) 名 1924 年次 精神薄弱児十数名
5. 学級編制形態	A 型。単級・複式学級, 分離・別学形態, <u>併設寄宿舎に収容</u>
6. 教育目標	将来の生活, 職業自立
7. 教育内容・方法	児童の能力に合致した各教科教材による徹底的個別指導, 訓練と養護, 職業教育を計画
8. 学級担任等名	柳橋末吉 (1923.4. - 1926.3.), 小田代辰六・浅井盛人 (1926.4. - 1933.3.)
9. 教育の結果	(1930.11. ~ 1932. ころまで) 開設後半年にならないため「効果の特記すべきものなき」としながら, 学級を開設して経験したことを六項目 (1. 精神方面, 2. 身体方面, 3. 学業方面, 4. 職業方面, 5. 不良性の感化, 6. 教育方法の研究) に分けてあげている
10. 附記事項	(1) 1907 年 10 月 15 日特殊教育研究のため啞生二名を入学させて盲啞教育実施し, 1909 年 4 月 7 日廃止した。 (2) 開設期間については, 札幌師範学校発行の『北海道札幌師範学校五十年史 (p.20. 1926.7.)』と北海道学芸大学附属札幌小中学校発行の『付属校の歩み 1956 (1956.10.)』とは異なる記載がある。前書には, 「明治四十年十月十五日より附属小学校に於いて盲啞児童の教育を始め, 先ず啞生二名に入学を許可せり。これが本校が特殊教育に着手せしはじめにして, その後間もなく休止せられしが, 大正十二年に復活し昭和五年まで継続す」とある。後書では, 「特殊教育は大正十二年より補助学級をおいて昭和五年まで存立した (p.12.)」とあり, 「大正 14 年 4 月再び特殊教育の研究を開始し, 精神薄弱児十数名入学させて特別補助学級を編制した (p.16.)」とある。 (3) 閉設期日の 1932 年説(先行研究)は, 担任の一人である黙雷生(浅井盛人と想定される)が「低脳児教育の理論と実際(-)『北海道教育 173 (p.56. 1933.1.)』新年号)」と題する実践記録を根拠としたものである。その冒頭に, 「お断りとお願ひ」として次のように述べられている。すなわち, 「此の原稿は札幌師範学校内にあった補助学級が廃止になる時, 大急ぎで書き上げたものであります」とある。 (4) 閉設期日を 1933 年としたのは, 上記の黙雷生の「低脳児教育理論と実際(四) (『北海道教育 (176 p.53. 1983.5.)』)」に, 昭和 5 年 9 月から昭和 7 年 3 月までの学業成績の進歩状況が表示されていること, 又浅井盛人が 1932 年 4 月の時点で在勤していることから, 1932 年度中は継続開設されていたと考えられることによる。

事例 3. 函館師範学校代用附属亀田小学校「特別学級」, 「特別劣等児学級」(以下「第二附属亀田小学校」と略称する)

亀田小学校に関する資料は、大蔵省『開拓使事業報告書 第四編 (1885.11.)』, 函館師範学校代用附属亀田尋常小学校『明治三十四年以降 学校沿革誌』, 佐藤勘三郎『函館市誌 (1935.12.)』, 函館師範学校『創立二十五年史 (1936.6.)』, 函館師範学校附属小学校『函館師範学校附属小学校概要 (1939 年度版)』, 函館師範学校附属亀田国民学校『学校要覧 (1942.10.)』, 神山茂『函館教育史 (1971.8.)』, 函館市『函館市史 別巻亀田史編 (1978.11.)』と学級担任の一人であった中村彌四郎の著作「拓かれゆく力に基づくこの子一人の教育 (『北海道教育 107. 1927.9.』)」・『劣等児学級 読方指導の実際 (育英書院, 1928.8.)』等を参照した。

函館師範学校は、附属小学校の新設を計画していたが、北海道庁と函館区との間の交渉が纏まらないため代用附属校をおくこととした。そして、1917 年 4 月に函館区立亀田尋常高等小学校と亀田郡亀田村亀田尋常高等小学校の二校を代用附属に指定した。初代函館師範学校長和田喜八郎は、1917 年 4 月 8 日に加勢藏太郎主事及び新任訓導に対し、最初の訓示をしている。その訓示のなかで、「区部及郡部の両亀田小学校を本校附属小学校の代用校に充つることとなり。 (中略) 代用二校なるを以て混同を避けんが為区部亀田校を第一附属、郡部亀田校を第二附属と呼ぶ事とす」と述べている。劣等児特別学級を設置して特別教育を実践した学校は、郡部亀田校である。しかし、特別教育研究にかかわった函館師範学校の訓導たちは、人事異動により両校にわたって勤務した者もあり、実践発表などは勤務校を「附属亀田小学校」とか「附属小学校」として、所属を明らかにしていない。先行研究は、両校の区別を鮮明にしていない。そこで、論述上、両亀田校の成立の概略を明らかにしておくことにする。

両校の前身は、1878 年 3 月に亀田郡亀田村に開校した、正則小学科を教授する「公立亀田学校」である。亀田村は、同年 2 月に学校設立のために、金 250 円を 5 年間年賦で返納する条件で公金の貸与を受け、村民らも 155 円を捐てた。それらの資金をもって、「民存建家一棟」を購入して校舎に充て授業を開始した。学校規模は、開校時は男子教員 2 名、児童数 49 名 (男子 40, 女子 9 名) と小さく、1879 年 6 月に村落小学科、1880 年 2 月には変則科へと変っている。亀田学校は、次第に児童数も増し、学校維持費捻出のための「学田」5 町 6 反 9 畝 10 歩を設けた。そして、1881 年 10 月には総工費 917 円をかけて校舎を新設した。その後、亀田校はいくつかの変遷があった。1899 年 10 月には北海道区制第 112 号実施により、亀田村の東南部が函館区に編入され、校名は「函館区立亀田尋常高等小学校」と改称された。これが、函館区 (市) 立亀田校となるのである、同校は、1904 年 4 月、1907 年 4 月に校名が改称されている。1917 年 4 月には、代用附属亀田小学校 (第一附属校) として授業を開始された。北海道庁立師範学校は、1923 年に第一附属の校舎の腐朽が著しいことから、函館市八幡町 5 番地に新に附属小学校を竣工し、同年 8 月に亀田尋常小学校の代用を解いた。第一附属区立亀田校は、同年 9 月 1 日廃校となり、その歴史を閉じたのである。

一方、亀田村では村立学校新設の気運が盛り上がり、1901 年 4 月、亀田村字三角 50 番地に「亀田小学校」を設立し、同年 9 月に開校した。新設亀田郡亀田村「亀田尋常高等小学校」の誕生である。同校は、複式 4 学級編制の純農村小学校として教育を開始した。同校は、1916 年 12 月文部大臣の認可を得、翌年 4 月には、代用附属亀田小学校 (第二附属校)として授業が開始された。初代校長には、今川博象が天塩郡遠別高等小学校長から就任した。当初の学校規模は、教員数 5 名、児童数 269 名からなる 4 学級編制の小規模校であった。第二附属亀田校は、創立

時代に、全児童の教科実力は全校平均 43 点であったことから、学力向上を第一の経営目標に掲げ、「児童の実情に鑑みての特殊的研究及び一般的研究、各教科教授方針の確立、特別時間指導による劣等児救済」等を始めたのである。地域と密着した教育を熱心にすすめた第二附属校は、地域住民から信頼され、「三角校」とか「山の附属」とも呼ばれ、親しまれるようになっていくのである。

函館師範学校長和田喜太郎は、拓地殖民教育主義を提唱し、「土地墾闢、人民蕃殖」をモットーとしていた。今川博象校長は、これを受けて、附属校は「北海道開拓者としての教員を養成する道場である」との方針のもとに経営にあたった。亀田村亀田小学校は、純農村小学校であり、かつ又、北海道の地方小学校の実情に即した複式編制の学校であったことから、附属小学校としての使命を担える条件を備えていたのである。しかも、学校位置も師範学校から北に約 1 キロメートルのところに存立していた。『創立二十五年史 (pp.108-109. 1936.3.)』には、代用第二附属亀田小学校の使命について次のように記されている。

「第二附属亀田小学校の教育的使命」

(前略) 農村小学校教育の特殊性を通じて、普遍的教育道の体験と理解を師範生徒に得させるのが亀田附属小学校の使命である。斯うした使命の下に亀田附属小学校は経営されて来た。更にこの使命の内容を分析すると次のようになる。

- 一 農業教育の体験理解を図る。
 - 二 単級複式学校教育の体験理解を図る。
 - 三 単式学校教育の体験理解を図る。
 - 四 農村青年学校教育の経験理解を図る。
 - 五 農村社会教育の理解を図る。
- 一 農業教育 (略)
- 二 単級複式教育 本道小学校の組織形態には、内地各府県と異なった特質を有している。それは本道小学校数の約七割が単級、複式編制小学校であるといふことである。故に本道地方教育を考慮すれば、当然単級、複式教育を如何にすべきかの問題が起らざるを得ない。単級、複式小学校は大部分が、農村、漁村、山村、炭山に分布している関係上、農村附属としての亀田校にも、必ず単級、複式学級を設け、その教育の研究に当たらなければならぬ。故に亀田代用付属校に創設以来複式学級が編制されてゐたが、更に昭和二年以来単級 (劣等児学級) をも編制し、今日猶其の研究を継続し、その成果見るべきものがある。(以下後略)

第二附属亀田小学校の特別教育は、単級・複式教育の一形態として単級「劣等児特別学級」として創設されたのである。この教育形態は、札幌師範学校附属小学校「複式補助学級」の性格的影響があったと考えられる。このように、第二附属亀田小学校における特別教育としての「特別学級」が、劣等児救済を試行しながら、新に学級編制による教授法の研究として発想されたことに特質があるといえよう。その特質は、戸崎敬子 (1993.2.) が開設実態を分析して「特別学級開設理由」として整理した内容には含まれないものである^{※22}。この特質については、第 4 章の北海道における劣等児等の特別教育において論述する。次ぎに、単級、複式学級編制例を再掲する。

1936 年度の「特別学級」は、第一類 (正期年限) と第二類 (短期年限) の 2 学級編制であったことがわかる。同校は、1936 年 11 月、1937 年 12 月、1938 年 12 月に「単級複式教育協議会」を開催している。特別学級担当の首席訓導中村彌四郎は、1940 年 4 月に北海道庁視学に発令され日高支庁在勤のため転出した。中村は、のちに『写真本位 単級複式学習の実際 (1948.7.)』

「1936 年度の学級編制（拓殖教育実情に鑑み）とある」

学科 ・級 類	尋 常 科					高 等 科		合計
	単式	複 式		単級	特別学級 劣等児	単 式	複 式	
		第一種	第二種					
第一類	六	一	二	一	一	二(学年別男女別)	一(女組)	一三
第二類	六	三	二	一	一	四(学年別男女別)	一(男組)	一六

のなかで、特別学級の開設の意図と担当期間を次のように述べている（摘記）。

単級複式の学級は、昭和二年四月に私の経営したもので、はじめは遅進児教育のために二十四名を集め、それを二・三・四の三ヶ学年編制の複式として、第二師範の代用附属であった亀田小学校で、実験的に研究したのが出発であった。（中略）純然たる単級になったのは、昭和五年頃と思うが、これが昭和二年の三ヶ学年編制の複式え、毎年一学年づつ増やして行ったのである。そして昭和十五年の四月までの足掛け十五年——複式五年から単級の十年——継続した。其の後、私は日高支庁に転じ更に道庁に転じたのであるが、この学級は其の後も暫くは継続されていたが、今は廃されている（「はじめのことは」 pp.1-2.）

とある。中村の特殊教育の意図は、単級複式編成による教育研究の試行に関わる過程において、遅進児の救済方法の実験的研究を試みることにあった。

1. 開設理由・目的	「時代の精神」、「郷土の色彩」、「家庭の事情」、「この子の要求」等の特殊事情に着眼し、日本教育の根本原理を特殊化し、具体化し個性化してその実現を期していく。優劣懸隔主義教育の改善、指導の平等観などを根底理念とした特別時間指導による劣等児救済。指導法の一般化等多様である。
2. 開設期間	1927 年 4 月～1942 年（1917 年より特別時間による指導を開始した）
3. 閉設の事由	（調査中）
4. 対象児童	普通学級の中低級候補の劣等児
5. 学級編制形態	A 型。尋常科特別学級は、第一類一学級、第二類一学級の二学級編制 24, 5 名（二, 三, 四年）複式学級。分離・別学形態。 1927 年度 20 名（二, 三, 四年）、1928 年度 32 名（二, 三, 四, 五年）、1931 年度以降純然たる単級（40 名）
6. 教育目標	「個（この子一人に立つ教育）」の伸長と個人の社会化
7. 教育内容・方法	「わかること」一人一人に徹底する教育（個性・能力に適應する実力養成教育）、基礎教科の促進、農業教育
8. 学級担任等名	二学級二担任制開設時は中村彌四郎（1927.4.－1940.3.）、隅田重義（1927.4.－1940.5. 在勤）が担当。その後、隅田に代わって大矢根頼彦（1927.4.－1942.3. 在勤）、及川金平、岡田源作（1931.4.－1942.3. 在勤）、工藤徳雄（1933.4.－1942.3. 在勤）らが担当した。
9. 教育の結果	「その成績みるべきものがあつた」 劣等児教育研究、単級・複式教育の研究に成果

10. 附記事項

(1)特別学級の開設期間は、執筆の時点では上記期間と仮定する。

しかし、沿革誌によれば、1917年度には「特別時間指導による劣等児救済等」を始めていることから、今後の発掘資料内容により書き換えられる可能性があることを附記しておく。

(2)閉設期については、前述の『学校要覧(1942.10.)』により明らかに1936年度は劣等児学級は存続している。前多亜衣(1998.2.)は、柏崎賢次郎の聴き取りと函館師範学校訓導桑山誠一『附属小学校沿革史稿(『創立二十五年史(1936.6.)』の抜刷り)]を根拠にして、1934年には純粋な「劣等児」学級は4～5年で終わり、その後は単級・複式学級のなかで研究されたと推論している。中村彌四郎は、1930年頃と思うと述べている。

(3)学級編制は、1927年(2,3,4学年約20名)複式学級、1928年(2,3,4,5学年34名)複式学級、1929年(2,4,5,6学年40名)複式学級、1931年より40名単級複式学級、1934年度の単式の外1,2,3学年と4,5,6学年の各三学年複式学級及び単級(劣等児特別指導学級を兼ねる)の三形態である。

(4)1947年11月8日に亀田小学校港分校が開校した。1949年4月1日函館市立港小学校となる。代用第二附属亀田小学校の訓導であった山本宇一郎(1930年4月から1936年3月、1939年4月から1945年3月まで在勤)は、1950年4月に港小学校の精神遅滞児学級を開設し初代の担任となった。山本は、中村や大矢根等による特別教育の教育理念と教育方法・内容の實際を継承していった。

事例4. 函館市立東川小学校(1937年4月より「大森小学校」)「養護学級」(以下「東川小学校」と略称する)

東川小学校に関する資料は、佐藤勘三郎『函館市誌(1935.12.)』、函館市大森尋常小学校『函館市大森尋常小学校要覧(1937.10.)』、函館市教育委員会・函館市特殊教育研究会『函館市特殊教育の変遷——精神薄弱児教育——(1971.5.)』、神山茂『函館教育史(1971.8.)』を参照する。

教育実践資料としては、学級担任北川能光の『智能測定法一般論(1930.11.)』、『集団智能測定法(1931.3.)』、『性能検査法 手引(1935.5.)』、『第七回発表 劣等児低能児特別教育の實際(1935.11.)』による。北川の論著は、この他に数編知られているが実資料は函館の度重なる大火で総て焼失したとされている。なお、2001年12月に函館市立大森小学校を現地踏査した(当校は2002年3月に閉校する)。

東川小学校は、1882年3月に東川町民沖田藤助外12名が、同町166番地にある東川町組合頭佐藤三左衛門の居宅を仮校舎として私立小学校を開業したのが始まりである。この「私立東川小学校」は、生徒70名で教授を開始した。同年7月には、校舎を東川町225番地に新築した。この時の校長は小山準平で、学校規模は男子教員6名、児童数271名(男子163,女子108)による6学級編制であった。校舎落成と同時に8月24日には、東川校発起人金子利吉外7名による連署「東川新築学校公立学校へ御編入願」を函館区長心得林悦郎宛提出した。函館区長は、11月29日第21号により編入の告示した。そして、「公立東川小学校」が誕生したのである。1898年1月には、尋常科児童614名、高等科生徒72名を数える大規模校となった。しかし、本校は学校火災に度々見舞われている。すなわち、1899年9月には校舎類焼し、1902年9月に再び類焼、1934年3月には函館の大火災により全焼し松風小学校に同居した。その後校舎の再建は成

らずに、1936年1月には函館女子高等小学校に移転同居している。1937年3月には、新東川小学校が東川町堤防地に新設された。旧東川小学校は、函館市告示第9号により函館高砂小学校と併合して「函館市立新大森尋常小学校」となった。こうして、1882年に開校されて以来56年間に及ぶ東川小学校の歴史は閉じたのである。

1914年12月に函館教育会は、教育上の参考資料を得る目的で、函館区内の各小学校に対して四項目の調査を依頼した。四項目とは、一、御校に於ける教育上最も主力を注がる点、二、御校に於ける近時御施設の事項、三、御校に於ける目下御研究の事項、四、御校に於いて教育上最も困難なりと成せらるる事項である。同函館教育会は、函館区内九校の回答結果を「区内小学校の施設一般(『函館教育』202. pp.3-17. 1914.12.)」に発表した。そのなかで、東川小学校は、教育上の困難点として「劣等児の救済方法」をあげている。その理由としては、「家庭の協力を求める事最も困難なるによる」としている。同教育会は、1915年11月には、大典記念号を発刊するために庁立学校長と小学校長に対して、次の四問の回答を求めている。一、貴下の教育御方針、二、貴校の特色、三、貴校に於て施設せられたる御大典記念事業並びに斯業を御撰定相成たるに付いての教育上の御意見、四、貴校通学児童中の模範家庭、の四項目である。その回答結果は、「貴下の教育御方針と貴校の特色及び記念事業其他(『函館教育』205. pp.21-51. 1915.11.)」として発表した。東川小学校は、教育方針のなかに、「団体教授は児童の個性を抑圧する弊あるから、児童の個性発展に注意し、優等児はその天稟に応じて発達せしめ、普通児劣等児も相当に活動せしむるようにつとめねばならむ」と述べている。函館教育会の二つの調査結果から、東川小学校においては、すでに1910年代から就学児童の中の劣等児の取り扱いが教育経営上の問題として存在していたことを物語るものである。ちなみに、劣等児等の指導に関する回答は、亀田小学校一校のみが「成績不良児取扱」についてあげている。その他の小学校の回答内容には劣等児等の文言は見られない。

東川小学校の特別教育は、1931年4月に精神薄弱児の特別学級「養護学級」として開始され、10年間実施された。上述の事情から、1937年4月から1941年3月までは函館市立大森小学校における「養護学級」教育となる。1937年度には、「虚弱な身体」児童と「低下な知能を持ってゐる」児童に対する養護学級となった。その養護学級は、六年生の男子35名による学級と五六年生の女子36名による学級の二学級編制となり、男子学級を訓導本正村口石松が担当し、女子の学級を訓導本正北川能光が担当している。

東川小学校の特別教育は、わが国が戦時下教育を強行し国民学校令を施行する体制下であり、しかも、度重なる学校火災に見舞われ校舎を転々とする異常事態の下で10年間も実践されたのである。養護学級担任の情意と、それを支えた函館教育関係者の劣等児等教育への思いは強いものがあつたと考えられよう。北川能光は、1945年6月の時点では大森国民学校の席訓として在勤している。『函館市特殊教育の変遷——精神薄弱児教育——(1971.5.)』には、「北川は、養護学級を10年間担任したと述べた(p.4.)」と記述されされている。

この学校の特別教育の事実を伝える記録は、佐藤勘三郎『函館市誌(1935.12.)』、神山茂『函館教育史(1971.8.)』には見当たらない。そして、その理由も判明できない。本校の特別教育の存在を知る公的な手掛かりは、文部省調査普及局調査課による『わが国及び各国の特殊教育に関する調査(1948.12.)』と『函館市大森尋常小学校要覧(1937.10.)』の二つである。前書の「今次大戦前における施設の概況 その他の各地に於ける状況(p.61)」には、昭和10年12月末現在の調査で「比較的著名」な学校七校のなかに、「(府県名)北海道、(学校名)函館東川、

〔学級数〕 1, 〔児童数〕 23 人, 〔設置年月〕 昭和 6 年 4 月」と表示されている。

既述したように劣等児等のための「特別学級」の開設興隆期である 1920 年代における学級開設事情としては、戸崎敬子 (1993.2.) が考察しているように大阪市視学鈴木治太郎による「知能検査法」の標準化の影響があった。東川小学校の養護学級の開設は、その興隆期より遅れた開設である。しかし、担任北川能光は、学級開設後二年間に及ぶ公費現職研修により劣等児等の教育・医学・心理学の最新知識と指導技術を身に付けて特別教育を実践したのである。その研修では、東大脳研究室の三宅鉦一に師事して精神薄弱児について学び、知能検査の第一人者である大伴茂や鈴木治太郎のもとで、「団体式検査法」や「鈴木ビネー法」を習得し、補助学級経営の先達である喜田正春と増田幸一のもとで劣等児等の指導の実際を学んでいる。特に、鈴木治太郎の下で習得した知能検査法に傾注していたようである。函館に戻った北川は、知能検査による児童鑑別の実用化への研究と、それに基づく個別的教育を進めていったのである。北海道において、特別教育の対象児童を選定するために、はじめて科学的な心理検査を活用したことが本校教育の特質の一つであるといえる。北川能光の教育実践記録としては、前掲の他に、「精神薄弱児童養護学級の現在 (1931.11.)」, 「特別教育に就いて (1932.9.)」, 「附 精神薄弱児童養護学級の経営 (1933.3.)」, 「特別学級調査書 (文部省の調査書, 1934.3.)」等があるとされている。しかし、その所在は確認できない。

1. 開設理由・目的	1929, 1930 年に全校児童 1,800 名に知能テストを実施した結果, 低知能者の分布率が標準をはるかに上回っていた。これら精神薄弱児童の幸せを願い「愛」を注ぐために開設した。担任となる北川能光は、新教育における教育測定の影響もあり知能検査等の研究に興味があり、校内に個性教育研究部を組織するなど学級開設を構想していた。1931 年 2 月の「第一回精神薄弱児童養護施設講習会」に出席して準備をすすめた。 <u>1937 年度には、精神薄弱児、身体虚弱児、吃音・難聴児、肢体不自由児などに対する養護教育へと発展している。</u>
2. 開設期間	1931 年 4 月～1941 年 3 月 (虚弱児の養護学級は 1946 年 3 月まで)
3. 閉設の事由	劣等児等の特別教育への批判、学級担任の異動
4. 対象児童	精神薄弱児 (劣等児, 低能児, 一時性精神薄弱児) 24 名 (3, 4, 5 学年の低知能者 36 名に、個別テスト, 情意不安テスト, 性格テストを実施して、更に各学年から各 8 名を選考した)。1935 年は 12 月現在 23 名。1933 年度から高等科 2 年生まで就学させた
5. 学級編制形態	A 型。一学級 23 名編制。1937 年には二学級 73 (6 年男子学級 35, 5, 6 年複式女子学級 38 名) 名編制で二担任制
6. 教育目標	個性教育, 精神薄弱児童の救済・指導, 学力の向上
7. 教育内容・方法	通常の教科における卑近な生活内容を精選し、その程度を下げて指導する基礎学力と日常生活技術の向上
8. 学級担任等名	北川能光 (1931～1941 年), 村口石松 (1937～1942 年 8 月), 六田陽子 (1944～1946 年)
9. 教育の結果	学級は、就学児童や関係者への配慮上「体を治す教室」として経営したことから、入級希望者がいた。毎年 8 名ずつ卒業し 10 年間で 50 名が卒業した。1934 年の函館大火で 6 年の女子が 1 名焼死した。卒業生は、全員工場などに就職した。非行少年や犯罪者になったものは皆無である。

10. 附記事項

(1) (文部省調査普及局編『教育調査資料 1 わが国及び各国の特殊教育』p.61. 1949.8.) には、1935 年 12 月末現在調により比較的著名な七校の各校として掲載されているが、学級の実態等に関する記載は無い。

(2)『函館教育史(p.395. 1971.8.)』には 1930 年 4 月に谷地頭、住吉、汐見、新川の四小学校に病弱児の「養護学級」各一学級) 開設と記載されているが、東川小学校の名はない。

(3) 1927 年 6 月 13 日に函館市臨時教育調査会が設置された。同会には、同日第一回総会を開催して支庁の諮問七件を審議した。その第二部に「本市ニ於テ特別教育ニ関シテ適切ナル施設如何」の件が記述されているが内容は無い (『函館教育史 (pp.288-289.)』)。

事例 5. 室蘭市立^{てんたく}天澤小学校「特別学級」(以下「天澤小学校」と略称する)

天澤小学校に関する資料は、室蘭市天澤尋常高等小学校(校長山本文雄編録)『沿革誌(1928.5.)』、遠藤勲の実践記録「天澤小学校に於ける特別学級教育の実際(一)~(四) (『北海道教育 201-204』1935.5.-8.)」、室蘭市役所『室蘭市史 上下(1941.2, 6.)』、北海道立教育研究所『北海道教育史 地方編一(1955.6.)』、室蘭市役所『新編室蘭市史(1955.7.)』、前多亜衣「戦前のわが国における[特別学級]の性格と北海道における事例研究(1999.2.)」を参照した。

道南に位置する室蘭は、比較的早くから開け、1871 年に開拓使の直轄地となった。開拓使は、室蘭港を北海道の重要な門戸とする方針であったが、当時発達していた函館や札幌及び札幌との間に鉄道が開通した小樽に後れを取っていた。その室蘭が活気を呈するのは、1889 年に北海道庁から手宮・幌内間に鉄道が開通したこと、及び幌内・幾春別両炭山の払い下げを受けた北海道炭鉱鉄道株式会社が空知炭田を開発するために、既設鉄道から分岐して室蘭港に至る新線を附設したことからである。この新設鉄道は、空知炭田から産出される石炭を室蘭港から輸出するためのものであった。その後、室蘭港は徐々に近代港湾として装いを整え、発展していくことになる。この発展に重要な役割を果たしたのが、北海道炭鉱鉄道株式会社が 1907 年に創立した日本製鋼所である。室蘭母恋地区は、兵器製造工場であった日本製鋼所の創設により人口が急増した。更に、日本製鋼所は、1919 年第一次世界大戦勃発の影響を受けて益々発達をみた。1919 年の最盛期の日本製鋼所は、職工 2,200 余人、雑役夫 1,700 余人、技術者及び工場監督 180 人、事務員 340 人を数える大企業となった。母恋地区は、それまで樹木が鬱蒼と茂り人家もまばらであったが、工場と社宅が建ち人口が急増したため、1909 年成徳尋常小学校が開校された。しかし、戦時景気による人口増加のため、成徳小学校が手狭になったことから、1917 年 3 月に新設校設立の認可を得て、同年 6 月に校舎建築を起工した。同年 8 月には、新設小学校事務取扱として片山篤敏が校長に任命された。同年 11 月 18 日には、成徳小学校より尋常科第 3 学年生以下の男女 444 名が転入し開校された。新設小学校の校名は、「天澤小学校」と名づけられた。校名の由来は、同校建設地の一部に明治天皇が室蘭を巡幸した折に、「天澤泉」の御料水を献じたことによるとされている。開校時、尋常科 6 学級規模で開始された天澤小学校は、1920 年 4 月には天澤尋常高等小学校となり、年々児童数は増加していった。1935 年末の室蘭市役所調査では、尋常科の学級数は 25、児童数は 1,677 名で、高等科は学級数 6、生徒数 344 名の超大規模校であった。それだけに、一学級当たりの児童収容数は 70 名を数え、課程主義がもたらす学業成績不良児童が多数在籍しており、学校経営上の問題となっていたと考えられる。

特別教育を開始した動機について、遠藤勲は次のように述べている。

「天澤小学校の特別教育開始の動機」

特別学級編成と児童選択の標準 昭和八年度は、本市に於ける教育受難の時代であった。従来年毎に緊縮節約を重ねられてた教育費に、更に一萬圓の節減を加へようとするので、勢ひ学級整理によるより外ないと云ふことになり、本校の如きも製鋼所の活況と共に児童数の増加を見、当然三十学級編制となるべきものが僅に二十七学級編制となり、尋常五年六年は各々三学級宛並に五、六年複式学級一を割当られた。茲に於て日頃考へて居た五、六年の男女から最も成績不良の児童、各八名宛を選び特別学級を編成して、義務教育終了期にある是等児童の救済を試みやうと思ひ立ったのである（後略）

（「天澤校に於ける特別学級教育の実際（一）」『北海道教育』201. p.52. 1935.5.）

室蘭市の教育財政は、人口の急増による初等教育学校の増設に対応できず、学校教育現場は教育施策の不備を学級数の減少というかたちで背負うことになったのである。天澤小学校は、日頃から学業成績不良の児童対策として「特別学級」を開設して救済することを検討していたことから、劣等児等の特別学級を開設したのである。遠藤の言質を裏づけるために、天澤小学校の学級数の変遷、学校概要並びに年度別室蘭市の小学校経費割合を下表にまとめ掲示する（『北海道教育史 地方編一（1955.6.）』より作成）。

遠藤勲が「特別学級」開設の背景として述べているように、天澤小学校では児童数の増加に

「天澤小学校学級数の変遷」

年度	1917	1921	1926	1930	1931	1934	1935
学級数	6	23	24	27	27	29	31

「天澤小学校学校概数（1934年5月1日現在）」

児 童 数			学 級 数			一学級児童数平均			教 員		
尋常科	高等科	計	尋常科	高等科	計	尋常科	高等科	計	男	女	計
1,665	353	2,018	23	6	29	78~39 71	68~53 58	69	21	10	31

「年度別室蘭市の小学校費の割合」

(円)

年度 区分	1911	1925	1930	1931	1940	1941
一般会計費	731,522	818,715	591,535	637,267	554,630	798,735
小学校費	301,088	252,199	218,855	205,117	206,547	427,922
割合 (%)	41.13	39.79	36.97	29.86	37.22	53.60

ともなう学級増が認められず、一学級平均人数が尋常科で71名と多いことがわかる。又、室蘭市の教育予算は、1931年時には各校の児童数が増加しているにもかかわらず、29.86%まで減少している。天澤小学校は、このような貧困な教育行財政のなかにあって、学校経営上から劣等児等の「特別学級」を編成して特別教育を開始したことになる。

天澤小学校の特別教育実践は、遠藤勲が残した実践記録により解明することができる（後述）。

1. 開設理由・目的	(1)教育的見地 初等教育における学級編制と授業が普通児を基準とした「劃一教育」である。義務教育終了期の成績不良児童（劣等児）を「個人差」に立脚した教育により救済する (2)社会的見地 <u>一個の人間社会的実在である劣等児は、「幸福なる生活をなすべき要求を持ち、権利を有してゐる」。</u>従って、将来に社会に接触するために「劣等児の教育の完備を期し、将来社会制度上、秩序維持上、大いに効果あらしめねばならぬ」のである
2. 開設期間	1933 年 4 月～1938 年 3 月
3. 閉設の事由	(担任遠藤勲の転勤と考えられる)
4. 対象児童	成績不良児童（劣等児等）
5. 学級編制形態	A 型。五六年生による複式一学級（1923 年 7 名、1935 年 8 名） 分離・別学形態
6. 教育目標	社会の秩序を乱さないための「人間」の育成 根本方針は、自活し得る人にすること
7. 教育内容・方法	読方・算術の成績向上を重点とした学力の促進、日常生活の訓練、職業的訓練。 指導形態は、初期の一斉指導（同事を同時に併も同一に指導）を経て、独自の「児童調査」結果に基づく一人一人の能力に適した個別指導（個別指導案を作成し異事を異時に指導）と「分団指導（七分団編制）」を併用した
8. 学級担任等名	遠藤勲
9. 教育の結果	遠藤は、「我が努力の報ひらるること余りに少なく、一時は遂に救ふべからざる児童かと疑ったが、2 学期に入って漸く光明を見いだしたの観があった」と記している。そして、「指導の如何によっては相当の効果を挙げ得るもの」と信じた。「児童は、勉強に興味を示し、言語動作の著しい粗野が改善された。女子の愚図愚図が改善された」と述べている。
10. 附記事項	(1)開設期間は、1935 年説(山崎長吉『北海道教育史』p.256. 1977.2.)があるが、裏づけはない。この根拠は、遠藤勲の実践記録「天澤小学校に於ける特別学級教育の実際(→)（『北海道教育』201. 1935.5.）」にある。しかし、遠藤勲の記録には、「特別学級」編成の動機につて、3. 特別学級編成と児童選擇の標準には、昭和八年度とある。

幌内尋常高等小学校と幌別鉦山尋常小学校における「特別学級」は、文部省『全国特殊教育状況 社会教育叢書第八輯（1924.11.）』の 69 ページの「附録 [特殊教育施設をなす学校（大正 12 年現在）]」に、次のように記されている（文中の下線は筆者）。従って、幌内尋常高等小学校及び幌別鉦山尋常小学校については、劣等児・低能児等の「特別教育」実施校として論述する。

「1924 年当時北海道における特殊教育施設をなす学校（全国特殊教育状況より）」

「特殊教育施設ト認ムベカラザルモノモ、コレニ工夫シツツアル学校トイフ意味ニテコニ入レタ
北海道

空知郡、幌内、尋高
幌別、幌別鉦山、尋

札幌師範, 附小

事例 6. 空知郡三笠山村幌内尋常高等小学校（以下「幌内小学校」と略称する）

幌内小学校に関する資料は、同校編著『沿革誌（第一，二，三，四，五，六号）^{※23}』，幌内尋常高等小学校『昭和二年九月 開校二十五週年記念録』，三笠町幌内小学校『開校七十年記念誌（1951.10.）』，三笠市幌内小学校『90 周年記念誌（1972.10.）』，岩見沢教育史編纂委員会『岩見沢教育史（1974.10.）』，三笠市幌内小学校『開校百年記念 二世紀への軌跡（1983.10.）』，三笠市『開基九十年記念 三笠市史（1971.3.）』，三笠市教育委員会『三笠教育史 上（1984.4.）』，三笠山村『三笠山村事務報告書（1926.3.）』，空知教育会『空知教育（戦前関係分）』を参照した。又，2001 年 10 月現地調査を行った。

空知郡幌内は，北海道の内陸部に位置し，長い年月原始林に覆われた未開の地であった。1868 年ポロナイ（幌内）山一帯に炭層の露出しているのが発見され，開拓使で物産調を担当していた榎本武揚は，炭鉱に注目した。開拓使は，1873 年に入り，米人ライマン，B.S. に幌内煤田の調査を依頼した。その結果，幌内煤田は量質共に有望であることがわかり，北海道長官黒田清隆は石炭開採計画にのりだしたのである。幌内地区は，1882 年 11 月には手宮・幌内間の鉄道が開通され，12 月には樺戸集治監から囚人 250 人が炭山用地に移送された。1883 年 7 月から採炭が開始され，次第に村落を形成していった。そして，1883 年 1 月には，札幌県庁第 6 号により「幌内村」が設置された。

幌内小学校は，幌内の有志の寄附金により 1882 年 10 月に炭鉱事務所の一角を改築して「公立幌内学校」として開校された。札幌以東では，空知地方における学校教育の濫觴であった。この年の幌内の総人口は，483（男 325，女 158）人で，学齢児童数は 58（男 39，女 19）人，就学者数 14（男 12，女 2）人で就学歩合は 24.1％であった。初代の教師荒谷音五郎は，小学教則による教科を制限した変則の修業年限四年で始業した。1896 年 4 月には高等科を併置した。幌内小学校は，石炭開発の進展と共に学校規模は急速に増大していった。次ぎに，その実態（児童数，学級数，教員数）の推移を表示する。

「幌内小学校の児童数，学級数，教員数の推移」

年 項	1882	1892	1900	1902	1906	1922	1923	1924	1926	1930	1935	1940
児童数	14	130	286	460	661	1,087	1,097	1,082	1,083	1,249	1,207	1,449
学級数	1	3	6	8	13	19	20	21	21	22	23	28
教員数	1			3（二部授業）	9	20	21	23	23	25	25	30

幌内村は，1906 年 4 月，市来別村・幾春別村と合併し，三笠山村と称し，二級町村制を実施した。幌内小学校は，1910 年には中家正一訓導長により「劣等児」救済の取り組みがなされていた。又，上掲表から明らかなように，大正期に入り児童数，学級数が増加し，一学級の収容人数も平均 55 名から 57 名と多く，二部授業の実施など教育経営上の問題が内在していたと考えられる。幌内小学校は，1927 年に開校 25 周年を迎え，歴史的にも教育実践上からも空知地方の中心校となっていた。同校の教育理念と実践研究については，『沿革誌第三号』と記念誌『開校廿五週年記念録』から整理して，特質を明らかにした。同校開校から 1927 年までの教育経営

の推移は、五期にわけて記述されているので、次ぎに摘記内容を作表して掲示する。なお、幌内小学校における劣等児等のための「特別学級」編制の実態は、沿革誌等の史資料からは確認できなかった。

「幌内小学校の教育の特質と〔劣等児取扱〕」

第一期	1902(明治 35)年～1906 年	創業時代
第二期	1907(明治 40)年～1909 年	教育方法模索時代
第三期	1910(明治 43)年～1911 年 明治 43 年 10 月 明治 44 年 12 月	教育方法尊重時代（開発的教育，段階的教育） 「第四期改善時代ニ入りテハ劣等児ノ取扱ニ関シテハ特別ニ注意ヲ拂ハレタリ，明治四十三年十一月中家正一氏赴任の劈頭特別教授等ノ方法ニヨリ救済スルコトニ着々歩ヲ進メタリ」 「 <u>劣等児救済ノ方法トシテ冬季休暇中十日間毎日二時間宛登校セシメテ復習セシメタリ</u> 」
第四期	1912(明治 45)～1920 年 大正元年 12 月 大正 9 年 2 月 11 月	教育実践研究時代（児童認識主観重視教育，實際教育。及川平治の教育法の実践）劣等児救済法ノ研究 「 <u>劣等児救済ノタメ冬季休業中年内五日間登校セシメテ二時間乃至三時間復習セシメタリ</u> 」 「教授方針」ヲ確立セリ 「本月より毎旬教授要録ヲ作成スルコトニ決定セリ」
第五期	1921(大正 10)年～1927 年 大正 10 年 4 月	教育実践充実時代（児童本位・個性尊重の教育，主知的児童観から主情的児童観へ，準備主義教育から生活教育へ） 「方針 施設 決定 (9)課外指導 (へ) <u>特別児童取扱其他</u> 」

1911（明治 44）年には、「劣等児」の救済の課外授業が冬季休業期間中の 10 日間に 20 時間実施されている。1923 年 12 月には、5 日間に 10 から 15 時間実施している。第四期には、それまでの形式的附与規制による教育から一歩進んで、児童主体へと目を向けている。改善された教育法は、自己活動的な自動性を彼等自から発展さすべきものと自覚させて、いわゆる及川平治の動的教育法が行われていったのである。同記念誌『開校二十五週年記念録（1927.2.）』の中から、当時の「教育指針」などを下記に摘記する。

「幌内小学校の教育指針・教育実践研究等」

教育指針

- 一、教授は自学自習的に、訓練は自発的ならしむること。
- 二、自学的自発的教育法は、初学年から基礎を作って尋四から實際化し、尋六ごろまでにいたりて其成に達せしむ。

研究授業は、二週間に一回程度実施していた。研究批評の結果一致した見解

- 一、教案記載はなるべく具体的に児童の心理に適應するように。つまり、教師の教案ではなく児童の学習録のようにすること。
- 二、教材は郷土から出発し、また郷土化させるよう。

三、これは全く従来の画一的一般の指導から具体的個人適応へと、自覚へと進んだ点であろう。知能の低い児童に対する指導法を含めて、退校後十分ないし十五分、その児童の能力に応じた取扱をした。

教授の方針

個性を尊重した。教授は形式主義か実質主義かについても、相当研究され、自学自習を強く見ることに よって個性が伸長するとした。(pp.3-4.)

2.4.で記述した及川平治の「動的教育論」は、明治末に北海道に深く浸透していた。特に、空知管内には、その支持者が多く「空知教育」の名を高めていった^{註24}。幌内小学校の第五期は、学級数を増やして教育能率の悪い二部授業を解消し、教育組織を整えて新教育の吸収に務めている。又、教育界の一般与論であった「教師本位の教育を捨ててすべて児童本位に教育を考え実現しようと努力」した時期であった。そして、具体的教育活動では、「一斉、一律を廃し児童の個性を尊重」して展開した。幌内小学校は、1941年4月には幌内国民小学校となり、1947年4月には幌内小学校となり現在にいたっている。

以上のことから、大正期の1923年当時の幌内小学校が文部省の特殊教育施設実施学校として、調査対象として校名があげられている背景について、次のように理解できる。すなわち、幌内小学校は、開校当時から空知地区の中心校として熱心に教育実践に取り組む学校であった。1910(明治43)年には、「劣等児」救済に着手し、その指導法の研究を意識していた学校である。同校は、幌内炭鉱開発に伴い人口が増え、急速に児童数が増大していることから、学習指導上の工夫が一層求められていた。又、知能の低い児童(低能児や精神薄弱児)や学業に遅れがちな児童(劣等児)たちも就学しており、その対応も課題であった。その対応のために、空知地方の伝統校である同校の教師達は、大正新教育理論を取り入れて授業研究を重ねながら、一斉・画一教育を改めて、児童の能力に応じた「個性尊重の教育」を実践したのである。そのなかで、「劣等児・低能児」に対する特別教育法として、B2型の課業時間内指導における「個別的配慮」指導と、放課後の10分から15分の課業時間外指導と、長期休業期間等の10日間日程で総20時間のB3型の時間外救済指導における「補習指導」を先駆的に実践していたと理解できる。従って、幌内小学校における特別教育は、「特別学級」を編成して実施されていたとは言えないが、B型の教育形態により実践されたことになる。

事例7. 幌別郡幌別村幌別鉱山尋常小学校(以下「幌別鉱山小学校」と略称する)

幌別鉱山小学校に関する資料は、鉱山特別教授場・鉱山教育所・幌別鉱山尋常小学校『自明治四十五年度至昭和十五年度 卒業証書台帳』、幌別鉱山小中学校『沿革史 第一集』、幌別町立幌別鉱山小学校『学校沿革誌 第二集』、北海道登別市立幌別鉱山小学校『昭16(年度)筆者加筆』以降 卒業証書台帳』、幌別鉱山小中学校『創立五十周年校舎新築落成記念 学校沿革要覧』、登別町史編纂委員会『登別町史(1967.4.)』、登別市史編さん委員会『やさしい史話 登別の歴史(1976.9.)』を参照・引用した。又、2001年10月に幌別西小学校に現地踏査を行った。

登別市教育発祥の地幌別の名は、アイヌ語でポロ(大きい)・ベツ(川)に由来する。

幌別に最初に本格的な開拓移民が入植したのは、1870年の仙台藩白石城主片倉小十郎主従であった。片倉小十郎影範は子弟の教育の重要性を説き、家臣に計り1871年8月に「教育所」を開設した。この教育所は、学制の施行に基づき、1881年3月に室蘭常磐学校幌別分校に切り替わり、同年7月に「幌別小学校」として独立した。1892年には室蘭線が開通し、幌別駅が完成している。

幌別鉱山地区は、シノマンベツ（幌別川本流の上流の意）と呼ばれていたが、室蘭線の鉄道工事に入った仙台の早川組が銅鉱の試堀を行っていたことから、「鉱山」と呼ばれるようになった。鉱山は、1906年に三井物産北海道支店長の小田良治が幌別鉱山を買収して、金・銀・銅の採掘をしたのが始まりである。1907年には製品を運搬する馬車軌道が幌別鉱山から幌別駅までの9.6 kmが開通した。

幌別鉱山小学校は、1907年5月に「幌別尋常小学校所属幌別鉱山教授所（学校沿革史は「授業所」となっている）」として開設され、須田賢が鉱山従業者の子弟の教育にあたったのが始まりである。1808年4月には「幌別尋常小学校所属幌別鉱山特別教授所（学校沿革史は「教授場」となっている）」と改称され、訓導兼校長は堀孝太郎であった。1914年4月には、幌別鉱山教育所と改称して独立した。そして、翌1915年4月には、幌別鉱山尋常小学校と改称した。その後、1918年3月には補習科を併設（1921年3月廃止）し、1934年3月には高等科を併設した。1921年から1926年当時の校長は、遠藤慶介、深瀬廣治であった。

幌別鉱山は、北海道屈指の銅産出鉱として開発されていった。1914（大正3）年には、金・銀・銅・硫黄の総産出額は三十五萬円「村民負担力調（『大正三年 幌別外二ヶ村起債稟請書』）」となっている。幌別村の産業従事者は、主に農業と鉱業であるが、当時農業は伸び悩みをみせていることから、人口の増加は鉱山関係者であったと考えてよい。『登別町史（1967.4.）』によると、鉱山地区の人口は、「大正期の最盛期には数千百人に膨れあがり、村内で最大の盛況」を誇ったと記されていることから、当時の発展の状況は裏づけられよう。

幌別村は、鉱山の画期的な発展に伴って村勢も急激に進展し、1919年には二級町村制を施行した。しかし、1920年7月には銅製錬所の営業を中止し、鉱夫・職工等の解雇を断行している。下表に人口の推移を示した。

「幌別村の人口推移」

年	1884	1893	1907	1912	1916	1917	1918	1935	1940
人口数	322	1,734	1,777	2,386	2,666	2,751	1,021	794	1,006

1923年時に「特別教育」施設が開設されつつあるとされる幌別鉱山小学校が特別教育を実施した要因は特定困難である。しかし、その要因の一つには児童数の急増に伴う劣等児等の対応策の一つとして特別教育があったと考えられよう。幌別鉱山地区は、大正初期には鉱山の開発が急速に進展し、人口も急増し、就学児童数もまた増大していった。そして、1921年に入り鉱山銅製錬所の営業中止に伴い、人口の減少と共に児童数も激減している。次に、幌別鉱山小学校の年度別の児童数、学級数及び教員数を表示する。

児童の急増に伴う学校経営上の問題は、1921年に4学級から単級学級へと急変した。1921年度の職員構成は、訓導兼校長である遠藤慶介と代用教員遠藤ツヨの二名であり、同校は単級学校となったのである。同校の沿革史から、「特別教育」実施の要因に結びつくと思われる二つの事実を読み取ることが出来る。その一つは、大正十年度（1921年）沿革誌の「其他ノ主要事項」の欄に、次のような記述がある。すなわち、「六月廿八日 左記の用紙ヲ創製室蘭活版所へ印刷方注文而シテ従来ノ成績考簿用紙外二三廃止 教育簿 劣等児救簿」とある。これは、それまでの学校の表簿を廃止して、新に「教育簿」と「劣等児救簿^{註25}」を作成したことを記録したも

「幌別鉦山小学校の児童数・学級数・教員数の推移」

項目	1907	1911	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1930	1935
児童数	20	93	132	205	229	171	191	49	42	40	39	42	85	123
学級数	1	2	3	4	4	4	4	1	1	1	1	1	2	3
教員数	1	3	5	6	4	4	4	2	2	2	2	2	3	4

のである。劣等児救簿は、「劣等児救済簿」の誤記かと思われる。従って、同校は1921年度時以前から、「劣等児救済」のための特別教育に意識的に取り組んでいたと理解できる史資料である。「劣等児救簿」は保管されていない。他の一つは、「停級」児童の出現である。同校の沿革史には、各年度ごとの「児童の成績状況」が記述されている。それによると、「停級」児童の在籍が1921年度から1926年度にかけて限定して出現していることである。その記録を整理して、次ぎに再掲する。

「児童の成績状況（停級児童数と成績優良児童数）」

項目 \ 年度	1921	1922	1923	1924	1925	1926
在校児童数計	49	42	40	39	42	41
「停級」児童数	1	3	3	0	1	0
成績優良児童数	5	5	9	7	12	20

この六年間に限ってみると、成績優良児童が全校の一割から五割にまで上昇しているが、「停級」となった児童が減少していないのである。この時期の全校児童の平均出席率は98.8%で、各科目の平均成績得点は7.6である。同校は、劣等児・低能児への特別教育のみでなく、全校児童への個別的指導を実践した結果であると考えられよう。

その同校の教育実践の一端は、訓導兼校長の研究発表により理解の手掛かりが得られる。奈良儀次郎は、1930年3月から1938年11月まで校長を務めている。奈良校長は、1934年9月に北海道庁が開催した第三回「単級複式編制教育研究会」において「複式教育に対する私見と我が校の実践」を発表している。その発表の要旨は、北海道庁編纂『単級複式編制研究録第三輯（pp.121-123, 1935.10.）』に掲載されているので、次ぎに摘記する。

「幌別鉦山小学校の教育実践」

教育思潮と複式教育

- 一、個性の活動を中心とした児童中心主義の思想で自己活動を尊重する教育である。それは、児童の自発的学習態度の養成を基調とした学習指導である。形式から自由へ、画一から個別へ教師本位の教授から児童本位の学習へ、生活準備説から児童生活それ自身へ、の画期的転向である。
- 二、学級編制（省略）
- 三、自学自習の学習訓練 複式教授に於いては、教師の都合上已むなく自習を課すのではなく自習の価値を認め自習を尊重して課すものである。自習を課して之を指導し之を整理し更に第二の自習を誘発するように仕向ける為寧ろ直接教授を附随せしむる様な考えで複式教授をなしているのである。
- 四、自習法の研究（省略） 五、教科目の組合せ 同時同教科の組合せが最も有力である。
- 六、各組の教授力の分配（省略）

本校の教育方針

A 教授方針

- a 教則の示すところに従ひ知識技能を授くと共に将来自ら学習し修養し得る能力を得しむ
- b 研究事項（各項説明省略） 1. 教材の研究 2. 教授の研究 3. 教法の研究 4. 教授細目の修正
5. 児童調査 6. 教育研究会出席 7. 新入児童調査 8. 学用品
- c 能力別指導 各児童の個性特質及天賦の能力に個人差あるを認め個別指導に留意す
- d 課外指導
- e 教育測定 1. 学習したる事項につき教育効果の量的客観的測定をなし其の把握の程度傾向長所短所とを確む 2. 成績品の検査 3. 個別指導

B 訓練 a 訓練の方針 b 訓練の指導 c 自治

C 養護

- a 養護の方針
- b 施設
- c 養護上の指導 1. 身体諸機能の保護 2. 救急手当 3. トラホーム患者取扱 4. 清潔法
5. 遠足 6. 合同体操 7. 運動会 8. 特殊児童の取扱 9. 姿勢の矯正 10. 競技
- d 結果精察処理 1. 日常の観察 2. 身体検査

幌別鉦山小学校は、北海道で広く実施されていた単級複式編制による教育を実践していたことがわかる。そして、大正新教育思想の立場に立って、単級複式による指導の弱点を克服するために「自学自習」教授法と「個別指導」法を導入しているのである。自学自習法と個別指導を実施・展開するためには、児童調査による個人差などの実態を把握すること、指導の効果を測定して、個人差に応じるように教授細目を修正するなどの科学的な指導の観点が必要なのである。本校には、「特殊児童」とよばれる劣等児・低能児等が就学しており、その養護上の取扱にも留意している。以上のことから、本校の特別教育は、劣等児・低能児に対して特別な学級編制による方法でなく、B型教育形態の単級複式編制による個人差に応じた、きめ細かい教育実践を志向した学校であったと理解できる。

幌別鉦山小学校は、1953年4月幌別鉦山小中学校となり、1974年3月閉校した。その背景には、1973年5月に幌別鉦山は硫黄の輸入自由化や鉦床が尽きたことなどで閉山となったことがあげられる。同校の関係表簿類は、登別市幌別西小学校に移管され今日に至っている。

1923年当時の空知郡幌内尋常高等小学校と幌別郡幌別鉦山尋常小学校の「特別教育」の背景と教育理念について、乏しい資料から検討した。両校は、鉦山地区にあり、短期間に就学児童が急増化した学校であることなど類似性が高い。しかも、両校共に、大正新教育思想により構築した「個別化」・「個性化」教育を実践している点にも共通性がある。

鉦山地区は、川島幸助の「鉦山に於ける児童保護問題（『社会事業』201, pp.19-27, 1936.4.）」にも取り上げられているように、明治期から昭和初期にかけて児童福祉問題が山積していた地域である。我が国の劣等児・低能児等の「特別教育」が、師範学校附属小学校や比較的開けた都市部において実践されていたことからすれば、北海道における幌内、幌別両校の「特別教育」の取り組みは極めて特異性があったと考える。この特異性の解明は、他府県の「特別教育」と北海道の「特別教育」の実施形態の比較検討と両校の「特別教育」成立過程とその実態並びに教育実践の究明によらなければならない課題である。

事例 8. 小樽市色内尋常高等小学校「特別学級（遅進児学級）、養護学級」（以下「色内小学校」と略称する）

色内小学校に関する史資料としては、『学校衛生（11-2. 1931.2., 11-3. 1931.5.）』、色内尋常小学校『明治三十四年十二月 沿革誌』、同校『大正十年九月改 学校沿革誌』、小樽市色内小学校『昭和五年五月一日現在 学校一覧』、小樽市色内小学校『創基六十一年開校五十周年記念（1931.10.）』、小樽市役所『小樽市史 第三巻（1981.10.）』、小樽市色内小学校『いろいろな開校 110 周年記念誌（1991.10.）』、小樽市色内小学校『いろいろな 開校 120 周年記念誌（2001.12.）』を参照した。又、2002 年 1 月に学校調査を行った。しかし、教育実践に関する資料は発掘できないため、教育の目的、教育内容・方法等に関しては取り上げる内容はない。

色内小学校における特別教育の実施は、研究資料ノート作成のための史資料検索中に偶然に見つけたものである。文部省は、1931 年 2 月に 6 日間日程で我が国最初の「精神薄弱児童養護施設講習会」を開催した。その紹介記事「精神薄弱児童養護施設講習会概況」が『学校衛生²⁶』に掲載されている。その中の見出しの、「研究発表題目並に氏名」の第一番目に、「一般知能から見た本校遅進児学級 小樽市色内尋常高等小学校訓導高山喜一郎」の名があった。しかし、色内小学校は、1904（明治 37）年 5 月の類焼と 1955（昭和 31）年 5 月の全焼により遅進児学級に関する史資料は発掘されていない。高山訓導の追跡調査も、手掛かりが途切れている。

色内小学校の前身は、1871（明治 4）年高島郡手宮村の奥村兵助の漁場内に設けられた寺子風の教育所であるとされている。当時の小樽は、戸数僅か数百個を出ない未だ草味の漁村であった。小樽の北部一帯の海岸は、「テンムンヤ（菅藻寄す丘）」と称され、「イルオナイ（熊路の沢）」のあるところであった。小樽は、明治政府による北海道拓殖の交通要路の中心地として急速に発展した。1874 年 1 月には、手宮村内に新校舎を建て「高島教育所」と称した。1877 年 9 月に小樽郡量徳学校附属「手宮分教場」となり、1881 年 2 月に独立して「小樽手宮小学校」となった。本校は、この 1881 年を開校の基年としている。1887 年 9 月に「簡易小学校」と改称し、1901 年 4 月には「色内尋常小学校」と改称した。これを期に手宮小学校も独立した。1911 年 2 月には開校 30 周年記念式を挙行政した。同年 3 月には、北海道師範学校附属小学校で「二部教授」法の実践的先駆者であった梶川勝三郎²⁷が七代目校長として着任した。梶川校長は、1918 年 2 月に北海道初等教育に従事した功績顕著により北海道長官表賞を受けている。1920 年 4 月に梶川は小樽区内花園小学校に転任し、後任には古谷四方五郎が就いた。古谷校長は、1928 年 10 月まで色内小学校の発展拡充に関わっており、1926 年 2 月に北海道庁官表彰を受けている。色内小学校は、梶川と古谷校長時代に児童数が激増し、校舎等の施設設備の拡張すると共に教育内容・方法が充実した時期であったことが分かる。

「色内小学校の児童数と学級数の推移」

年 項	1874	1901	1907	1911	1914	1921	1926	1927	1928	1929
児童数		408	812	1,224	1,371	2,038	1,905	1,867	1,859	1,956
学級数	1	8	13	22	22	28	30	30	32	33

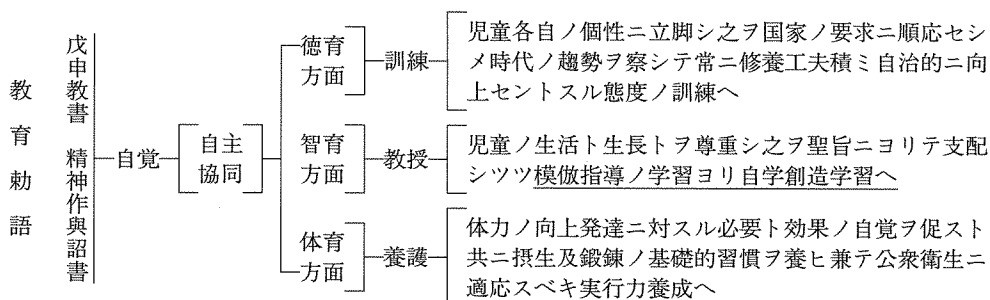
1930 年 5 月の『学校一覧』によれば、児童数は 2,041（男子 1,023、女子 1,018）名、33 学級で、教員数は 38（内休職 1）名、他校医 1、衛生婦 1 となっており、相当な大規模校であった

ことが分かる。父兄の職業の内訳は、商業が33.3%と約三分の一を占め、労働その他が32.6%、工業が12.5%、交通業8.1%、他13.5%となっている。これらのことから、手宮地区が鉄道と港湾を中心にした商工業と交通業地域として発展していったことが伺われよう。

色内小学校の教育の特色を記した資料としては、ただ一つ、1930年度の教育方針があるので次ぎに転記する。

教育方針は、自主と協同を掲げてはいるものの、教育勅語体制下であり、その教育実践は自ずから限定されていることは免れない。しかし、「児童の個性尊重」、「児童の生活と成長との尊重」を基盤とした「模倣指導の学習から自学創造の学習へ」と児童の自覚を転換しようとする意図は盛り込まれている。

「色内小学校教育方針（昭和五年度）」



本校の教授方法の課題としては、学校の施設設備が急速な児童数の増加に追いつけず、児童の急増化に対応する学級組織編成と教授法にあった。それは、1904年4月に、それまでの8学級編制（男子学級4、女子学級4）を、「経費節約ノ為編成ヲ改メ六学級トス」に端を発している。1920年4月には、二部教授を開始している。これは、梶川校長が師範学校附属小学校における実践研究の成果に基づいて設定された経営方針であることは容易に肯首されよう。

特別学級の開設が、教育費削減による学級数減少方策との関連のなかで開始された事例は、事例5の室蘭市立天澤小学校と同一である。

1923年度からは、「尋常科二五 校舎狭キヲ以テ二部教授二学級（尋常二学年）ゲーリー式一学級ヲ置ク」ことになる。1926年4月、「尋常科二八 内ゲーリー式一学級ヲ置ク四年ニ遅進児学級ヲ置ク」。1928年4月には、「尋常科三二 内ゲーリー式三学級ヲ置ク、四、五、六ノ各学年ニ遅進児学級ヲ各一ヲ置ク」。同年4月には、「本年度ヨリ学校衛生婦ヲ常置シ衛生室ヲ置ク」。1929年、「尋常科三三 内東方部増築工事成リゲーリー式ヲ解ク遅進児学級ハ前年通りトス」。この様に、色内小学校は、急増する児童数に対応するために、二部教授、ゲーリー・システム^{※28}により対応したが、学業遅進児のための特別学級を三学級編制したのである。第2章で既述したように、1890年代後半には、北海道初等教育に樋口勘次郎の「統合主義」や「活動主義」が導入されていることから、ゲーリー・システム論も教育現場に浸透していたのである。1933年度からは、「養護学級二、三年各一学級」を編成して、1945年度まで継続開設している。「遅進児学級」が「養護学級」に改組される事例は、当時の全国的な傾向であったことから、遅進児の学級と病虚弱児の学級が併存していたと考えられるが、史資料による検討を要する課題である。1934年1月には、太陽灯大浴室が完成し、10月には養護施設の実績を発表している。11

月には、児童養護運動に先鞭をつけた功績により文部大臣から、12月には北海道長官から学校衛生優良校として表彰された。

前述のように文部省体育課は、「学校衛生の見地から世に忘れられている精神薄弱児童の教養を合理的にし彼らの教養と福祉を増進させる」との趣旨により、1931年2月に第一回精神薄弱児童養護施設講習会を日本赤十字社参考館で開催した^{註29}。講習員資格と定員は、イ、現在精神薄弱児童の養護に当たっている教員、ロ、精神薄弱児童の養護に関して研究しようとしている教員・学校医その他の適当なる者、ハ、定員凡そ150名であったが、実際には200名を超える参加者で盛況であった^{註30}。講師には、文部省学校衛生官大西永次郎を始め、三宅鉦一、杉田直樹、青木誠四郎、阿部弥太郎、喜田正春、小林佐源治など当代の代表的な専門家たちであった。六日間の日程は、文部次官訓辞に始まり、講師による講義と二日間の研究及び協議会並びに精神薄弱児童養護施設の学校参観などが連日熱心に、しかも真摯に取り組まれたとされている。講習会受講者は、精神薄弱児童養護施設協議会の名で、「精神薄弱児童養護施設に関する方^案」^{註31}を作成し、又、「希望事項」^{註32}をまとめて、文部大臣に建議した。

小樽市色内小学校の訓導高山喜一郎は、遅進児学級の担任であったか否かは明らかではないが、同校の次席（現在の教頭職）であった。高山訓導の研究発表の題目は、「一般知能から見た本校遅進児学級」であることから、色内小学校「遅進児学級」開設後3年間の実践に基づく内容であったこと、一般知能検査を対象児童に実施していたことが分かる。

注目されることは、文部省講習会の題目並びに協議題目や研究発表題目である。講習会題目では、精神薄弱児童の特別学級を「養護施設」としている。協議題目や研究発表題目では、教育については「特殊教育」、「精神薄弱児童教育」が、児童については「劣等児」、「精神薄弱児」、「精薄児」等、学級については「特別学級」、「補助学級」、「精神薄弱児童学級」、「促進学級」、「遅進児学級」と多様な名称が使用されていることである。

色内小学校は、沿革誌と高山の研究発表題目には「遅進児学級」の名称が、同校の記念誌には「促進学級」の名称が付されている。学級設置の経緯からすると、教育形態はA型の劣等児等の特別学級として位置づけておくことにする。

北海道には、色内小学校の「遅進児学級」に類した、劣等児等の特別学級や特別教育が、他校にも存在していると予測されることから、全道規模の「特別学級」設置に関する実態調査が課題である。

3.3. 劣等児等の教育に関する教育論並びに教育研究理論等

3.3.1. 劣等児等の教育に関する教育論等の内容

本節では、北海道で第二次大戦前に発行された教育雑誌及び単行著書等のなかから、「劣等児等」に関する教育関係論文・記事等を発表年次順に取り上げ、その内容を要約して整理表にまとめた。筆者が蒐集して、通覧した教育雑誌名及び発行団体名は、次の17団体の1,770冊である。誌名及び発行団体名は、経年の途中で改称されているものもあるので、創刊号名と創設時の団体名に限定する。北海道各地の教育会の機関誌（括弧内の数字は冊子数）は、北海道教育会『北海道教育会雑誌（304）』、函館教育協会『函館教育協会雑誌（237）』、松前教育会『松前教育会雑誌（76）』、渡島教育会『渡島教育会雑誌（26）』、福山教育会『福山教育会雑誌（1）』、胆振教育会『胆振教育（1）』、札幌区教育会『札幌区教育会（158）』、札幌外四郡教育会『教育会報（11）』、空知教育会『空知教育会報（248）』、後志教育会『後志教育（40）』、旭川教育会『旭

「北海道の教育雑誌等に掲載された

「表題」「掲載誌名」号数発表年月	著者名	表題分類
1. 「劣等生について」『北海道教育雑誌』153, 157, 159, 160, 1905.10, -1906.5.	北村衛也	教育実践
2. 「劣等生を如何に取り扱うべきか……」『函館教育雑誌』172, 1906.7.	宗像俊英	教育実践
3. 「書き方指導に於ける劣等生取扱方法」『北海道教育雑誌』164, 1906.9.	井野長司	国語指導法
4. 「劣等児童取扱ニ関スル調査」『函館教育雑誌』175, 1906.12.	弥生小学校	指導法調査
5. 1. 「劣等児童の取扱方法並其卒業認定の成績標準等」『北海道教育雑誌』165, 1906.10.	聯合教育会	協議題
5. 2. 「低能児童取扱に関する件」『北海之教育』188, 190, 192, 1908.9. -1909.1.	聯合教育会	協議題
5. 3. 「特別学級等を設置した場合の経費五割以上を国庫より」『北海之教育』190, 1926.2.	聯合教育会	建議事項
6. 「如何にして劣等生を教育すべきか」『北海之教育』172, 173, 174, 1907.5. 6. 7.	十倉郁	教育実践論
7. 「低能児取扱」『北海道師範学校附属小学校内規』1909.2.	師範附属小	校内規程
8. 「特殊児童の教育法如何」『北海之教育』214, 216, 1910.11, 1911.1.	土井壯良	教育法概説
9. 「小学校に於ける異常児の教授訓練」『函館教育雑誌』193, 1913.1.	A.D, エジソン	米教育事情
10. 1. 「校規原則成績不良児童取扱」『小学校内容改善に関する実地研究』1913.4.	末武政一	校内規定
10. 2. 「特別学級, 学力不良児救済法」『続小学校内容改善に関する実地研究』1917.2.	末武政一	教育方法
11. 「劣等児童取扱法」『北海道庁立河西郡第二伏古尋常小学校施設取調』1913.7.	三野経太郎	指導方法
12. 「吾々は劣等生を作りつつあった(算術教授上の欠陥)」『北海之教育』260, 1914.10.	木村仁止	教育実践
13. 「遅進児教授につきて」『札幌外四郡教育会々報』11, 1917.9.	島村清松	指導方法
14. 「特別学級編成学校の状況」『大正十三年特別学級編制に関する調査』1924.7.	師範附属小	教育実践
15. 「成績不良児童の教育方案」『北海道函館師範学校附属小学校研究叢書』4, 1925.7.	師範附属小	教育実践
16. 「成績不良児童の教育方案」『北海道函館師範学校附属小学校研究叢書』4, 1925.7.	花咲小学校	指導方法論
17. 「成績不良児童の教育方案」『北海道函館師範学校附属小学校研究叢書』4, 1925.7.	別海小学校	教育方法論
18. 「成績不良児童の教育方案」『北海道函館師範学校附属小学校研究叢書』4, 1925.7.	岩内小学校	教育方法論
19. 「成績不良児童の教育方案」『北海道函館師範学校附属小学校研究叢書』4, 1925.7.	桔梗小学校	教育方法論
20. 「成績不良児童の教育方案」『北海道函館師範学校附属小学校研究叢書』4, 1925.7.	幌茂尻小学校	教育実践
21. 「成績不良児童の教育方案」『北海道函館師範学校附属小学校研究叢書』4, 1925.7.	宇賀小学校	指導方法論
22. 「劣等児の算術の基礎的訓練法」『北海道函館師範附属小学校研究叢書』6, 1927.9.	師範附属小	教育実践
23. 「劣等児救済の一考察」釧路外五郡教育会『教育会報』2, 1928.3.	紅林鐵雄	教育経営論
24. 「精神薄弱児童の身体状況」札幌教育会『札幌教育』55, 1929.1.	島太郎	調査・検査
25. 「劣等生論」北海道教育新聞社『北海教育評論』43, 1929.6.	佐藤鱗太郎	教育論
26. 「特殊児童教育の実状」『札幌教育』61, 1929.11.	札幌市	教育施策
27. 「学級経営の一考察」空知教育会『空知教育』183, 1930.4.	三澤為恕	教育実践論
28. 「教授と衛生」『空知教育』183, 1930.4.	布施川強	教育実践論
29. 「低能児教育の理論と実際(一)―(四)」『北海道教育』134, -136, 1933.1, 2, 3, 5.	黙雷生	教育実践
30. 「天澤校における特別学級教育の実際(一)―(四)」201, -204, 1935.5, -8.	遠藤勲	教育実践
31. 「学級編制に於る劣等生救済に就いて」『単級複式編制教育研究録』1, 1935.10.	若林石雄	教育方法論
32. 「単級小学校に於る劣等児指導施設」『単級複式編制教育研究録』1, 1935.10.	篠原活気	指導方法論
33. 1. 「拓かれゆく力に基づくこの子一人の教育」『北海道教育』109, 1927.9.	中村彌四郎	教育実践論
33. 2. 「この子一人の教育意識に立つ学級教授の実際」『函館師範附属小学校研究叢書』8, 1928.6.		教育実践
33. 3. 「土の暗示する教育の理念」『北海道教育』133, 1929.9.		教育論
33. 4. 「教育事実の真相(一), (二)」『北海道教育』139, 140, 1931.3, 4.		教育論
33. 5. 「この子一人の教育[理論と実際との中間]」『北海道教育』158, 1931.10.		教育実践論
33. 6. 「新しい認識の上に立つ単級複式の教育(一)―(三)」『北海道教育』167, 168, 171, 1932.7, 8, 11.		教育実践論
33. 7. 「劣等児学級就方指導の実際」1933.9.		教育実践
33. 8. 「新興複式教育」1935.5.		教育実践
33. 9. 「この子一人の教育観」帯広市教育会『帯広市教育』1936.12.		教育論
33. 10. 「写真本位単級複式学習の実際」1948.7.		教育実践
34. 1. 『個性教育叢第一編 智能検査法一般論』1930.11. 私家本	北川能光 北川能光 北川能光 北川能光	検査法
34. 2. 『個性教育叢書第二編 集団智能検査法』1933.3. 私家本		検査法
34. 3. 『性能検査手引き』1935.5. 私家本		検査法
34. 4. 『劣等児低能児特別教育の実際』1936.11. 私家本		教育実践
35. 「性格異常児指導の実際」『函館教育』225, 1939.10.	佐々木清子	教育実践

劣等児等に関する論文等（1905 年～1939 年）」

対象児	教育形態、型	理念、児童観	指導観・指導法
智力劣等生	時間外指導 B 2	救済，一視同仁	働かずに巧みなれ。週・学期単位の五段階教授。反復練習
劣等生	能力別学級 A	生活力相応	教材は狭く。復習。練習
劣等生	時間内指導 B 1	標準成績へ向上	基礎学力。数写法（下敷きモデル）
劣等生	時間内外指導 B	救済，学力	座席排列法。基礎学力。復習。家庭への了知
劣等児 低能児 特殊児童（精神薄弱）	特別学級 A	救済，卒業認定 癲癲白痴対象外 国庫五割負担	直観教授。卑近な内容。丁寧な指導。 反復。制規時間の 30 分以内の教授。 組み合わせ教授
劣等生（成績不良児）	時間内外指 B	救済，教師の試金石	教授個別の原則。座席排列法。教師と医師の連携
低能児	随時定時特別指導 B		個性，家庭生活状況の尊重。学校医の意見重視
特殊児童（中間児）	補助学校 A	痴愚と常見の中間物	治療教育（知徳体，注意力）。復習。教育家と医家との協力
異常児	特殊学級 A	教育権，教育可能性	統合養育。職業教育。個別教授。体験的教育。教師専門性
成績不良児 低能児，劣等児	時間内外指導 B 共学，分離は不合理 B	救済，感化模倣	席次配列。実用・簡略内容。個別と分団教授。自動教授。
劣等児	時間内指導 B 1	愛憐救済，学力	席順優劣配列。下学年教科平易内容。
劣等生	時間内指導 B 1	救済，研究	最低限度の教材。厳密な秩序的段階指導。「理解，習熟」に関する研究
遅進児		救済，発達渋滞	普通教育の大目的の貫徹
低能児	特別学級 A	救済，児童本位	徹底的個別指導。職業指導。寄宿舎教育。修業年限延長
成績不良児		憐憫，特殊教育の原理	能力別分団式。教科別可動式。作業的陶冶。反復練習
成績不良児	特別学級 A		教授細目指導。分団教授。二担任制。生活・作業化教育
成績不良児	下学年編制 B 1	救済，保護相談	早期教育。心理検査判定。基礎学力。保護者連携
成績不良児	特別学級 A	救済，長所発展	各教科別細目。直観教授。健康教育。作業教育。反復練習
成績不良	特別学級 A	救済，児童本位	直観教授。個別的取扱。発動的学習。（叱るな，あせるな，根気強かれ）
成績不良児	補助学級 A	保護者児童観修課程選択権	児童適応の学習。年齢相応の教科学習。補習
成績不良児	時間外指導 B 3	尋一年程度学力	基礎的内容。特別教授。停級による学習の習熟と卒業認定。
劣等児	特別学級 A	学力向上	基礎的内容。反復練習
劣等児	能力別編制 A	救済，特種教育作用	下学年基礎教科。分団式。直接経験。作業陶冶。反復練習
精神薄弱児	補助学級 A	救済，成績向上	身体的欠陥除去。労働
劣等生	能力別編制 A	救済，社会的人間育成	作業・労働（忠実な下僕）
特殊児童	特別学級 A	救済	救済資料（家庭，身体調査による原因調査）
劣等児	時間内指導 B 1	救済，個性尊重	特能開発（心理検査，能力検査）
精神薄弱児	補助学級 A	適正就学	就学前検診判別（校医による身体，精神検査。心理検査）
低脳児	補助学級 A	社会防衛，救済	個別指導
劣等児	特別学級 A	救済，人間教育	読書算能力。生活訓練。勤労と意志の養成，個別指導計画
劣等生	時間内指導 B 1	救済	単級における救済。基礎学力。訓練・養護。特別個別教授
劣等児	特殊学級 A	救済，能力平等	共通細目。基礎科目の向上（教科は狭く深く，教材は広く）。
劣等児 劣等児 劣等児 劣等児 劣等児 劣等児 劣等児 劣等児 劣等児	単級複式教授 A 特別学級 A	人間の無限の生成 観，平等観 「この子一人の教育」 個性・個別化教育 観	個別教授の徹底。分団学習。 教材の大単元展開。国数基礎学力向上。 簡易化，具体化，興味化，實際化，地方化，個別化教育
劣等児低能児 劣等児低能児 劣等児低能児 精神薄弱児	養護学級 A A A A	人間平等観（陛下の赤子），教育機会均等 愛の教育 個性教育	生活自立。特性の指導。職業生活。 簡易な教科。訓育・養護。 地方生活への適応。 反復練習。 科学的教授（心理諸検査による児童理解と指導）。 校内組織「個性教育研究部」
低知，能性格異常	時間内外指導 B	陛下の赤子救済，報国	共同生活への適応。心の琴線に触れる教育

川教育 (2)』, 上川教育会『上川の教育 (197)』, 十勝教育会『十勝教育会報 (226)』, 帯広市教育会『帯広市教育 (9)』, 釧路教育会『釧路教育会報 (146)』, 釧路外五郡教育会『教育会報 (72)』, 根室教育会『根室教育会々報 (16)』である。他に, 北海道毎日新聞社の『北海道教育新報 (41)』と北海道教育新聞社の『北海道教育新聞 (206)』, 北海道師範学校研究集録を通覧した。

本節で取り上げた 1905 年から 1939 年までの論文等は, 全部で 50 編である。掲載誌等の内訳は下表のようになる。掲載紙等では, 半数以上が教育雑誌関係で, 単行本関係には私家本も含まれる。

時期 \ 内訳	教育雑誌関係	研究集録関係	単行本関係	行政刊行物関係	合 計
明治期	9			1	10
大正期	3	7	2	2	14
昭和期	15	4	7		26
合 計	27	11	9	3	50

北海道における劣等児等の教育論は, 発表数からみれば明治から大正期へ, そして昭和期へと変遷するに従って多くなっていることから, 劣等児問題の顕現化過程の傾向も同様であったとおもわれる。この検討は本章のまとめ 3.4. で行う。

各論文等の論述の主内容は, 紙数の都合により割愛し, 別稿で扱うことにした。

3.3.2. 劣等児等の教育論並びに教育実践理論の総括

劣等児等の教育論の顕現化過程と教育形態の成立・顕在化過程を解明する意図から, 劣等児等に関する教育理論・教育研究理論・教育実践論等につて, 北海道内の教育関係雑誌・研究集録・単行本等を通覧して摘出した。その結果, 35 の個人・団体等から 50 件の論文等を蒐集した。これらの 50 件の論文等の要点を総括して一覧表にしたものは, 上掲「北海道の教育雑誌等に掲載された劣等児等に関する論文等 (1905 年～1939 年)」である。

本節のまとめとして, 明治, 大正, 昭和の各時期における劣等児等の教育問題の顕現・顕在化の特徴を検討する。検討にあたっては, 問題の顕現化現象について, 次の 6 分野を取り上げ, 迫らの先行研究 (1985.3, 1989.3, 1989.12.^{註33}) と比較して論考する。検討の 6 分野は, 論文件数とその内容についての「1. 論文件数と論文表題分類」, 特別教育対象につての対象児の名称に関する「2. 対象児名称」, 学級編制, 教育形態に関する「3. 教育形態」, 教育理念・児童観についての「4. 教育理念・児童発達観」, 指導観や教育の内容・方法に関する「5. 指導観・指導法」と「6. その他」である。

1. 論文件数と論文表題分類

北海道においては, 劣等児等に関する教育論文が教育関係雑誌に初出するのは, 1905 年 10 月北海道師範学校附属小学校訓導北村衛也の「劣等生に就いて」である。1905 年から 1939 までの 35 年間に発表された論文等の件数は 50 件である。論文等を掲載誌別にみると, 教育関係雑誌が全体の 54% と多く, 次いで, 北海道庁主催研究会集録や北海道師範学校研究会集録が 22% となっている。

大正・昭和期に入ると末武政一, 中村彌四郎, 北川能光らの著作本の刊行が目につく。

件数は, 明治期の 10 件から大正期に入ると 14 件となり, 昭和期には 26 件と経年につれて増

「北海道の論文件数（1905～1936）」

誌名等	明治	大正	昭和	合計
教育雑誌	9	3	15	27
研究集録		7	4	11
法規集等	1	2		3
単行本、他		2	7	9
合計	10	14	26	50

「北海道の論文表題の分類（1905～1936）」

論文等の分類		明治	大正	昭和	合計
一般論	法規、建議、協議事項	4	1		5
	教育施策、教育経営論	1		2	2
	教育論		4		4
実践論	教育方法論	1	8	2	11
	教育実践論		1	5	6
実践	教育実践・指導法	3	4	9	16
	調査研究	1		4	5
合 計		10	14	26	50

加している。このことから、劣等児の教育問題は、明治の後半期に成立し、大正期から昭和期にかけて顕現化したと認められる。件数について、『岡山県教育会雑誌』²³⁴、『信濃教育会雑誌』²³⁵ 掲載件数と比較してみると、次のことが明らかになる。

岡山県の初出論文は、1896年1月の岡山県医学専門学校教授荒木蒼太郎「精神病の話」で、次いで、1901年の旭東四郡連合教育会の「抜群生及劣等生の取扱に就いて」と続いている。岡山県は、明治期に17件、大正期に39件と三倍以上の増加をみせていることから、劣等児教育問題の著しい顕現化過程があったことを物語る。岡山県の劣等児等の教育実践については、県立師範学校附属小学校が1907年7月に劣等児の実践を報告しており、1910年3月には「劣等児特別学級」を編成して教育を実践している。迫ら（1985.10.）は、岡山県の「劣等児・低能児」教育問題は明治30（1897）年から40（1907）年代、特に40年代に顕在化したと述べている。

「『岡山県教育会雑誌』の論文件数及び表題分類（1896～1925.11.）」

表題分類	明治期	大正期
教育の在り方	(5)	9
教育問題		1
教育方法		16
教育研究		2
研究会		5
その他・方針		11
検査		5
合 計	17	39

「『信濃教育会雑誌』の件数（1900～1928）」

明治期（1900～1910）	17
大正期（1913, 1914）	3
昭和期（1928）	1
合 計	21

教育先進県である長野県は、1890年に松本尋常小学校で「落第生学級」を開始しており、『信濃教育会雑誌』の初出論文は1900年である。件数は、明治期に岡山県の件数と同じであるが、大正期には北海道と同数に減少している。

以上のことから岡山県・長野県と比較すれば、北海道は、劣等児教育論の件数は明治期には岡山県や長野県の半分と少ない。教育論の顕現化は、岡山県より10年、長野県より5年遅れている。教育実践の顕在化については、長野県は突出して早期からみられるものの、北海道は岡

山県より数年遅れていることになる。

論文表題は、論文題と内容から表題を特定した。表題は、一般的教育論、教育実践論及び教育実践に三分類した。明治期には、劣等児等の医学的特徴や教育必要論、劣等児取扱法、建議事項などの一般教育論が50%を占めている。大正期になると、劣等児教育方法論や教育実践理論などが全体の64%を占め、より教育実践への萌芽を触発させたと思われる論文が発表されている。昭和期になると、劣等児等の教育実践にもとづいた教育実践記録や教育実践方法論並びに児童理解のための心理的・医学的・教育的検査・調査の実施に関する論文が50%を占めている。北海道における劣等児等の教育論の顕現化過程は、明治期の一般教育論にはじまり、大正期に教育実践理論が澎湃して、昭和期に入ると教育実践記録等へと発展した。この教育論顕現化過程は、3.2.に既述した劣等児等の教育実践事例から明らかなように、教育実践は1910年時に2事例、1912年から1925年時に5事例(内2事例継続)、1921年から1945年時に6事例(内3事例継続)と顕在化しており、教育実践の顕在化過程と一致する。

迫ら(1989.12.)の『岡山県教育会雑誌』掲載の表題分類は、掲載論文の表題を分類したものであり、分類項目に「教育研究」と「研究会」などが並列されていることから比較検討は出来ない。岡山県にみられる表題項目の中には、調査と研究が大正期に7件あげられている。北海道における研究調査関係論文は、昭和期になってからの4件であることから、北海道は一時遅れていることになる。調査研究の主な内容は、大阪の鈴木治太郎等の「智能検査法」等であるが、北海道の遅れは地理的条件による影響も想定されが、検討課題として留意するだけにとどめる。

2. 対象児童の名称

「北海道の対象児等名称」

対象児童名称	明治	大正	昭和	合計
劣等児・劣等生	6	2	17	25
学業成績不良児	1	8		9
遅進児		1		1
劣等児／低能児	1	2	3	6
低能児・低智脳児	1		1	2
精神薄弱児	1		3	4
特種(異)児童	2		1	3
異常児		1	1	2
中間児	1			1
合 計	13	14	26	53

「岡山県の対象児等名称」

対象児童名称	明治	大正
劣等児・劣等生	10	39
学業成績不良児		2
鈍才児、鈍児、遅滞児		2
白痴、痴愚	1	10
低能児	7	16
精神薄弱児		4
変異児、異常児		2
精神低格児		2
合 計	18	77

劣等児等に関する教育論等は、如何なる児童を対象としたのであろうか。その対象は、劣等児ないしは学業成績不良児なのか、低能児ないしは精神薄弱児なのか、或いは、その対象は時代的に変遷したのであろうか。序章の用語概念において触れたように、用語と概念規定について整理して特定するが求められるものの、困難な課題である。

北海道においては、劣等生と劣等児を同概念として使用している論文が47%と最も多く、次いで、劣等児と同概念の学業不良(不振)劣等児が17%である。劣等児、学業不良児とは異なる概念の低能児を同列に扱っているものが11%もあり、対象児童が特定されていない状況が同

われる。対象児童の時代的変遷の有無を検討すると、明治期には劣等生・劣等児が46%と多いが、大正期には劣等生・劣等児に代わって、学業不良児童が33%に減少している。しかし、昭和期になると、再び劣等生・劣等児を対象とする論文が首位を占めている。これらのことから、北海道においては、劣等児・学業不良児童など低能児と通常児との中間にある児童の教育問題が64%と顕現化していることになる。又、昭和期には、低能児、精神薄弱児童、特種児童、異常児等多様な名称が出現している。このような対象の拡大は、特別教育対象児へ関心の広がり示すものであると同時に、対象児についての用語と概念規定が医学的・心理学的・教育学的に確立されていないことの証左でもある。

岡山県は、明治期には劣等児・劣等生と白痴・痴愚・精神薄弱児の二極に分化している。大正期になると、56%が劣等児と学業成績不良児であり、白痴・痴愚・精神薄弱児は39%と二極分化はみられない。特徴的なのは、鈍才児・鈍児・変異児など北海道の論者が使用していない名称がみられることである。迫ら(1989.12.)は、岡山県における明治・大正期の学校教育対象は「劣等児・低能児」であると論述している。そして、教育論文から「劣等児」と「低能児」に対する見方を次のように述べている。「救済の見込みのある児童」と「救済の見込みのない児童」、「後天的なもので教育方法を誤った結果の者」と「先天的なもので児童本来の素質が悪いもの」、「成績不良」と「痴愚・魯鈍」とである。すなわち、前者が「劣等児」であり、後者が「低能児」なのである。北海道においても、教育対象児童を明らかにする手法として、名称を対比的に区分した論述が多くみられる。

3. 教育形態

「北海道における教育形態論」

教育形態名	明治	大正	昭和	合計
A (特別学級) 型	3	6	18	27
B (時間内外指導) 型	3	2	1	6
B 1 (時間内配慮指導) 型	1	3	3	7
B 2 (時間内特別指導) 型	1			1
B 3 (時間外特別指導) 型		1		1
合 計	8	12	22	42

劣等児等の教育形態としては、特別に学級を編成して実施するA型を取り上げた論文が64%と多い。すなわち、劣等児等の「分離・別学形態」による特別教育の主張である。B型は、授業時間内外において配慮指導や特別指導を実施する形態で14%である。時間内における配慮指導のB1型は17%となっている。時間内特別指導のB2型と時間外特別指導のB3型は、少ない。時期的な変遷をみれば、A型をよしとする論が漸次増加しており、B型は減少している。劣等児等の教育は、理論的には別学編制による特別教育を望ましいとしているが、前述3.2.の特別教育の事例から明らかなように、A「特別学級」型は師範学校附属小学校や都市部の大規模校に限定されている。第2章2.3.で論述したように、北海道の初等通常教育学校の7～8割が単級学校や単級複式学校であった実態から、B型ないしは、その特殊形態により行われていたと言える。発表論文の42例中、A型、B2型、B3型に反対論を唱えたのは、末武政一だけである。末武は、劣等児を学級編制、特別教授により分離して教授することは不合理であり、

時間内共学によることが望ましいと「統合教育」を主張している。特別教授については、末武のように明快な反対論の立場ではないが、劣等児等の特別教授形態は、劣等児等に卑屈感・劣等感を抱かせると指摘する論者も少なくなかった。劣等児等の教育形態として、「分離・別学」形態と「統合共学」形態に関する問題の所在は、既に明治・大正期から顕現しており、教育実践理論として解決されることなく今日に至っているのである。

4. 教育理念・児童発達観

「北海道における教育理念，児童発達観」

教育理念，障害児観等	明治	大正	昭和	合計
救済，憐憫	4	9	10	23
社会防衛，国家社会的問題，感化		1	2	3
学業成績（学力）向上，進級・卒業認定	2	2	2	6
個性尊重，児童本位，個性・個別化，可能性・長所発展	1	4	7	12
一視同仁，平等観，教育機会，教育権	1	1	4	6
愛の教育			1	1
適正就学，発達遅滞への対応		1		1
特殊教育原理，特殊教育作用による教授		1	1	2
その他（陛下の赤子観，報国観等）	1	2		3
合 計	9	21	27	57

劣等児等の教育理念は、劣等児等につての障害観や発達観と結びつけて論じられている。従って、教育理念と児童発達観を切り離して検討することはできない。明治・大正・昭和期を通じて全体の43%と首位を占めているのは、「救済，憐憫」観に基づく教育思想である。次いで、「個性尊重，児童本位，個別化教育」観が21%、「人間平等，教育機会の付与，教育権」観と「学業成績向上，進級・卒業認定」が11%となっている。「個性尊重，児童本位，個別化教育」観と「人間平等，教育機会の付与，教育権」観を合わせると、32%になり「救済，憐憫」観と同比率になる。劣等児等の教育実践理念は、大まかに分類すれば、「救済，憐憫」や「社会防衛」観に基づく思想と「個性・個別化」や「人間平等」観に基づく思想の二大理念によって形成されていたことになる。「個性・個別化」や「人間平等」観に基づく思想は、大正期から昭和期に顕現しているのは、大正新教育思想の影響によるものであろう。一方、劣等児もまた陛下の赤子であるとか、劣等児教育は報国のための教育であるなど、「社会防衛，感化」観と同根の国家主義的思想に基づく教育理念と児童観の顕現もみられる。

5. 指導観・指導法

学校の教育は、教育目標を達成するための営みであると言える。教育目標は、法令によるほかに、教育理念と児童観に基づいて設定される。教育目標を達成するために、教育観ないしは指導観により、教育内容の選択・組織配列と教育方法の選定が必要である。劣等児等に関する教育論の内容から、その指導観と指導法を特定して検討する。明治期には、指導観の確立傾向は見られず、「基礎的教科」の学業成績向上を目的として、ひたすら既習教材の「反復練習」による指導法が取られている。治療教育論の影響から、医家と教育家との連携、保護者との連絡が重視されている。大正期の特徴としては、劣等児等の学習特性や卒業後の職業生活への接続

「北海道における指導観・指導法」

指導観・指導法		明治	大正	昭和	合計
指導観	治療教育	1			1
	直観教授	1	2		3
	生活教育, 体験・実用・具体・実教育		2	7	9
	職業教育, 作業教育, 労働・勤労教育	1	2	4	9
	基礎(教科, 学力)教育	2	2	5	10
	個性教育, 能力・適性教育, 特能開発教育	1	1	3	5
	個別化教育	1	4	5	10
	分団教育, 能力別教育, 座席排列法	2	5	1	8
	健康教育, 養護, 訓育(訓練)		1	3	4
	早期教育, 教育科学・研究・実験		3	3	6
指導法	生活卑近・簡易・簡便内容, 下学年教科内容	2	2	3	7
	週・学期単位五段階教授法, 大単元法	1		1	2
	教授細目の作成, 段階別教授, 個別指導計画	2	3	1	6
	自動学習, 発動学習, 自習, 補習		3		3
	反復練習法	4	2	3	9
	家庭・保護者との連携, 医家と教育家との連携	5	1	1	7
合 計		23	36	40	99

を意図して、「職業教育」、一斉画一教育批判からの「個別化教育」、及川平治の「分団式教育」³⁶と「自学・自習」、「教授細目」³⁷作成による計画的指導論が顕現している。昭和期になると、再び「基礎的教科」の「反復練習」が論じられている。特に留意したいものは、「生活・体験教育」、「職業教育」、「個別化教育」である。劣等児等の教育の指導観や指導法は、大正期から昭和期にかけて、ほぼ確立したとみなすことができる。すなわち、読み書き算術の基礎的教科を反復練習により習得させる教科中心の指導から、劣等児等の学習特性と卒業後の生活に接続させることを目的として、「生活」、「職業」、「健康」教育を具体的・実地的に、しかも、個性化・個別化により指導・展開する指導観と指導方法である。この指導観と指導方法は、今日の北海道における知的障害児教育の指導観・指導法の原型的実践論とみなして、留意しなければならない。

特に注目されるのは、室蘭市天澤小学校遠藤勲訓導の実践「個別指導計画」による教授法である。1935年当時、北海道において、劣等児等の「特別学級」形態による特別教育として個別の指導計画を作成して実践している。1990年になって、知的障害児に対する教育方法として、アメリカから持ち込まれた「IEP 個別教育プログラム」や北海道の知的障害児教育関係者が実践を基に開発した「個別指導計画」が教育現場の話題となった。そして、文部科学省の指導もあって、全国の特別教育現場で実践されている。市澤(2001.9.³⁸)は、「個別指導計画」の実践について、倉本剛『一人一人を生かす(1953.9.)』と佐藤学『米国カリキュラム改造史研究(1990.12.)』の論考をもとに、決して新しい方法ではなく、1926年代にアメリカの先駆的なカリキュラム学者ボビット Bobbitt, J. Furanklin (1876-1956) の「個人カリキュラム Individual curriculum (『全米教育研究協会第26年報第二部 カリキュラム構成の基礎』1926.)」論の影響であるとの考えを主張している。

又、五段階教授法につて、展開期間を単位時間内から、週や学期間に広げる提案や教授内容

を大単位として組織して指導する方法が提示されている。この論点もまた、戦後の「生活・経験学習」,「単元学習」の萌芽形態として認識しておきたい。

6. その他

上述の1.から5.の整理表には取り上げなかった内容の中で、特に留意しておきたいものを列記しておく。

(1)教育対象は、知能指数 (IQ) 90 から 70 程度とし、「瘋癲白痴」を教育不可能とする教育観が主流を占めている。

(2)教育理念・児童発達観としては、「人間平等」論,「教育機会均等」論,「教育権」の主張などがある。これらの教育理念や児童発達観は、「陛下の赤子」観を前提とした限界はあるものの、劣等児等の教育における先駆的な教育論であった。これらの先駆的な劣等児教育論の中でも、根室郡幌茂尻尋常小学校長伊藤初太郎の「成績不良児童の履修課程選択権 (1925 年 7 月)」論は際立って今日的であると言える。伊藤は、履修課程^{註39}を「年齢主義」,「在学主義」,「学力主義」に区分する。そして、学校教師はそれぞれの履修課程の内容と方法について保護者と児童に示し、協議し合って、そのいずれかを保護者と児童に選択させるものである。伊藤の履修課程選択権論は、三つの点で今後の初等教育の在り方の萌芽形態を示唆するものである。その第一は、教育主体を実質的に児童本人とその保護者に在るとしていること。第二点は、第一点を前提として、教育形態は、児童とその家族が教育専門家等と協議して選択すること。第三点は、教育目標・教育内容・方法及び成績評価・認定に関する選択権を認めることである。特に、教育形態の主體的な選択権の付与は刺激的提案である。

(3)指導法としては、「丁寧な指導」,「制規 (正規の意と思われる) 時間の 30 分内の教授」などの主張がある。又、教材観については、相対する「教材は狭く」論と「教科は狭く深く、教材は広く」論があるが、検証はされていない。

(4)教師の資質や教授法については、愛情・情熱, 研究心, 公平性, 「常に児童と共に行動し生活せよ」, 「心の琴線に触れる教育」, 「働かずに巧みなれ」, 「叱るな, あせるな, 根気強かれ」, 「児童の中に劣等児が多いのは、教育者に奮励苦闘研鑽に余念なからしめん為であり、劣等児救済は教師の試金石である」などの論がある。これらの教師論は、時代を超えて、今日的課題であると言える。又、函館市東川小学校は、校内研究組織「個性教育研究部」を設けて全校体制で劣等児等の特別教育を実践していることにも留意したい。

3.4. まとめ「北海道の劣等児等の教育」

北海道における劣等児等の特別教育の成立とその全体像について、1. 就学督責と就学猶予・免除規定及びその実態, 2. 劣等児等の特別教育の実践事例の概要, 3. 劣等児等の教育に関する教育理論の三つの視座から描き出した。

3.4.1. 劣等児教育の顕現化・顕在化の遅れ

北海道の劣等児等の教育は、北海道の初等通常教育の特質状況の下で、教育理論の顕現化も教育実践の顕在化も他府県に比べて遅れており、実践事例も多くなかった。その背景には、第2章で論述したように、北海道の初等通常教育の「特例規定」に基づく教育行政があげられる。それは、教育施策の「簡易主義」と「地方主義」, 教育内容・方法の「実利勸業主義」と「生活主義」並びに学校所在環境の「僻地性」と教育組織の「単級複式編制」による教育と関わっていたのである。

3.4.2. 就学猶予・免除規定とその実態

我が国は、1886年の第一次小学校令から1900年の第三次小学校令までに、劣等児等を就学義務から法制上排除し、一方では年長児等の不就学児童への就学督責を強行して、「学制」以来の行政的念願であった国民皆学による義務教育制度を確立した。文部省は、そのために度々法令を改正して、就学歩合・出席歩合・卒業歩合の向上施策を地方教育行政機関に強く求めたのである。その結果、就学歩合は、1886年の46.3(男子62.0, 女子29.1)%から1904年には94.4(男子62.0, 女子91.5)%へと急激な高まりを示した。北海道の就学歩合は、1886年には32.1(男子50.1, 女子19.1)%であり、1904年には92.6(男子95.4, 女子89.2)%と全国平均と比べて低率であった。

1900年前後に、新潟・長野・群馬などの各県は、不就学児童の就学奨励施策として「特別教授」や「特別学級」の実施について文部省と協議しており、長野・佐賀・埼玉・秋田・青森・千葉・大分・栃木・石川の各県は独自の「尋常小学校特別学級規程（名称は県により異なる。北海道は「特別教育規程」で、教育組織の規定となっていない）」を法制化している^{註40}。この法制による「特別に編制された学級」は、年長児童・児守児童・被傭児童・寄留児童・中途退学児童等のための「特別学級」のほかに、「疾病」により不就学となった劣等児等の「特別学級」開設事例もあった。不就学児童の「特別学級」は、就学歩合が向上するに従って、「貧窮」や「その他」の事由による不就学児童数は減少していったことから、年長児童等の学級から、劣等児等の「特別学級」へと変遷していったのである^{註41}。

北海道の簡易主義と地方主義による教育行政施策は、明らかに就学督責規程と事務執行に現れている。文部教育行政は、就学歩合等が全国レベルより低位にあった北海道に対して、就学規則や就学事務執行規程の「特例規定」を適用した。それは、就学猶予・免除規定による精確な就学事務と適正な就学指導の執行の緩和と運用を容認することであった。そして、「疾病」、「貧窮」、「児守」、「被傭」等の事由による不就学や「旧土人児童」の不就学を放置する結果をきたす要因となったのである。具体的には、北海道庁は、就学歩合向上施策として、1902年9月に「年長児童児守児童ノ学級編制及ヒ教授法（訓令111号）」を規定し、翌年12月に「特別教育規程（訓令第117号）」に統合した。更に、「学齢児童就学ニ関スル規則（庁令第116号）」を制定して、就学督責を図る行政的姿勢を示している。しかし、一方では、1903年2月に「普通教育ニ関スル注意事項（訓令第13号別冊）」により、「一定ノ猶予又ハ免除ノ処分ヲ為シタモノハ、就学義務カラ除外シテ進メル」ように行政指導している。同年12月には、「学齢児童就学ニ関スル規則制定ノ理由（内教第4207号）」に「就学督責実施上 特ニ本道ノ如キ開拓地ニ在リテハ戸籍上ノ異動甚タ多キカ為シテ特設スル必要アル」と、就学規定の特設と例外的な事務執行を謳っているのである。

ここで、明確にしておきたいことは、北海道の「特別教育規程」と「特別学級」の成立との関係である。前述の長野県などにおいては、不就学児童の「特別学級」は「子守学級」や「女工学校」として普及したが、これとは別に劣等児等の「特別学級」も開設されている。すなわち、「長野県尋常小学校特別学級規程（県令46号1899年7月）」は、劣等児等の就学保障を促すよう運用されている。北海道の「特別教育規程」は、渡辺嘉重『子守教育法（1884.9.）』と谷内鴻「明治三十六年北海道庁第111号〔特別教育規程〕の検討——北海道における子守教育の系譜——（『國學院女子短期大学紀要創刊号』1983.2.）」に論述されているように、岩見沢尋常小学校「子守学級」等の設置を奨励している。しかし、劣等児等の「特別学級」への発展は

みられなかったのである。北海道の教育行政も教育関係者らも、「特別教育規程」を法的根拠として、劣等児等の特別学級を編成する意向は皆無に等しかったと言える。北海道における劣等児教育への消極的な姿勢は、就学歩合の数値となって顕現したのである。

文部省普通学務局の実態調査によれば、1911年4月1日現在、全国の初等通常教育学校に在学する児童中に特殊児童（低能児、癲癲児、白痴児、不具児）が約2%前後在学している。又、1912年1月の新潟・群馬・岡山・広島の実態調査の四県の実態調査の平均割合を算出すると2.08%となる。

これらの統計資料から、前述の1904年の北海道と全国の就学歩合の数値に注目すると、次のことが見えてくる。すなわち、北海道の就学歩合は、全国平均より約2%程度の差がでている。この2%の数値は、劣等児の出現率と同じ数値である。従って、数値上からは2%の劣等児等が就学猶予・免除されていたとみなすことが可能となる。

北海道の就学猶予・免除の実態に関する基礎資料は、岩手や宮城県等に比べて極めて粗略で不精確である。その原因の一つには、前述のような就学督責事務の不精確さと事務執行の不適切さをあげることが出来る。具体的には、北海道庁は規定上は市町村へ毎年度就学猶予・免除の実態状況の書面報告を求めているものの、統計資料には表示していないのである。特に、就学猶予・免除の事由である、「疾病」、「貧窮」、「其の他」の実態について、猶予と免除を区別せずに合算した数字の表示であったり、「疾病」の内訳が記載されていないのである。このような状況から就学猶予・免除の実態にせまる資料は整わず、十分な検討は課題として残ることになる。

明治・大正期の就学猶予・免除児童の割合は、「貧窮」と「其の他」を事由とする児童数を除くと、就学歩合成績に比例する。岩手県と宮城県を対象県として比較すると、北海道の就学猶予・免除の割合は宮城県の約2倍と高く、岩手県よりはやや低率である。1904年から1942年までを10年刻みにして就学歩合の推移をみると、就学歩合は、家庭貧窮による被傭児童、女兒、旧土人児童等の不就学歩合が減少するに従って、就学歩合は急速に高まっている。劣等児等の出現率を約2%、「疾病」の出現率を約3%とおさえて考察すると、北海道はいずれの年度においても不就学児童の割合は明らかに低い実態にある。又、不就学児童数の割合が急激に減少する三つの特徴的時期が北海道、岩手県、宮城県に共通に認められる。その時期は、第一期は1909年から1910年、第二期は1910年から1920年、第三期は1925年である。第一期から第二期にかけては、我が国の劣等児等の「特別学級」開設の第二興隆期にあたる。北海道の不就学歩合は、半減しているにも拘わらず、劣等児等の「特別学級」の顕在化はみられない。北海道においては、「疾病」を理由とした児童への精確な就学事務と適切な就学指導がなされていなかったが、大多数の単級複式編制の学校には「疾病」を持った児童が就学していたことになる。すなわち、函館、室蘭、小樽、札幌など開発が進んだ都市部では「疾病」をもつ児童等が就学猶予・免除される割合が高く、一方、大多数を占める単級複式編制学校が所在する郡部では比較的「疾病」が中軽度の児童が在学していたことになる。

3.4.3. 劣等児等の教育形態と事例

北海道の劣等児等は、就学猶予・免除され教育機会から排除された者と、郡部などに在住する児童の中には就学していた者も存在した。

劣等児等の教育の実践形態は、分離・別学編制の「特別学級」形態であるA型と学級編制型によらないB型に二分される。B型は、課業時間内配慮指導のB1型、課業時間内特別指導の

B2型、及び授業時間外指導のB3型があった。A型の実践例と教育論は全体の64%とを占めている。更に、学級編制組織形態ではないが、授業時間内外に劣等児を対象とした「特別教授」のB2、B3型を加えると実に67%となる。すなわち、劣等児等の教育形態としては、分離・別学形態を支持する立場が7割近いのである。実践事例としては、都市部に所在する師範学校附属小学校と公立小学校の「特別学級」であり、B型は郡部の小学校であった。特に、単級複式編制学校は、B型の形態を採用せざるを得ない教育環境条件におかれていた。

劣等児等の特別教育実践事例は、8校(A型6、B型2)について実証できた。1923年10月の文部省大臣官房学校衛生課『特別学級編制に関する調査(1923年10月調査)1924年7月刊行』には、設置学校数4校、学級数17、児童数729(男373、女356)とある。この調査の基になった原資料は見あたらないが、北海道庁内務部がとりまとめて報告したものであろう。本書には、設置学校名は記載されていないが、札幌師範学校附属小学校の「特別学級」の報告内容が掲載されている。他の三校は、函館師範学校代用附属亀田小学校、小樽市色内小学校、幌内小学校が年代的には該当する位置にあるが特定は出来ない。幌内小学校や幌別鉱山小学校の事例から、大正期に存続した北海道の小学校の沿革誌・記念誌・学校要覧等を精査することによって、多くの劣等児教育実践事例を発掘することが出来るであろう。

師範学校附属小学校の教育実践期間は、5年、9年、10年と短期間である。この短期間開設の傾向は、先行研究でも実証されている。北海道の劣等児等の教育の特質の一つに、「単級複式編制」との同居形態がある。この同居形態は、三校の師範学校附属小学校「特別学級」に共通にみられるものである。これは、北海道の附属小学校の使命的役割として、「単級教授」、「二部教授」、「複式教授」形態における教授法の研究の開発と教員養成のためであった。その事例は、函館師範学校代用附属小学校「特別学級」の変遷にみることができる。同校は、劣等児の教育を1917年頃からB型形態で10年間試行的実践を重ねた後、1926年にA型の「特別学級」を特設している。しかも、その特別学級は「単級複式学級」として実験研究を行っている。そして、ほぼ10年間の実践を経て、1936年頃には再びB型形態へ移行している。

劣等児等の教育形態は、「分離・別学形態」論と「共学統合形態」論とが、二者択一的に対立的形態論争として顕現化するまでには至っていない。

3.4.4. 劣等児等の教育理論

北海道において、1905年から1939年までの35年間に教育雑誌等に公表された、劣等児等の教育に関する教育論文数は50件である。掲載誌は、教育関係雑誌が全体の54%と最も多く、次いで研究集録関係が22%であった。論文等の内容について、明治・大正・昭和期ごとにみると、明治期には一般論が50%を占めて最も多く、大正期には教育方法論・教育実践論が64%と突出しており、昭和期には教育実践記録と調査・研究関係が50%となっている。この発表論文の顕現化過程は、劣等児等の「特別教授」や「特別学級」による教育実践の顕在化過程と一致する。北海道における教育論の顕現化と教育実践化は、大正・昭和期である。

教育理論件数や内容について考察するために、迫ら(1989.12.)の『岡山県教育会雑誌』の研究と『長野県特殊教育史(1979.3.)』中の『信濃教育会雑誌』の引用記述から、岡山県と長野県の関係論文を検討した結果、以下のことが判明した。『岡山県教育会雑誌』に関係論文が初出するのは1896年で、明治・大正期に56件掲載されている。劣等児等の教育実践は、1907年に開始されている。岡山県の劣等児等の教育の顕現化は、明治40(1907)年代である。『信濃教育会雑誌』に関係論文が初出したのは、1900年で、明治・大正期に20件掲載されている。劣等

児等の教育実践は、全国に先駆けて1890年に始めている。

教育対象児に関しては、劣等児・劣等生と劣等児・学業成績不良児が全体の64%を占めている。これに対して、低能児・精神薄弱児は11%と少ない。戦前期には、対象児童の名称は、医学・心理学・教育学による概念規定は確定されずに、多様な名称が多様な解釈のもとに使用されていた。岡山県では、劣等児・劣等生とする名称と白痴・痴愚・精神薄弱の名称が同じ割合で使用されており、低能児・精神薄弱児の教育についての関心が高いことを示している。

劣等児等への教育理念・児童の発達観については、「救済・憐憫」、「社会的防衛・感化」等の国家主義的教育思想と「個性尊重・児童本位」、「人間平等・教育権」等の児童中心主義的教育思想が、それぞれ32%を占めている。

指導観や指導法は、明治期には顕在化し、理論的に確立している。明治・大正・昭和期を通じて、一環としていることは、基礎的教科の成績向上を図るために、既習内容を反復練習させる指導観と指導法である。大正期には、劣等児等の学習特性を考慮する指導観や卒業後の職業生活への接続を考慮する指導観が顕現化している。それは、「職業教育」、「個別化教育」、「分団式教授」、「教授細目による指導の段階的教授」等として論じられている。この傾向は、昭和期に入って一層鮮明になり、「生活・体験教育」、「作業教育」、「個別化教育」、「単元学習」等として論述されている。劣等児等の教育論は、教育実践上から、単に劣等児・学業成績不良児童に対する指導観・指導法では教育効果をあげ得ないことから、低能児・精神薄弱児等の児童一人一人の個性・能力・生活環境・将来生活等を考慮した指導観・指導法へと変遷していった。劣等児等の教育の指導観・指導法は、明治期に理論構成の萌芽形態がみられ、大正・昭和期には教育実践の原型が形成されたのである。

第3章 註

1. 北海道教育会の機関誌『北海道教育雑誌』の誌名は、教育会の組織の改組と連動して変更された。『北海道大学大学院教育学研究科紀要』86, p.72, 序章註3. 参照。
2. 北海道開拓使の「奨学告諭」については、『北海道大学大学院教育学研究科研究紀要』86, pp.145-147, 第2章註3. 参照。
3. 根室支庁は、1874年5月に「奨学告諭」を通達した。その内容と表記は具体的で地方性のあるものである。次に、要点を摘記する。

人は一生勤める事により安心して飲食できる。一日勤めを欠けば十日の貧困を醸成する。根室は創業以来御趣旨を奉体して人口も増加し学齢子弟の数も少なくない。しかし、土地の風習にややもすれば遊惰の族がいるのは実に憐然の至りである。今義塾を設けて、学びたい者には許可して学業に就かせ遊惰放逸の習弊をなくし、「村ニ凍餒ノ民ナク家ニ不学ノ子勿ラシメント欲ス其父母タル者ハ子弟ヲシテ学業進達ノ一途ニ勉強セシムヘキモノナリ」この趣意を心掛けるべし。

4. 函館支庁は、1875年3月に「奨学告諭」により学事拡張を告諭した。その内容は、学制の精神を説き、函館港の役割を強調して、官民一体になって学校不振の恥をそそぐ決意を促すものとなっている。次に、その要点を摘記する。

当地の人民は、学制以来学事に懸ける意志と姿勢は高いものがある。しかし。教育のことは官に依頼するという従来からの弊風もある。当地には日本五大港の一つがあり、各県の上位にあるのであるから各県の官民に対して恥ずかしいことは出来ない。学校の設立・維持費の工面は人民が協同の心で工面しなければならない。不足分は官が助力するが、それを当然の事と心得てはならない。「前文ノ旨趣潜心細読シテ篤ト相弁ヘ人一層奮発ノ気ヲ起シ候様致ヘシ。

5. 甲第二十一号 明治十六年四月十六日

学務委員薦挙規則部冊ノ通相定候条此旨布達候事

但シ従前ノ学務委員ハ満期ニ至リ改薦スヘシ

学務委員薦挙規則（第一条～第十三条筆者略）『明治十六年 函館県布達々全書』pp.118-132.

6. 甲第拾七号 明治十六年五月二日

本県小学規則別冊之通相メ本年九月一日ヨリ施行候条此旨布達候事

但明治十三年一月旧開拓使札幌本庁甲第四号布達ハ本年八月三十一日限り廃止ノ義ト心得ヘシ 別冊「小学校規則（筆者略）」、「学齡児童就学督責規則（本文表中）」、「学務委員薦挙規則附職務概項（第一条～第二十六条筆者略）」『明治十六年 札幌県令全書』pp.72-75.

7. 本県学務委員薦挙規則就学督責規則町村立私立小学校設置廃止規則別冊之通相度此相伺候也段

明治十六年二月十五日滞京根室県令湯地定基

文部郷 福岡孝弟殿

学務委員薦挙規則（第一条～第十一条筆者略）『教育 根室県（1926.6.）』pp.24-29.

8. 函館県は、『函館県学事第一年報 明治十五年』、『函館県学事第二年報 明治十六年』、『函館県学事第三年報 明治十七年』、『函館県学事第四年報 明治十八年』を刊行した。札幌県は、『札幌県学事第一年報 明治十五年』から第四年報まで刊行した。根室県は、『根室県第一学事年報 明治十五年』から第四学事年報まで刊行した。

学事報告の内容は、殆ど同一の内容で、例言（説明、教育庶務ノ要旨）、管内（学区区画別）学事ノ状況、学齡児童就学、小学校、学事関係職員、学事監督奨励ノ状況、学事統計一覧から成っている。

9. 『青森県教育史3 資料編1』p.309. 1970.10., 石島晴子「わが国における[就学猶予・免除規定]の成立に関する一考察」『精神薄弱問題史研究紀要』24, pp.13-37. 1979.10., 工藤博信『青森県障害児教育年表』p.2. 1982.

10. 北海道庁訓令第13号別冊「普通教育ニ関スル注意事項」北海道庁殖民部拓殖課『殖民公報』13, pp.102-107. 1903.3, 14.pp.94-97. 1903.4, 15. pp.96-99. 1903.5. 3回にわたる連載。

内容構成は、第一 総説、第二 学校（分教場、簡易教育所を含む）の設置に関はる事、第三 就学事務に関はる事、第四 教授に関はる事となっている。

11. 「第三 就学事務ニ関ハル事」の内容の要点は、一 精確な学齡簿の作成、二 学齡簿と学籍簿の人数の一致、三 就学の実地の仕事、四 就学の督責と就学猶予免除の取り計らい、不就学者につて区町村長戸長への通知、五 就学者・不就学者への責任履行、六 就学義務履行、年長児童の就学は成る可くは「特別の学級」として、規程により適切な教育を施す事、七 学務委員の職務である pp.242-245. 1903.3.

12. 3.1.2.就学猶予・免除の実態の統計表の項目欄を参照ください。北海道の3.1.2.1.と宮城県3.1.2.2.及び岩手県3.1.2.3.と比較すると、北海道の統計処理、すなわち就学事務の粗雑さが判明できる。

13. 前掲註11. の「第三 就学事務ニ関ハル事」の五 就学者・不就学者への責任履行の末文に次のような注意事項がある。当時の就学歩合成績を上げるための就学事務と就学報告書作成の不正が起きていることを示す訓達である。

「尚此事務について、注意を要するは、就学の成績についての悪競争である。たとえば無心又は有心を以て就学不就学児童の調べを疎漏にし、又は出席せざるものを出席した様に間違い、若くは中半の就学者などに対して、其教育を面倒かりて卒業の認定を疎漏にするなどの事は、つとめて警戒加へねはならぬ。現に前記の地方などに於ては、是等のために懲戒処分を受けたものなどもあったといふ亦参考すべきである。固より本庁の方針も、是等教意怠慢の行為を見逃かすものではない」p.244.

14. 乙竹岩造「特殊教育問題」『日本学校衛生』1-2. pp.32-33. 1913.5.

15. 文部大臣官房学務衛生課『大正十三年六月 特別学級編制に関する調査』pp.14-19. 1924.7.

16. 学校の諸経費を賄うために設けられた田地のことをいう。中国では、五代の南唐の昇元年間（937-942）に設けられていた。学田の経営は、小作人に耕作させて、学租・学田租と呼ばれる小作料を徴収して教育費に充てる仕組みである。我が国では、律令制下の757年官人教育の大学寮財源の独立化を図るために公廨田30町をおいたことに始まる。

「学制」前の教育費（施設設備費・学校維持管理費・教員給与費等）は、蓄費・束脩・謝儀等によっていた。「学制」における学校経費は、受益者負担を原則として、一部官費をもって補い、その他は総て学区負担であった。負担関係は、地域によって様ではないが、町村協議費・戸賦金・授業料・補助金・有志寄付金等であ

るが、開拓地の人民にとっては学校経費は重負担であった。そこで、学区民は学校維持のために協働で学田等による収入源の確保の方策をとったのである。

- 北海道における方策には、1. 水産的維持法(昆布場収入、漁場貸与、共有鮭納家出金)、2. 農林的維持法(学田養蚕、学田、学林、学林薪)、3. 資金貸与維持法、4. その他(渡舟賃、秣刈場、秣刈料)などがあつた。学田・学林は、学校経営と実業科の進进行を目的に奨励されるようになり、1904年8月に文部省は「学校樹裁」に関する訓令により、その実施を奨励した。『北海道教育史 全道編一』pp.285-286, 521. 1961.3.)
17. 「附属小学校代用円山小学校二部学級状況」『北海之教育』220. pp.17-18. 1911.5. 第4章4.1.1.参照。
18. 「北海道師範学校附属小学校代用円山尋常小学校単級設置状況」『北海之教育』223. pp.14-22. 1911.8. 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』掲載予定本論文(Ⅲ)第4章4.1.1.参照。
19. 「道府県や市町村の計画による」ための開級20例中に、北海道、山形県、神奈川県が師範附属小学校に特別学級開級を依頼している」とある。戸崎敬子「第2次大戦前における[特別学級]の実態(Ⅲ)」『高知大学教育学部研究報告 第1部』43. p.53. 1991.10.
- 「北海道札幌師範附属 北海道の白痴、低能児の教育計画 服部教一の指導による」とある。戸崎敬子『特別学級史研究』p.216. 1993.2.
20. 『北海道教育』90. p.65. 1926.2.
21. 「当時学校敷地内南三条西十五丁目に当たる所に一棟の独立家屋を以て之に充て、通学の外寄宿舎に収容し以て精神薄弱児の教育とせり」とあり、図面が掲示してある。第4章4.1.2.参照。黙雷生「低脳児教育の理論と実際(三)」175. p.52. 1933.3.
22. 特別学級開設理由として、1. 救済・学力向上、2. 児童の指導法の研究、3. 能力(学力)別指導・個性に応じた指導、など11あげている(p.9.)。この分類には、例えば「指導法の研究」についての説明がないなど問題がある。指導法には、学級編制を含めた指導や学習の組織編成法もあれば、教材中心の指導や生活経験を通した指導など教材選択と組織などの方法もある。北海道の事例には、救済よりも、学校経営上の問題として、児童数の急増や教育費削減による学級編成上の理由がある。特に、学校経営上「単級複式編成」とその教授法の一つとして開設しているところに特質がある。
23. 幌内小学校の沿革誌は、第一号から第六号まで六分冊に分かれている。第一号は、表紙に「学校承伝記録簿」と刻印されたもので、校名入りの罫紙に開校以来の沿革史、学級編制と教員数が記載されている。第二号には、校地、校舎・設備、奉置所など学校財産関係が記録されている。第三号から第六号までは、各年度の年誌と教授記録が記載されている。記述様式は統一されていないため、内容が重複しているものもあるが、整備と保管状況は良好である。
24. 「及川平治の[動的教育法]は、明治の末ごろから道内に深く浸透し、空知教育に支持者が多かったが、特に熱烈に支持して教壇に生かしたのは岩見沢第二小学校(大場吉太郎校長)、聖園小学校(山内鹿熊校長)、夕張小学校(杉山基首席訓導)、幌内小学校などがあげられる」。『三笠教育史(上巻)』p.208. 1984.4. 「空知教育会は、数多くの実績を挙げ、教育王国空知を築いた。空知教育会は、昭和八年創立万三十年を迎える」。『岩見沢教育史』p.281. 1874.10.
25. 「劣等児救済簿」は、幌別鉦山小学校が創作した公的記録簿であろう。おそらく、救済対象の劣等児の名前、生年月日、保護者名などを記録した表簿と思われるが現物は保管されていない。この種の表簿については、名称、存在の有無など先行研究には見あたらない。
26. 『学校衛生』11-3. p.72. 1931.3. 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』86. p.96. 第1章註23. 参照。
27. 梶川勝三郎は、北海道師範学校附属小学校訓導であつた1904年に、北海道で最初に「二部教授」の公開授業と研究発表を行った教師である。研究結果は、『北海道教育雑誌』136. pp.7-12. 1904.5, 137. pp.12-18. 1904.6. に連載された。その内容に関しては、本論文(Ⅲ)第4章4.1.1.を参照ください。
28. ゲーリー・システム Gary System, ゲーリー式, ゲーリプランなどと呼ばれる学校経営上の教育組織法である。1908年から、アメリカのインディアナ州ゲーリー市の学校教育課長ワート Wirt, A.W. によって、市内9公立学校で実施された学校運営上の教室利用と教授法の工夫である。低学年をA・Bの二群(これをプラトーン platoon と名づける)に分け、A群が普通教室で普通教科(国語・算術・博物・歴史・地理)を学習しているときに、他方のB群は運動場・講堂・特別教室などで特別教科(音楽・体育・遊技など)を学習する。この工夫によって、教室の利用効率上がり、児童の在校時間を増すことが出来るので、就学児童の

- 増加と共働きの家庭の問題をある程度解決するものとして全米に反響を呼び、1920年頃には1,000校で実施される程普及した。この方法が発展にして、主にデトロイト市でプラトゥーン・プランとして実施された。
29. 「精神薄弱児童養護施設講習会」『学校衛生』11-2. pp.62-63. 1932.2。
30. 北海道からの受講者は、函館市立東川小学校「養護学級」担当予定者北川能光訓導と小樽市立色内小学校首席訓導高山喜一郎の両名の参加が確認できた。高山は、同校の「促進学級」の担当者であったと思われるが裏づけはない。
31. 「精神薄弱児童養護施設に関する方案」『学校衛生』11-5. pp.30-37. 1931.5。
- 内容項目は、一 精神薄弱児童特別教育の必要、二 特別学級の編制と収容児童の種別、三 特別学級の児童選択の方法、四 教科目及教科内容、五 身体養護、六 特別学級の設備、七 特別学級の経費、八 卒業後の補導、により構成されている。
32. 「希望事項」『学校衛生』11-5. pp.37-39. 1931.5。
- 一、小学校に於ける精神薄弱児童の為に特別学級の施設を規定を制定せられたし 理由（筆者省略） 二、消灯教育関係者に対し精神薄弱児童に関する教育を一層強調せられたし 理由（筆者省略）。
33. 迫ゆかり・清水寛・志賀兼充「岡山県における〔劣等児・低能児〕教育問題の顕在化過程」『精神薄弱問題史研究紀要』29. pp.15-34. 1985.3。
- 迫ゆかり「岡山県における障害者に対する公的処遇の研究——第二報——雑誌にみられる明治・大正期の精神薄弱教育処遇について——」『吉備地方文化研究』2. pp.57-130. 1989.3。
- 迫ゆかり・清水寛「大正新教育下における岡山県の〔劣等児・低能児〕教育の特徴」『特殊教育学研究』27-3. pp.31-43. 1989.12。
34. 前掲註33。
35. 長野県特殊教育百年記念事業会『長野県特殊教育史』pp.26-36. 1979.3. より引用作成。
36. 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』86. p.149. 第2章註26. 参照。
37. 教授細目に関する規程は、小学校令施行規則第22条「学校長ハ其ノ小学校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」とある。
- 文部省調査部の船越源一は、教授細目について次のように解釈している。「教則中に定められたる各教科目の教育上の要旨・指導要項・教授方法・及教科課程表に基づきて実際において教授すべき事項及順序を明細に定めたるものなり」。『小学校教育行政法規精義』p.248. 1935.2。
- 学習指導要領を基準として学校が編成する各教科の指導内容・方法、すなわち、指導計画である。
38. 市澤豊「自主シンポジウム指定討論資料 子どもと授業と個別指導計画」『日本特殊教育学会第39回大会 自主シンポジウム19』2001.9。
39. 学年進級や卒業の認定の仕方には、履修主義（年齢主義）と修得主義（課程主義）の二つがある。
- 前者は、定められた期間就学することが修了の認定条件となり、学力等の内容は問われない。後者は、予め設定された一定の学力水準を充たすことにより、初めて進級や卒業が認定されるものである。
- 本資料には、「年齢主義、在学主義、学力主義」の説明はない。年齢主義・在学主義は、履修主義であり、学力主義は修得主義の意であろう。1925年当時、尋常小学校の教科課程の修了の認定は、小学校令施行規則第23条により学校長の任務であった。従って、学校長は、履修課程成績により学習証書・修了証書・卒業証書授与に関する認定も掌っていた。学校長は、劣等児等の履修課程について、児童と保護者として話し合いをして、児童と保護者に選択・決定させる教育選択権の思想が注目される。
40. 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』86. p.73. 序章註11. 参照。
41. 市澤豊・高村法保・室橋春光・平田勝政「明治期の〔特殊学級〕法制に関する一考察——就学督励策としての〔特別学級〕の成立とその劣等児教育への導入過程の検討を中心に——」『日本特殊教育学会 第40回大会発表論文集』p.653. 2002.8. 『同発表附帯資料』2002.9。